

令和5年12月愛荘町議会定例会会議録

令和5年12月11日（月）午前9時00分開議

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第65号 愛荘町少年センター設置条例
- 日程第 3 議案第66号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第67号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第68号 湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第69号 中山道愛知川宿街道交流館の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第70号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 8 議案第71号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第72号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第73号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1
-

出席議員（14名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 久保田 正利 君 | 2番 小 菅 久 宣 君 |
| 3番 中 川 喜代和 君 | 4番 澤 田 源 宏 君 |
| 5番 森 野 隆 君 | 6番 村 田 定 君 |
| 7番 上 田 太 治 君 | 8番 高 橋 正 夫 君 |
| 9番 外 川 善 正 君 | 10番 河 村 善 一 君 |
| 11番 瀧 すみ江 君 | 12番 竹 中 秀 夫 君 |

13番 辰 己 保 君

14番 村 西 作 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	西川傳和君
総務政策監	生駒秀嘉君	福祉政策監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀君
産業政策監	北川三津夫君	経営戦略課長	田中孝幸君
行革・DX推進室長 兼公共施設最適配置推進室長	久保川瑞穂君	くらし安全環境課長	水谷徹也君
福祉課長	小林充周君	地域包括支援センター所長	越後聡美君
子ども支援課長	重田祐史君	住 民 課 長	楠 真二君
税 務 課 長	藤澤雅史君	商工観光課長	阪本 崇君
建設・下水道課長	羽田順行君	学校教育担当課長	奥村 晃君
給食センター所長	藤野佳美君	生涯学習課長 兼国スポ・障スポ開催準備室長	陌間秀介君

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（村西作雄君） 皆さん、おはようございます。

師走に入りまして、慌ただしくなっただけまいりましたが、お繰り合わせいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今日は、上林教育次長から欠席届が出ておりますので、報告しておきます。

◎議事日程の報告

○議長（村西作雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（村西作雄君） 日程第1 一般質問を行います。

今期定例会は10名の一般質問通告があり、今日は7名の一般質問を行います。

議会改革条例に関する要領第9条の7において、質問時間は答弁時間を除き30分以内とし、一括方式の質問回数については3回まで、また30分を経過した場合、その質問が終了するまで認めとなっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、順次発言を許します。

◇ 村田 定君

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 皆さん、おはようございます。6番、村田定です。一般質問を行います。今回は4点の一般質問を行います。

まず1点目、職員の通年輕装勤務（エコスタイル）の実施についてお尋ねをいたします。

環境省においては、令和3年度から本格的にクールビズ、ウォームビズの全国一律の実施期間の設定を行わず、各自の判断で快適で働きやすいノーネクタイの上着の服装を呼びかけています。地球温暖化対策、気候変動や多様な働き方への対応、公務能率の向上を目的とするところです。

まずは担当課長にお尋ねをします。

地球温暖化対策実行計画を策定し、事務作業による二酸化炭素の排出量の削減目標、当町の取組の内容についてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　本町では、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、事務及び事業における温室効果ガスの排出量を削減し、吸収作用を保全、強化することを目的に、令和2年3月に第3次愛荘町地球温暖化防止実行計画を策定しており、令和5年度には一部改訂に向けた更新を予定しております。

第3次計画では、温室効果ガスである二酸化炭素排出量を令和12年度に平成25年度実績値から40%削減することを目標とし、特に電力と燃料の使用料削減について取組を進めています。

具体的には、防犯灯や道路照明灯のLED化、庁舎電気・燃料使用料の削減、省資源・リサイクルの推進、廃棄物の減量化、冷暖房器具の適正管理、環境負荷の少ない公用車への変更等を実施しており、このうち冷暖房用電力・燃料使用料の削減に向けた取組については、エコスタイルの実施や適正な冷暖房の管理を行っています。

今後も引き続き目標達成に向け、環境に配慮した取組を実践してまいります。

以上です。

○議長（村西作雄君）　　6番、村田 定君。

○6番（村田 定君）　　大変高いハードルだと思うんですけども、しっかりと進めていただきたいと思います。

次に、庁舎施設では、年間を通して過度にならないように、冷房、暖房の温度設定など、当町の取組についてお尋ねをします。

○議長（村西作雄君）　　経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君）　　お答え申し上げます。

庁舎等の各施設における執務時間中の温度管理については、環境省が推奨しています。夏期は28度、冬期は20度の設定とし、快適性を損なわない範囲で省エネルギーに努めているところです。

職員の業務効率を低下させないよう、夏期においてはクールビズ期間として5月1日から10月31日までの間、ノーネクタイ、ノージャケット、ポロシャツによる軽装などによる室温に適した服装を推奨しております。また、冬期においては、コロナ禍によって空気を喚起する必要もあり、ジャケット、ジャンパー、ーフコート等の

着用を認めてまいりましたが、今期についても引き続き同じ対応としているところで

す。
来庁いただいた住民の皆様にも配慮しつつ、職員が働きやすい環境を整えているところでございます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問を行います。冷房27度から28度に上げたときよりも、暖房の21度から20度にした場合の効果は4.4倍のCO₂の削減効果が得られると言われております。冷房日数より暖房日数のほうが長いので効果があります。ぜひとも必要性があると思います。20度の室温に設定して温かい服装で快適に過ごすライフスタイルをぜひ実行していただきたいと思います。ある市ではゼロカーボンシティを宣言し、光熱水費の削減だけでなく、ゼロカーボンやSDGs、持続可能な開発目標の推進を位置づけております。その点について課長の答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

今ほど議員おっしゃられましたように、地球温暖化対策の効果の部分につきましては、省エネルギーというものは切って切ることにはできない関係性が多いと考えております。そうした中で、省エネを進めていくことを前提としつつ、しかしながら職員の快適な執務の確保という部分も特に大切なところでございます。そうした中で、今、先ほども申し上げましたように、コロナのところを一例としましたジャケットとかジャンパー、ハーフコート、また膝かけ等を活用し、その室温に適した執務の温度として職務に当たってまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ぜひ取組をお願いします。

次に、町長にお尋ねします。滋賀県内でも私が把握している範囲でも、既にウォームビズを、5市と質問には書いておりましたが、今、6市が実施をしています。全国では県単位で知事が推奨して、市町が令和4年度以降、順次実施されており、特に男性職員には高評価です。来庁者にも御理解いただけるよう案内を出しており、町民さんからの疑問の声もありません。ビジネスシーンでもTPO（時・場所・場合）をわきまえていれば、失礼に当たることは基本的にはありません。最近リモートワークも増え、働き方とともに働く服装も肝要になる傾向にあります。ウォームビズを推奨

する民間企業が最近が増えております。環境省の取組に基づいて、全国の自治体も順次実施して成果を上げています。TPOに応じた服装を適切に選択し、働きやすい服装で勤務することで、ストレスの軽減や業務の効率化、新たな発想の創出につなげる町民サービスの向上を図ることの推進につながるものと考えます。町としてウォームビズの今後の取組について、町長にお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 御質問ありがとうございます。今ほど、19市町のうちもう6市が実践をされていらっしゃるということで、大変、愛荘町にとっても新たな御視点で御質問を頂きありがとうございます。

ウォームビズは、冬期における地球温暖化対策の一環として、2005年の秋から環境省が提唱しているキャンペーンでございます。夏期に実施をしているクールビズの秋冬版の取組であり、暖房時の室温を20度以下でも快適に温かく過ごすライフスタイルを推奨したものです。

現時点では、町役場としてウォームビズをうたってはおりませんが、先ほど経営戦略課長が答弁しましたとおり、今期も職員には防寒のための上着の着用を認めており、ウォームビズの趣旨を踏まえた対応としているところです。

今後につきましては、前向きに働き方改革の観点からも、職員の仕事の能率がアップする職場環境の実現は大切なテーマですので、多様な価値観がある中においても、行政職員に期待されるTPOに応じた服装であることを前提に置きつつ、職員の主体的な導入促進への取組を応援していきたいと考えております。環境意識も高まる中、行政職員としての清潔感と品位を保ち、活動的で柔軟性がある服装や職場の構築はとも良いことと存じております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問を行います。今、町長から前向きに取り組むという答弁を頂きました。ここで政策監にお尋ねをいたします。取組の実施は、やはりルールづくりは町長がするのではなくて、担当課の責任だというふうに思います。県では県知事が推奨されて、もう既にその県全部がウォームビズを取り付けられているところもありますし、やはり首長の応援がなければ、理解がなければ、これは進められない事業だと思っております。

環境省は、2030年に向けて温室効果ガス排出量を26%削減する目標を挙げて

います。今回のこの大きな目的は大きく2つあると思います。1つは地球温暖化対策、もう1つは年間エコスタイルの実施、ウォームビズの推進であります。省エネ、省支出を促すライフスタイルは、地球温暖化対策の一環として、2005年、平成17年から、今から18年前に環境省が呼びかけております。クールビズを早く取り入れられ18年目になります。ウォームビズは2016年に呼びかけを行いました、なかなか浸透してなく、2021年、令和3年より本格化してきました。

ウォームビズの効果は、クールビズの約4倍の効果があると言われております。私、先日、米原市のほうに訪問してきました。米原市もウォームビズを取り上げておるんですが、市長が前向きであり、総務部のほうで手続をされ、今、11月1日から実施されておられます。職員の反応も良く、地球温暖化対策に取り組む働きやすい、動きやすい服装として、非常に職員からも効果があります。新しい庁舎ですので、非常に空調もすばらしいんですけども、総務部に私もお話を聞き、また1階から4階までの各フロアをずっと見ていきました。特に職員にも個々に10人ぐらい話を聞きましたけども、非常に働きやすい、環境が良くなったということで、非常に職員は勤務状態がいいということで大変好評でございました。年間、こういう形で働きやすい服装になるということは非常にありがたいというふうなことでした。米原市が言われました特に印象的なのは、これは米原市だけでやってできることじゃなくて、やはり全国的に取り組まなければいけないので、愛荘町のほうでもそのような取組を進められるということに対しては非常に歓迎をされましたし、ぜひぜひそういうことで進んでほしいということでした。ゼロカーボン宣言を表明し、2050年までには脱炭素社会実現に取り組んでおるわけでございます。省エネルギーの一層の推進と地球温暖化防止のためのウォームビズの取組に協力をしてくださいということも聞きました。

そこで、政策監に、今後どのように取り組まれていくのか、具体的にお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。ありがとうございます。

議員おっしゃいますように、ウォームビズの取組につきましては地球温暖化対策の一環であるということと、あと働き方改革の一環でもあるというふうに思っているところです。先般も、職員の働き方改革につきまして、各所属の中でいろいろと検討、

話をさせていただきました。その内容については11月の課長会のときに意見を出していただいて、さらに自分らの管理できるところは積極的にやっていただくんですけども、共通してやっていく部分につきましては全体で考えていかなあかんということも思っております。12月の課長会もまたさせていただくんですけども、そのときについても引き続き業務改善、働き方改革について議論をさせていただこうかなというふうに思っておりますので、そういった中で、今言うていただいておりますこのウォームビズの取組につきましても話合いの機会を持ちたいというふうに思っております。これも先ほど町長からもありましたように、現場で働く職員の意欲、意見、自主性、そういったものが非常に大事ということになってございますので、一定のルールづくりも踏まえまして前向きに検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。本来でしたら11月1日からクールビズとずっと並行していくのはいいんですけども、もう時期が過ぎましたので、早急にそういう会議等について実施の方向に向いていただくようお願いをしたいと思います。

次に2点目、防犯カメラの設置についてお尋ねします。

防犯カメラは犯罪や不審者の発見、いたずらの抑止力の効果を持ちます。また、事故、事件が起きた際に詳細な映像を取得することができます。住民の安心度、トラブルや犯罪被害を防ぐ大変重要なものと考えます。

そこで、現在、町内の設置は何か所あるのか、また当町の令和5年度の防犯カメラ設置の取組についてお尋ねをします。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 現在、愛荘町防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要綱に基づきまして、町が道路等に設置し稼働している防犯カメラは7台ございます。令和5年度は、児童、高齢者の見守りと夜間の犯罪抑止を目的に、無線通信式防犯カメラを東近江警察署から助言を受けた危険箇所の中から県道や町道上に5か所設置し、防犯面の取組を強化したところでございます。

このほか、教育委員会が所管する愛ぼうくんには、防犯ブザー機能のほか、一部防犯カメラとして常時録画機能を有しているものがあり、児童生徒の安全確保のため、町内の通学路に56か所設置をしております。また、道路以外にも町の施設、例えば

小中学校や給食センター、ゆめまちテラスえちなどの施設にも防犯カメラを設置しております。

防犯カメラは、設置されていることが犯罪抑止につながるほか、万が一の事件発生時には録画された映像が犯人の特定につながることもあることから、犯罪の未然防止や事件の早期解決、子どもの通学路の安全確保に貢献しているものと認識しております。

このため、次年度以降も引き続き、東近江警察署と連携を図りながら、必要な場所への防犯カメラの設置を進めてまいります。また、防犯カメラの設置と併せて、防犯パトロール活動や防犯灯整備の充実などにも取り組み、犯罪が起こりにくい環境づくりに努めてまいります。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 町民の安心・安全のためにしっかりとこれは進めて取組をしていただきたいと思っております。

次に、自治会単位での取組についてお尋ねをいたします。積極的な取組の事例など、また、町の補助制度についてお尋ねをします。

○議長（村西作雄君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 本町では、元気なまちづくり補助金におきまして、自治体が行う防犯カメラの設置に要する経費に対し補助を実施しております。これまでにこの補助事業を活用し、8自治体が15台の防犯カメラを設置されております。ごみステーションからのごみの持ち去り防止や、青少年における非行の抑制など、防犯カメラを設置された自治会からは非常に効果的であったとの声を聞いております。安全で安心な地域づくりに寄与しているものと考えております。

近年、防犯意識の高まりから、多くの自治会から防犯カメラ設置の声を頂いております。これまでに設置された事例を御紹介し、補助制度を有効に御活用いただくことで、町と自治会とのパートナーシップによる安全かつ安心なまちづくりを今後とも進めてまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問を行います。今、自治会の補助が3分の1程度だと思うんですけども、やはりこれ積極的に進める上において負担金を増加できないかにつ

いてお尋ねします。

○議長（村西作雄君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） これまで自治会向けの補助金である元気なまちづくり補助金を活用して防犯カメラを設置された費用の平均でございますが、防犯カメラ1台当たり21万円となっております。設置台数は自治会により1台から4台整備されており、最も費用が高いところで53万2,000円ございました。現行の補助金要綱は、対象となる費用の3分の1、30万円を限度に補助しており、防犯カメラだけでなく自治会が実施する交流活動の備品や防犯灯、カーブミラー、公園遊具の整備のほか、自主的な活動に要する事業に係る費用を幅広く対象としております。毎年多くの自治会に御利用いただいている状況でございます。昨今の物価高騰により、整備に係る費用が高騰しているというお話も聞いているところでございます。令和3年度から運用している本補助金要綱については、運用から3年が経過し社会情勢も大きく変化していることなども踏まえまして、地域の状況をお聞かせいただきながら見直していかなければならないと考えております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） ぜひそのような方向でお願いをしたいと思います。

再質問なんですけども、自治会が取り組んでおる防犯カメラの件で、今年度、安孫子自治会で2か所整備されたということで、私は安孫子自治会のほうに行ってまいりました。グラウンド広場で野球やバッティング等で近所に迷惑をかけて、そのボールが硬球のために屋根の瓦を割るとかということが度々ありまして、注意してもなかなか聞かなかった。そういったことで、今年度2か所、1か所はグラウンドに設置をし、もう1か所はごみステーション、決められた日に出さないというようなこともありました。それが2か所付けられました。それで、防犯カメラ設置というふうなステッカーを貼られて、非常にその抑止力が高まったということを聞いております。そういったことで、この自治会でもまだまだこれから進めなければならないと思いますので、そういったところの行政支援指導をお願いしたいと思います。それについて意見を願います。

○議長（村西作雄君） みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 地域が設置する防犯カメラにつきましては、自治会ミーティング等でもいろいろと、その地域で起こっている犯罪であったりとか、そういう事件ではございませんけれども状況をお伺いすることはございます。そういった中で、やはりその証拠であったりとか犯罪抑止という部分からは、やはり防犯カメラが非常に有効であるというお話もさせていただいておる中でございます。やはり、その補助制度の中の対象になるということももちろん周知する必要もございますし、どういった形で付けるのかというその方法、そういったことも町のほうからアドバイスをさせていただいているような状況でございまして、引き続き、議員がおっしゃるとおり、地域の安全・安心を高めるためにも1つの方法でありますその防犯カメラの設置に関しては、引き続き町としても御助言させていただきながら、町全体の安心・安全につながるような取組としていきたいというふうに考えております。

○議長(村西作雄君) 6番、村田 定君。

○6番(村田 定君) 次に、防犯カメラのステッカーは、不審者の目に付く場所に貼ることで防犯意識が高いところだと知らせることができると思いますが、町の見解をお尋ねいたします。

○議長(村西作雄君) みらい創生課長。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 議員御指摘の防犯カメラのステッカーは、カラフルな色みであえて目立たせることで犯罪を未然に防止する効果があり、同時に防犯カメラを設置することで相乗効果が生まれ、不審者や犯罪防止につながるものと考えております。町が設置する防犯カメラにつきましては、愛荘町防犯カメラの設置管理及び運用に関する要綱第4条2項において、映像録画が行われていることを町民等が認識することができるよう、設置場所、周辺の見やすい箇所に標識等を掲示することとしております。また、不法な行為を抑止、防止する警告のほかにも、該当するエリアが監視、撮影、録画されているということを周囲に知らせることで、防犯意識の高まりも期待できます。今後、自治会主体で設置される防犯カメラにつきましては、啓発や設置促進に取り組むとともに、防犯ステッカーの重要性についても周知に努めてまいります。

○議長(村西作雄君) 6番、村田 定君。

○6番(村田 定君) 教育長にお尋ねをいたします。学校に防犯カメラを設置されておられると思うんですが、その現状をお尋ねしたいと思います。学校敷地は大変広

く、教員の目の届かない場所も多くあるため、また不審者の侵入を防ぐということから防犯カメラの設置が必要じゃないかなといったことで、現状についてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在、町内8公園におきましては合計で68台の防犯カメラを設置しております。議員御指摘のとおり、その目的につきましては、主に外部からの不審者等の侵入に備えるための設置でございます。今後とも学校園のその状況等を現場からもしっかり聞き取りまして、充実した備えを行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 3点目の質問をします。2024年度から上下分離方式の運行となる近江鉄道についてお尋ねをします。

2020年3月に全線存続が決まった近江鉄道の24年度からの上下分離方式の移行まで4か月を切りました。同方式は、運行を従来の同鉄道が行い、線路や駅舎などの施設管理を沿線自治体や滋賀県で構成する近江鉄道線管理機構が担うこととなります。当町も負担金が発生し、管理機構を担うこととなります。大きな費用負担を支払うこととなりますが、単年度負担金についてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 近江鉄道の存続に向けては、これまで近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会を中心に議論を重ねてまいりました。令和6年度からの上下分離方式での運行に向け、令和5年1月に一般社団法人近江鉄道線管理機構が設立され、当町は令和5年度に約280万円の負担、令和6年度には約4,210万円を負担する予定でございます。なお、負担額に係る国等の支援につきましては、社会資本整備総合交付金を1,020万円充当する予定となっております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に、線路点検や保守作業、踏切点検、除草作業などの負担についてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 令和6年度の負担金の内訳についてでございますが、設備投資負担金約2,250万円、安全輸送設備負担金約120万円、保守管理委託料約1,050万円、一般社団法人近江鉄道線管理機構運営負担金約300万円、固定資産税額約480万円、その他登録免許税、登記委託料等の費用となる見込みでございます。

○議長(村西作雄君) 6番、村田 定君。

○6番(村田 定君) この近江線の存続につきましては、相当長期にわたり議論がされてきました。バスに切り替える選択肢もありましたが、鉄道を維持存続するほうが代替交通手段よりメリットも大きかったということで存続が決まったように聞いております。高額な費用負担が発生するわけでありましたが、大変この費用対効果が問われるところだというふうに思っております。

上下分離方式について聞くと、よく分からないと答えられ、住民の関心の低さは明確です。啓発がもっと必要です。現在、全国の地方公共交通、バス路線も含め、危機に瀕しており、再生に向けたプロジェクトを始めています。以前のアンケートにもありましたが、近江鉄道を普段から利用する人の割合が低く、利用者目線での対応を提示できない。近江鉄道の公共交通を良くするには、事業者、自治体、地域住民が三位一体で取り組まなければならないと思います。負担金に税金を投入するよう、行政にも利用促進策に取り組む責任が生じます。もっと理解を深めることが必要だと思いますが、今後の取組についてお尋ねをいたします。

○議長(村西作雄君) 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 議員御質問のとおり、上下分離方式に伴う負担金は多額の税金を原資とすることからも、町民の皆様の御理解を深めていくことは大変重要であると考えております。令和3年10月に、県及び沿線5市5町等で策定いたしました近江鉄道沿線地域公共交通計画には、沿線地域の将来像を支える市公共交通を実現するための5つの基本方針を定めております。

基本方針の1つ目に近江鉄道線を再生・活性化する、2つ目に近江鉄道線の二次交通を充実する、3つ目に近江鉄道線のまちづくりを進め地域を活性化する、4つ目に関係者が連携・協働して地域公共交通の利用を促進する、そして5つ目にICT等の活用により多様なニーズに対応すると定めております。

これらの5つの方針は、行政だけでなく事業者や地域住民の理解がなければ成し遂

げられるものではありません。近江鉄道線をはじめとする地域公共交通を身近に感じていただけるよう、本基本方針を町広報誌等により周知啓発し、併せて上下分離に対する理解も深めてまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問を行います。ピークの1967年は昭和42年なんですけども、乗降客数は1,126万人、現在2020年、令和2年には369万人と3分の1になっております。1日当たり1万人強、そのうち通勤、通学が大半なわけがあります。そういった中で、先ほど高額な負担金が発生するということでありましたけれども、去る12月6日の京都新聞に、地方鉄道再生への税免除ということが出ておりました。これは、2024年と25年度の2年間に限った特例措置とする方向でございますが、地方鉄道は非常に歓迎をされておられるというふうに書いております。地方鉄道の再生を後押しする不動産取得税の免除方針に、地方からありがたいという歓迎の声が上がっており、土地、駅舎、線路は第三セクターなどに譲渡し、運行は既存の会社が続ける上下分離方式が再生の有力な選択肢であると。税免除は上下分離を選んでもらう最後の一押しになるというふうに書いておりますが、近江鉄道の上下分離方式になったときに、不動産所得とかそういったものはどうなるのか、またその免税の対象になる可能性があるのかについてお尋ねしておきます。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 上下分離後の体制といいますか、資産の所有という部分に関係してくるのかというふうに思うわけでございますけれども、その上下分離後の施設や設備につきましては、県市町が設立しました一般社団法人近江鉄道線管理機構が鉄道施設設備車両を保有するという形になります。近江鉄道株式会社から無償譲渡を受け、一般社団法人近江鉄道線管理機構が鉄道施設設備車両を管理し、同社に近江鉄道のほうに無償で貸し付けるような形になるということでございます。ただ、土地等の不動産につきましては引き続き近江鉄道が管理するという方向で、今、協議会のほうで議論を進めているところでございます。おっしゃるとおり、その土地にかかります譲渡の税に関しましては、まだ法律の定めで譲渡した場合の税がかかってくるということもありますので、その部分に関してはどのようにしていくのかということに関して、今、法定協議会のほうでも議論をしているところでございます。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次の質問にまいります。沿線住民、利用者の声として、料金が
高い、ダイヤが悪い、共通の課題があります。利用客増に向けての今後の取組につ
いてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 現在、当町における具体の利用促進策といたしましては、令和3
年度から通学定期券の購入費用への補助を実施しております。本補助制度は、地域公
共交通の利用促進に加え、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的としてい
るもので、利用者からは物価が高騰し家計を逼迫する中において家計の助けになった
などの声を頂いており、効果的な事業になっているものと認識をしております。

加えまして、広域的な利用促進策につきましては、現在、県及び沿線市町が主体と
なり、近江鉄道株式会社をはじめとする関係諸団体等々で構成する近江鉄道沿線地域
公共交通再生協議会活性化分科会において、近江鉄道沿線地域公共交通計画にありま
す目指すべき姿を実現するための施策に掲げる30の具体的事業から重点事業6つを
選定し、利用促進に向けた協議を実施しているところでございます。

6つの重点事業は、通学定期券の購入促進、通勤・通学における公共交通利用の促
進、増便や運賃値下げによる利便性の向上、ふるさと納税制度を利用したファンの増
加、地域の特色を生かした魅力ある駅づくり、人の移動実態等の定量的な把握、分析
とし、通学定期の運賃見直しや利便性向上のためのキャッシュレス決済の導入などの
検討も俎上に上がっております。

近江鉄道線の持続的な発展に向けては、利用者、地域住民、行政、鉄道事業者及び
関係団体等が一体となって進めていくことが必要です。まちづくりと地域公共交通の
維持、確保、改善に向け、引き続き活性化分科会の場を通じて利用促進策の議論を重
ねてまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 再質問を行います。料金が高いというのは、利用者が少ない
ためにそうならざるを得ないわけです。ですので、今現在の利用者は通学、通勤が大
半でありまして、一般の乗客数が非常に少ない。そういったことから、高齢者には格
安切符にするとかされても、空で走るよりは1人でも2人でも乗せたほうが私は効果

があるというふうに思います。私も今までこの近江線、33駅ございませけれども、2回、フリー切符で33駅をずっと回ってきました。その中で、ガチャコンということでガチャコンファンもおられるわけですが、特に金曜、土、日曜などはフリー切符で安価で行ける、大人が900円、子ども450円ということで行けますから観光に使われている分も若干あると思うんですけども、乗降客数が、1番は近江八幡、2番八日市、3番彦根と、4番貴生川、5番がスクリーンという形です。愛知川駅は11番目の1日の乗降客数が326人と聞いております。13番目に尼子が222名あるんですね。私、尼子の駅にも行ってきました。しかし、尼子の駅も非常にきれいにはされてます。けれども、無人駅で駐輪場も駐車場も20台ぐらいありますし、非常にそういったところで整備されておりますので、本当に誰もおられなかったのでは聞けなかったんですが、近隣の人に聞くと、やっぱり通勤・通学が多いのと違うんかというふうなことでございました。まず、やはり利用客を増やすということ、何とかこの上下分離方式を契機に住民さんのほうにも理解を深め、上下分離方式がどういうものやというものを1回もされてないし、実際、私らの地域においても近江線の沿線においても乗ったことがない、使わないということが大半であります。そういったことで、そこらのところの啓発も十分に各自治会また各種団体を通じて進めていただきたいというふうに思います。

次に移ります。観光客を県内外から呼び込むために観光協会とも連携を取り、イベントの開催など地元企業にも参画を頂き積極的な企画が必要と思います。今後の取組についてお尋ねをします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 近江鉄道線の利用促進に加え、沿線のにぎわいづくりや活性化を目指すことを目的に、令和4年10月には全線無料デイが、また今年10月にはガチャフェス2023が実施され、近江鉄道線21駅の駅前や駅周辺での地域イベントが行われました。

町内においても、本イベントの趣旨に賛同いただいた観光協会をはじめとする地域団体等の4団体が催しを実施され、イベント当日は駅周辺を周遊してもらえようチラシを配布するなど、多くの来訪者が町内観光スポット等を巡られたところでございます。

これらを受け、ガチャフェスから広がる地域のにぎわいと題して、近江鉄道線の活性化に取り組む関係者の交流会が先月18日にゆめまちテラスえちで開催され、様々なテーマに対するにぎわい創出策について、どんな取組ができるのかをグループワークでアイデアを出し合い、有意義な意見交換が行われたところでございます。

さらに、年明けには通勤での公共交通利用拡大につなげていけるよう、近江鉄道沿線に立地する企業と自治体が意見交換を行い、沿線企業の取組事例の共有やワークショップ等が企画されているところです。

近江鉄道線を持続可能なものとしていくためには、議員の御質問にもございますように、企業や自治体、地域住民の三位一体の取組が肝要です。公益的な取組はもとより、町独自でも近江鉄道線を通じた誘客ができるよう、観光団体等と連携してまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 次に駅前の一体開発は近々の課題と思いますが、当町の計画についてお尋ねします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 令和4年度に策定いたしました愛荘町都市計画マスタープラン及び愛荘町立地適正化計画において、愛知川駅及び愛知川庁舎周辺は町の中心市街地と位置づけており、町の玄関口となる駅前空間の再生は町の活性化に不可欠であると考えております。

引き続き、地権者等との交渉を重ね、駅前整備を具現化できるよう努めてまいりますとともに、町民の皆様や来訪者が快適に過ごせ、まちなかの利便性をより高められるよう、中心市街地における集客機能の強化や回遊性の向上に寄与する事業を一体的に推進してまいります。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 駅は地域の玄関口であります。また、ウォークブルタウン構想の起点でもあります。私、先ほど申しましたが、33駅回りましたけれども、愛知川の駅が最も悪いです。自転車置場を見ましても乱雑に置いてますし、自転車が数台いつも倒れておる状況であります。そういった状況下で、この駅前の一体開発は本当にもう早急にやっていただかなければならないと思っております。ぜひとも強い決意

を持って、私も地元議員として一生懸命応援をしていきたいと思いますのでお願いを申し上げます。

次に4点目、愛荘町自治基本条例についてお尋ねします。

自治基本条例とは、住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。法体系上は個々の条例に優劣はありませんが、自治基本条例の理念に基づいた自治の推進を図るため、町の条例や計画等は自治基本条例との整合を図り、その趣旨を尊重することとなります。地域の課題を解決するためには、国が東京で考えた政策ではなく、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細かな対応を図ることが欠かせません。このため、自分たちの地域のことは自分たちが主体的に決定する地方分権が必要となっているのです。自治体の自治（まちづくり）の方針と基本的なルールを定める条例であり、自治体の憲法とも言われます。

愛荘町自治基本条例も、住民自治ないし住民主体のまちづくりの原則を明確にするとともに、住民参加の機会を拡充・保障することを目的としており、住民自治型条例と言えると思います。住民自治の仕組みを明確にし、それを住民と自治体が共有するという点でも、条例を検討する過程を通じて将来の地域像や自治体の在り方について住民と自治体が考える機会を持つ点でも、この条例の制定は大きな意義があると思います。

条例の背景には2つ要因があると思います。1点目は地方分権の進展、昨今の地方分権の流れの中で、地方自治体はこれまで以上に自己決定、自己責任によるまちづくりを行うことが求められるようになり、自治体運営の根拠となるルールが必要となっており、まいます。2点目は、町民参加と協働によるまちづくりの推進を図る。人口減少、少子高齢化の進行や、地域の自主性、自立性の向上が求められるなど、大きな時代の変化を迎える中、多様化する町民ニーズや地域の課題に行政サービスだけでは対応することが困難になってきます。そういったことで、当町は、愛荘町自治基本条例（町民が主役のまちづくり）を明確にしております。また、平成25年7月1日に施行されていますが、現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 自治基本条例は、愛荘町が自主及び自立の理念に基づき、世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めると

ともに、町民、事業者等及び町の役割、権利並びに責務等を明確にすることにより地域社会の活力を高め、愛荘町における自治の確立及び町民の福祉向上を図ることを目的としております。また、本条例第35条において、本条例の実効性を高め、町民等及び町による推進体制を確保するため、自治基本条例推進委員会を設置すると規定しております。

これに基づき、平成26年度から自治基本条例推進委員会を設置し、地域自治や住民主体のまちづくりの推進などについて、委員の皆様にご議論を重ねていただきました。しかし、令和2年頃から蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響により、住民にとって最も身近な自治の基礎となる自治会の活動状況等に大きな変化が生じたことから、委員会の開催を一旦休止し、自治会ミーティングと題して各自治会との懇談の場を設け、地域自治等の在り方を長期的視点で検討していくための地域と行政との関わり代の構築につなげる取組を実施しているところです。

自治会ミーティングを通じて地域の実情を伺うとともに、町の取組や施策に関する思いをお伝えすることで相互の理解が深まり、協働のまちづくりにつながる取組ができていくものと認識しており、社会情勢や地域の実情に応じた形で、自治基本条例の目的である地域自治住民主体のまちづくりを引き続き推進してまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 5月現在、全国の自治基本条例の一覧を見ますと、現在407自治会が自治基本条例を制定しております。その中でも当町は自治基本条例になってるんですが、多くはまちづくり基本条例、またみんなでまちづくり基本条例、協働のまちづくり基本条例、みんなで作る町の基本条例というふうに、もっと住民に分かりやすく条例をしています。自治基本条例ということになると難しく、町が主導でやるものというふうに理解をされてしまうのではないかなと。

一番最初は平成13年に北海道のニセコ町がまちづくり基本条例を策定され、平成15年の4月1日に滋賀県甲良町が7番目にまちづくり基本条例をされております。先ほど申しました407というのは、1,724の自治体があるんですが、23.6%しかまだこの基本条例はつくっていない、そういった非常に先進町であります。また、あなたの御意見をお聞かせくださいとか、もっともっと住民さんに寄り添ったことを考えております。愛荘町は全国での自治体で306番目で、10年前、25年7月に

設置されております。滋賀県では現在9市町がやっているという現状で、まだまだ先進町であります。

そういったことで、私、先般、甲良町が7番目に設定されているので本当に素晴らしいなと思ひまして、甲良町に勉強に行つてまいりました。甲良町は13集落ありまして、各自治会単位でむらづくり委員会を設置されています。それで、区長3役ではなくて、むらづくり委員会というのを別個に設けられております。それで10年以上、委員長をされてきました方と、私、1時間ぐらい話しさせていただいたんですけども、13集落共通したテーマもありますが、それぞれの地域によつての課題もあるということで、年4回ぐらいそういった勉強会、むらづくり委員会をしてると。そして年2回は13の自治会が役場に寄つて検討委員会をし、また大学の先生に来ていただいていろいろな講演とか質問に対する対応を頂いているということでありました。

私、感心したのは、今、甲良町は過疎町として認定されてまして、何か過疎町という消えていくんじゃないかなというふうな意味があるんですが、決してそんなことじゃなくて、すごく熱いものを感じました。まず1番に取り組んでおられるのは人口減少、これは共通した13集落にやっておられます。そして、若者の意見を聞く、若者の声を聞く、これも13集落にやっております。あとはそれぞれの地域の特性、例えば梅林公園の管理とか環境の問題とか、いろいろなそれぞれの地域の課題をやっておられます。そしてまた甲良町には、こういった条例が定められております。地域づくりの人材育成事業とか景観事業とか環境保全事業とか交流事業とか、いろいろな事業がつくられておられて、それぞれ飲食費、構成員への報酬、その他もろもろ出しておられて、1自治会で100万円ぐらいのそういう補助金が出ております。非常にそういったところでは大きなエネルギーをもらいました。

そういったことで、今、先ほど答弁いただきました自治会ミーティング、これは一定、当町は58ありますので非常に大きいんで大変やと思うんですけど、その58集落にぜひそのむらづくり委員会をつくつて、そういうふうな声を挙げていくことが必要ではないかなと、自治会ミーティングだけではなかなか投資できないのではないかなと。何かこの前も折り込みが入つてましたけども、例えば除雪作業も、町においては全ての道路を除雪することができないので地域に除雪作業をお願いしますというピラが入つてましたけれども、それでできない。やはりその地域のみんがやらないと、1件だけがやっても両サイドできないわけですから、やはり連携してやらなければい

けない。そういったことから、私はこの各地域に、各自治会にそういうむらづくり委員会をつくってやっていく必要があるのではないかなと、そういった点について行政の答弁をお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 御意見ありがとうございます。確かにその自治会単位でのむらづくり委員会と申しますか、その地域を自主的に活性化していくような取組というのは非常に必要であるというふうに考えております。また、自治会ミーティングに寄せていただきましても、やはりその地域、自治会をこれからどうしていくかという議論というのは非常に多い意見でもございます。

今後ですけれども、多くの地域から頂いた御意見をまとめながら、その自治基本条例とも照らし合わせつつ、どのようにその地域を活性化し維持していくかということ在中でも議論をしていきたいというふうに考えております。特効薬というものはなかなかないかもわかりませんが、それぞれのその地域の取組であったりとか、そういった部分をいかに生かしてまちづくりの取組として進めていくかということは引き続き議論していくとともに、自治基本条例の推進も図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（村西作雄君） これで、6番、村田 定君の一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を10時15分とします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 森野 隆君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 5番、森野 隆。本日の一般質問は、地方創生総合戦略における当町のまちづくり戦略はというようなことで、独自性のある当町のまちづくりについてお尋ねします。2問目は、予算主義から決算主義を取り入れてはどうかというようなことで質問をさせていただきます。そして3点目は、なぜ鹿児島国体の視察を

視察団と道中を一緒にせず単独行動されたのかという3点について、時間は限られておりますけれども、一生懸命質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当町のまちづくりについて質問いたします。

日本の政治は権限が全て中央政府に集中していた中央集権国家から、今から30年前の1993年に衆参両院で全会一致で分権改革推進法を決議されたことを契機に、これまでの東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民がゆとりと豊かさを実現できる社会をつくるために、中央集権的行政の在り方を問い直した結果、その2年後の1995年に地方分権推進法が制定され、23年前の1998年に地方分権一括法が制定されました。これまでの国と地方の上下関係や主従関係の中央集権から脱却を試み、対等、協力関係の地方分権になり、そして名は変われども地方創生へと移行してまいりました。

地方分権は、中央政府から地方自治体の権限委譲であり、地方の自己決定が自己責任となり、それこそ地域の自立の時代になり、地域や自治体のニーズにより適した政策が実現されることが期待される時代となりました。同時に、地域経済や社会の再活性化を目指す取組でもあり、地方の資源や特性を生かした地域振興が求められています。この変革は、地域の課題に対処し、地方の持続可能な発展を促進するためのものであり、地方自治体により主体的に政策を立案し実施する機会が増えることを期待しています。例えば、地域の特産物や観光資源を生かしたプロモーションや、地域住民との協働により地域社会の健全な発展を期待します。

そこで、有村町長が取り組まれているまちづくりはどのようなまちづくりで、国の下請け機関を脱却し今後この愛荘町をどのような町にされようとしているのか、お尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 私が2期目の町政を担わせていただくに当たりまして、令和4年3月議会で竹中議員からの一般質問において答弁をいたしましたとおり、8つの柱に基づく政策を重点的に進めてまいりたいとの思いを述べさせていただきました。

1つ目に愛着と誇りのまちづくり、つながりの醸成、2つ目に子ども・子育て環境の充実、3つ目に健康長寿・生涯現役のまちづくりの推進、4つ目に教育・文化力の向上、5つ目に安全・安心・快適便利を支えるインフラの着実な整備、6つ目に経済・

観光・農林商工業の振興、7つ目に防災・減災、町民の安全・安心を守る危機管理、そして最後の8つ目に持続可能なまちづくりと情報発信力の強化でございます。

これら8項目は国の下請けでは達成できるものではなく、時には国や県等と歩調を合わせ、時には国や県等に町の考えや思いを訴えかけていくことが必要で、森野議員御質問の趣旨にあるとおり、本町がより主体的に政策を立案し実行していかなければなし得ないものであると認識しております。

地方分権の進展に伴い、地方自治体では自らの判断と責任で地域の個性を生かしたまちづくりが求められております。町民や団体の皆様との対話によるニーズの把握はもとより、町役場の実力の源泉である各々の町職員が創造的に業務に力を発揮できる地域文化や組織文化の醸成が重要です。

ポストコロナ時代を迎え、紛争等による社会情勢に起因する物価高騰や気候変動、少子高齢化や技術革新等、様々な変化やチャレンジが私たちの前に現れますが、適応力を高めるチャンスと私たち皆で捉え、またそのための経営資源も充足するよう努力し、未来においてもたくましく輝く町にしていきたいと思いますと考えております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 非常に大きく御答弁いただいたとっております。そこまで大きく総体的な答弁を頂くよりも、ここは少し詳細というか、細かな部分での当町のまちづくりというようなこと、そしてこの町が目指す方向はというようなことで御答弁いただけないでしょうか。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 具体的な部分でまたお尋ねを頂きますと、それにふさわしく御答弁を申し上げたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 具体的に教えてください。お願いいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 具体的にというその施策をお問いを頂きますれば御答弁を申し上げます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 町長、最初に特性ある独自性のまちづくりはというようなことで、担当課のほうにも事前に詳細的なことも、どのようなまちづくりをやっていく

のかというようなことも問うておりますので、その点をお答えいただきたいと思えます。大きくは分かりました。詳細的なことを教えてください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 担当課にというところでは、すみません。どれをというところで具体としては私のほうまで承知をしているものではございません。

また、まちづくりということに関しましては非常に多様な分野にわたります。その中でこれをということで仮にお問いを頂けるのであれば、それについて御答弁を申し上げたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 議長、全く話がかみ合わないんですけれども、議長、この今のやり取りをどのように思われてますか。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 先ほどは失礼いたしました。少し私の質問が分かりにくかったと思えますので、大きなところのまちづくりについては分かりました。じゃあ今、有村町長がこれからの愛荘町をどのような町にするのか、1番、2番ぐらいのまちづくりについてお教えいただければありがたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほども御答弁を申し上げておりますけれども、まず大きな分野ということで申し上げますと、やはり持続可能性を今日の自治体は高めていかねばならないというところがございます。そうしますとこの中に何が含まれるのか、これ1つ取りましても大変多様な分野ということがございます。持続可能性、それぞれの議員の皆様にとってそれが何かというふうに思われると、それはもしかしたら少子高齢化のことかもしれないし、経済のことかもしれないし、教育のことかもしれないし、字のことかもしれないし、インフラのことかもしれないしというところがございます。

ます。愛荘町としての持続可能性というところ、もちろん財政というところも入ってまいります。様々に愛荘町は合併をして今18年目というところでございます。やはりよりソフトの分野にこれからはお金を向けていかねばならないという自治体でありながらも、現在いろんな施設等々のこの負担、負荷ということは町民の皆さんに重くのしかかっているものでございます。このような事柄それぞれを問いましてのその持続可能性を愛荘町として高めていく、そして愛着と誇りを感じる町にしていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） なかなかかみ合わないんですけども、何とかかみ合わそうと思っ質問させていただきま。持続可能性のまちづくりということをおっしゃいました。非常に今、国も全体も持続可能性という言葉が今、本当によく出てくるわけなんですけれども、じゃあこの町の持続可能性のまちづくりというのはどのようなことをして持続可能性のまちづくりを進めようとされておられるのでしょうか。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） もう少し具体的に、ここの分野を問いたいということで、先ほども申し上げましたが、そのようにお問いを頂きたいというふうに存じます。1つ申し上げますと、様々に今、字懇というような自治会ミーティングに行かせていただいておりますけれども、ここで様々な御意見ということにも触れる実装ということを、他の自治体において首長がそれぞれの字に伺ってということは、恐らく原課を踏まえてもなかなかないというところがございますけれども、この取組、3年間を重ねてきて、またそこで頂く直接のお声ということを各課と政策にどのように織り込んでいけるかということで、現在取り組んできておるといのも具体の1つとして申し上げます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 今、町長のほうから自治会ミーティングというお言葉が出ました。これは私が一般質問で、このようなことをされてはどうですかというようなことで質問させていただいて、町長が取り入れられて、自治会ミーティングをやられて3年というようなことになっていると思うんですけども、今、その自治会ミーティングは本当にこれでいいのかという、私、3回とも自治会ミーティングは、愛知川自治区ですけども参加させていただいておりますけれども、もう一工夫二工夫必要では

ないかなと思っております。自治会ミーティングのことについて、どんどん違うところに行ってしまうんですけども、自治会ミーティングについて改善点とかいうことは、町長自身はどのようにお考えでしょうか。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 今日お問いを頂いている内容というところから、今、森野議員もおっしゃいましたように、ちょっとそこに含まれている内容ではないのかなというふうには存じますけども、1つ訂正させていただきたいというふうに存じます。訂正というよりは、森野議員の発言、森野議員の発言しているものにおいてこの事業が開始されているというものでは全くございませんので、その点どうぞよろしくお願いを申し上げたいというふうに存じます。

自治会ミーティングでございますけれども、もちろんお答えできるところ、できないところ、お答えというのは答えはするんですけども、それに御対応できるところできないところというのはそれぞれあると思います。私が感じているというのは、町長が伺ったから、担当部局の役職者であったり若手の職員の方が行ってくださって、そこで全て氷解するような課題ばかりではないというのは事実だと思います。そのことも踏まえて、全て町が解決できるということじゃないのも率直に御報告を申し上げながら、であるならばどのような解決策が私たち行政側、また住民様の自治組織である自治会がどのようなことが構想できるのかということをお互い擦り合わせながらやっていくということが、町の未来に向けて大変健康な側面であるというふうに捉えておるものでございます。森野議員がおっしゃって、なかなか僕はあまり評価をし得る部分でもない、改善ということは必要だろうとおっしゃっていただくのも御意見でもございますし、また字さんとしては、こうやって役場が顔を出しに来てくれるというのは1年に1回あるということ自体、大変良いことだというふうに御評価を頂いているというお声も頂いておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 少し方向を変えていきます。戻していきますね。中央集権国家から地方分権国家へと変わっていったわけなんですけれども、中央集権自体は国やお上というんですか、そんな言い方がいいのは悪いのか分かりませんが、国の言うことを聞いておけば良かったという時代でした。反対に言えば、ある程度リーダー、それは町長であり市長でありというのは、別に国のことをやって聞いて、「これに

ついでにお金を使いなさいよ」、「はい、これについてまたやりなさいよ」という、非常にそのルールさえ守っていれば間違いはなかったんですけれども、分権時代になりまして、その地域地域にやはり個性とか独自性とかいうことが取られているので、本当にリーダーシップ、市長、町長、首長のリーダーシップによってその町が変わってくる、もちろん職員のスキルにもよって、本当に地域間競争が行われて、隣の町はどんどん栄えていくのにこちらの町は衰退していくとか、もうひとつだなというようなことが起こってしまうことがあり得るわけなんですけれども、そこで住民の皆さんというのは、いやこの町が嫌だから隣の町に行こうという、引っ越しされるような方はまだ幸せ、そんなことはなかなかできないものでして、やはり町長、そして職員が一丸となってその町の良さを分権ということで推進していかないといけないと思えますけれども、町長、その分権についてはどのようなお考えでしょうか。町長自身のお考えをお聞かせください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 森野議員おっしゃっていただきましたような事柄で、地方のそれぞれの課題に向き合っていくということが大変重要であるというふうに私も感ずるものでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 申し訳ございません。もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 先ほども申し上げましたけれども、森野議員が中央集権ではなくて、それぞれの地域地域の事柄は地域で考えるということが重要であるということをおっしゃいましたので、私もその点に関してはそのように感じておりますということをお返事を申し上げさせていただいたものでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） これからは、これからとか、今この行政とか役場というのは、なかなかいかに国からお金を取れるかという競争に明け暮れているような気がいたします。そこで何が肝腎かといったら、自分で稼ぐことを忘れてはいませんかということを皆さんにお話しさせていただきたいんです。もちろん、国でどのような補助金等々があるということはしっかりと調査してもらえるのか、頂ける分は頂かないといけませんけれども、それよりもまず自分たちで稼ぐということが必要、

重要、今は稼ぐよりももらうことが主力義務になっていないかという思いがするんですけれども、町長、その点を御答弁お願いいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 稼ぐということが大変肝要であるということで、森野議員から御質問がございました。私もそのとおりだというように存じておるものでございます。具体のいろいろな施策の中において、その稼ぐということがどこを担うのかというのはそれぞれあるかと思えます。具体としても、そのふるさと納税、企業版ふるさと納税ということもございませぬ。これらに関しましても、今年、今年度でございますけれども、対前年でもプラスということに担当課も本当に頑張ってくれまして寄与しつつあるかなというところでは存じます。また、実際の出口の数字というところはこれから推移はございますので、断定的にこうだということは申し上げられませぬけれども、それぞれ努力をしながらというところではございませぬ。また、自治体全体ということで、役場という視点からより広げてまいりますと、やはりその地域の経済ということが今日的な様々な経済の中において、やはり社員さんのお給料を増やしていただければ、そしてこれであればまた使おうというようなところ、今、物価高騰というところがございませぬけれども、様々なその地域の、特に社員の皆様への給料を上げていただければという経済の全体の今日的な指標で御支持を頂けるというような経済にどんどんと作り上げていくということが大変肝要であろうというふうには存じております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） そうですね。野球で例えるのもおかしな話ですけれども、よくいい変化球を投げて、国からお金を持ってくるのが変化球とは申しませぬけれども、その変化球ばかりに頼っていたらその変化球も打たれると、やっぱりストレートを磨いてこそ変化球だということで、やはり町のその稼ぐ力を主に置いて、そこからやはり国ということでやっていただければありがたいと思っております。第2次安倍政権の地方創生政策において、これからは地方自治体がそれぞれの特色に沿って独自の戦略を策定すべきだという考えに基づき予算が配られました。実態はどうだったか、2017年ですので少し前のデータではありますが、地方自治総合研究所がその行方を調査しています。この調査によりますと、1,342自治体のうち約8割が総合戦略の策定をコンサルタント会社に外注していたことが分かりました。さらに、

その受注額、受注件数を見ると、共に東京都に置く組織が外注の全体の5割以上のシェアを占めたということも分かっております。せっかく地方に向けられたはずのお金の半分が東京へ還流していたわけなんです。そんな実態なのに、当時は地方創生総合戦略バブルとか呼ばれて、それこそどの自治体も人口予測、産業構造、今後の予測、未来予想みたいなものと同じ分析で、名ばかりの総合戦略が自治体に納品されたという笑えない実態がありました。町長も、国会議員の秘書もされていて、また民間企業の経営者もされている中、このような実は還流していたんだと、地方分権ということで地方地方といっても実際は還流していたんだというようなことが調査されているわけなんですけれども、そのような点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 類似でございますけれども、森野議員がやっぱりコンサルの利用の仕方というところはもっともっと工夫が必要なんじゃないかというふうにおっしゃってる、課題意識ということは私も共有するものでございます。今ほど、半分ぐらいの自治体の様々な計画ということが東京本社の会社にというところで御発言がございました。実際には、より手綱をそれぞれの自治体の担当課含めてでもございます。自治体の皆の力量というところをしっかりとふさわしいものに仕上げながら、コンサルに対してより高い視点、時限での成果物ということをもたせられるような発注者側の能力ということは、不断の努力として磨いていかなければならないというふうに私も捉えておるものでございます。

今日でございますけれども、各自治体の職員の仕事状況ということ、大変負荷がかかっていて、より前向きな未来に向けての様々な施策を埋め込んでいくということが、この数年は特にだったと存じますけれども、しばらく時代ということがあったと思います。今日では、中央省庁におきましてもいろんな政策の立案というところまでも大手のコンサルファームが入りながらということであるということの情報にも触れる中でございますけれども、コンサルファームをしっかりと使えるだけの事前事前の準備であったり視点であったり、またそれぞれの自治体の思いや野心というところも踏まえた事柄ということもしっかりと兼ね備えるということは、やはり重要であろうというふうに私も感じておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） このコンサルタント会社については、いろいろと今までも私

も質問はさせていただきました。このように、外の人というか、外の企業を活用するにしても、実は愛荘町の経済構造を頭に入れておかないとならないと思っております。やはり何回かそのコンサルとのミーティングを経て総合計画なりを策定していくわけなんですけれども、なかなか経済構造はもちろんですけれども、その地域の風習ですか、また匂いとか温度とか、人間の五感に感じるもの、そういったものもやはり今後、それを踏まえてそういった総合政策なりそういったものには入れていかないといけないと思っております。コンサルの費用というのは、町長、ばかにならないですよ。結構、結構というか非常に高い金額が発生します。ですから、そういった何が何でも地元以外の優秀な人や名の通った人に依頼して進めていくと、結果的にお金は何も残らないプロジェクトになると考えておりますので、コンサルの考え方をもう一度、町長にお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 五感に届くというものがというのは、なかなかどうであるというものはそれぞれの捉え方によるところはあるかと思っておりますけれども、コンサルの活用ということ自体は、私はもちろん、森野議員もそうだと存じますけれども、否定するものではございません。各課が実際の構想ということをつえながら、コンサル会社はさすがに上手にまとめてくるなというような組織であったりというところ、またそのフォーマット、またその文言というところには、一日の長というところは当然あるというふうにも思いますので、そういうような機会ということをつえながら、当町のそれぞれの各課が自らのスキルをより引き上げていくという外部の資料ということにもなるわけでございますので、視点ということにもなるわけでございますので、そういうようなリソースということを使えるということのチャンスをより捉まえて、自らの成長につなげていくということは大変良いのかなというふうに存じておるものでございます。費用の部分に関しましては、この数年来でございますけれども、町内の職員、また担当課において事前準備等々ができる事柄、ページ等々に関しては極力こっちでやりながらというような手法も今取り入れながらというところでございますので、全て一から十までコンサルティングファームにということではないような進め方ということに取り組んできておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） それでは次の質問に行きます。

行政も予算主義から決算主義の考えをもっと取り入れてはどうかということで質問させていただきます。

当町だけではなく、行政機関は基本、予算主義で動いています。しかし、一般企業は予算もさることながら、決算主義で、当然、決算を重視しています。業績や決算状況が悪ければ経営者はその責務を問われ、最悪の場合はその籍を退かないといけなくなります。今、行政のやっている予算主義は、予算の執行が焦点であり、その結果や成果が不透明になることがしばしばあるのではないかと思います。反面、決算主義で結果や実績を評価し、将来の予算編成や政策形成に生かすアプローチにもなります。

一般企業が決算を重視するように、行政も予算執行だけに力を入れるのではなく、その成果や効果を評価し、意思決定に生かされてはいかがでしょうか。効果的なプログラムや政策の推進には、結果を踏まえた評価や改善が欠かせないと思います。透明性や責任の所在の観点からも、決算主義の導入はプラスになる可能性があります。ただし、行政と一般企業は異なり、目標や評価観を持ち、公共サービスの提供や社会的な課題の解決が優先されることは言うまでもありません。そのために単純に民間企業の手法を持ち入れるのではなく、公共性を重視しながらも効果的な資源利用と評価手法を組み合わせる必要があると思いますが、有村町長も一般企業の御経験もおありですので、行政の決算主義の考えを取り入れてはどうかのお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 地方公共団体が物事を実施していくに当たっては、達成しようとする行政目的を設定し、その目的達成に向けた施策、事業等に必要な財源等の裏づけや、財政ルールに基づいた歳出区分を行い、公益性のある自治事務及び法定受託事務を行っております。

こうした中で、地方公共団体は財政を中心に管理することにより、行政目的を示すことが最も重要であるとの地方財務制度の考え方から予算編成過程を重要視しており、全国の地方自治体においてもこの手法を用い、年度会計により行政を運営しております。

議員御指摘の決算における地方財務制度の考えは、予算で定められているとおりに財務処理ルールに基づき実行されたかどうかの点について、評価・実証を行うものとしています。決算時の評価・実証に当たっては、これまでも決算の概要書において、

特に重点となる施策について取りまとめており、そこでの課題や反省点等を次の予算編成時に十分議論し、行政目的の到達に向けたプロセスを組み立てて進めており、決算タイミングでの結果・実績を踏まえたつながりのある施策展開を実施しております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） そうなんです。決算主義も少しずつ取り入れているけれども、なかなか予算、焦点を当てていくということですけども、非常にこれ分かるんです、行政のシステムとしては。ただ、予算に焦点を当てて行き過ぎると非常に難しいんですよ。政策の評価というのは、事前と事後の二通りあると思うんです。事前というのは1つは予算ですよ。予算を審議して、来年度どのような事業にどれだけのお金を使うのかを決めるという作業は、その費用に見合うだけの効果が得られるかどうかということを事前に予測してそれを評価するわけなんです。分かりますか、ちょっと難しいんですけども。まだ実際に起こってないことを事前予測して評価するものですから、全てが仮定の話になりますし、どんな精密な予測をしたところで、結局やってみないと分からないということになるわけなんです。片や、事後評価というのは政策や事業について結果を踏まえて評価することになりますから、予算より決算のほうがずっと確実な情報を基にできるということは、これ間違いないですよ。決算重視のほうが、今後の施策の勉強するにしても効果的なことになると思うんですけども、副町長、そこら辺はどのようにお考えか、お願いします。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えを申し上げます。

今、御指摘ありましたとおり、実績をどのように評価するのかというところが大変大事なところですので、予算を審議するに当たりまして、過去の実績がどのようなであったかということ踏まえて次年度の予算の編成をしております。また、決算につきましては、議会におきましても御報告させていただいて予算・決算特別委員会での御審議を頂いているところでございまして、決算をより重視するといいますか、決算主義にするということというのはいかがなものかというふうに思いますけれども、決算について議会での慎重な御審議を頂いて、その結果を踏まえて次年度の予算編成にもつなげているというのが今の行政のルールでございまして、決算の審査を受けての対応ということについては予算編成に生かしていくということでこれまでからも行っておりますし、今後もそのように対応していきたいというふうに考えております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 副町長、そのとおり私の考えを理解していただいてありがとうございます。決算主義ということやなしに、決算のことも十分もうちょっとウエートを持ってみてはどうかというような趣旨ですので。といいますのも、お金はもう決算ですから使ってしまったものですし、例えば決算が否決になったとしても、そのお金を返せということはできっこないですよ。そのために、決算審査は予算審査ほど力が入っていないということは、私が言うだけでなく、この愛荘町議会だけじゃなしに多くの議会でもそういったことが実情かもわかりません。

そこで、令和4年度の一般会計決算が否決、すなわち不認定になりました。町長、それについてはお考えいかがでしょうか。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 御認定に至らなかったということは、大変残念だなというふうに感じたものでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 先日出しました当町の議会日より、非常にいい議会日よりだなという評判を頂いておりますけれども、その1ページを開けたところに、決算不認定ということになって、平成29年法改正により、「町長は決算不認定の場合は当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともにこれを公表しなければならない」ということが、地方自治六法でも書いておるんですけれども、これ報告及び公表というのはされるんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをいたします。

私の認識ということで御答弁をさせていただきたいのですが、先だっけの決算委員会で御審議を頂いて、最終的には認定に至りませんでしたけれども、その議論の中で、ここの部分をこのような予算の使い方をしているので、それについて不適であるというような御趣旨での不認定という、認定に至らなかったというような捉まえ方をしてごさいませんので、今それについてこういったことを改善したということで御報告はさせていただくというような事象は今のところないのではないかなというふう

に認識をしておりますので、そのような捉まえ方で対応しているところでございます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 前回の決算が不認定になったということはこの議会だよりも書いておりますけれども、しっかりと基本が守られていなかったというようなこと、大きく言うならば、そういうことでしっかりと、なぜ不認定になっているのかということが要約されていると思うんですけれども、それを踏まえてでもそういった公表及び報告を伴う公表をしなければならないと書いてるんですけれども、本当にしなくていいんですか。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをいたします。

その対応をしたときには公表をするというルールになっているというふうに私は承知しております、今ほどもお答えをさせていただきましたけれども、事務が包括的に基礎、基本が守られていなかったのではないかというような御趣旨というように今、お聞きをいたしましたけれども、それについてその基礎、基本を守りますということ公表させていただくというのはいかがなものかというふうに考えておりますので、具体的にこの決算の認定に至らなかった、こうしたお金の使い方は不適切な部分があったということについて何らかの措置をしたということであれば、それについて公表させていただくというのが法の趣旨だという認識をしております、今ほどのお問いについては事務的な対応について、例えば議会の全員協議会場で事務的な回答をいたしましたというようなことを報告させていただくような事象はあるかと思っておりますけれども、その法に基づく公表事項について現時点で認識はしてございません。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 今の副町長の御答弁で、基礎、基本を守るということを改めて言うのはいかがなものかというようなことをおっしゃいましたけれども、そこが肝腎違いますの。基礎、基本を守るという、守れてなかったんですから、それを守るということを公表するということ、そこを外しては、その自治六法の何ページですか、細かな分でちょっとメガネが違いますので見にくいですが、164ページ、決算というところで、やはりしっかりと、「速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともにこれを公表しなければならない」という自治六法にも載っているんですけれども、本当によろしいんですか。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） お答えをさせていただきます。

基本、基礎を守って事務を執行するというのは、行政の事務を遂行する上で大前提でございます。そこのところに至らないところがあったというような御指摘については善処をさせていただいて、不適切な事務を起こさないようにというようなことは当然行っていくことでございます。それと、今回のその自治法で今、御指摘を頂いております改善した事項について公表を行うというところの中身とは少し内容が違うというふうに認識をしております。不適切な事務を起こさないように、あるいは行政としてしっかり事務を行うということについては引き続き行ってまいりますけれども、それをどういう内容をこのように行ったということで改善をするという内容については、該当するものはないというふうに認識をしております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） それでは、次の質問に行かせていただきます。なぜ鹿児島国体の視察を当町の視察団と道中を一緒にせずに単独行動されたのか、町長にお伺いいたします。

去る10月13日から15日が第1団の前半視察、そして15日から17日が第2団の後半視察として、役員、職員の約15名が前後半に分かれて、今年開催されました鹿児島国体のアーチェリー会場となる鹿児島市に行かれました。その目的は言うまでもなく、機運醸成や大会運営についての取組やアイデアを知ることによって視察に行かれました。町長は、前半の視察団9名と一緒に視察に行かれたわけではあります。そこで、なぜその視察団9名と一緒に片道約5時間、往復10時間のものの時間を視察団と一緒に行動されなかったのかお尋ねいたします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 2年後に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会、第24回全国障害者スポーツ大会において、本町はアーチェリー競技の会場となります。写真や資料ではなく、2023燃ゆる感動かごしま国体を関係者の方々と実地において視察したことは非常に価値のある機会でありました。

視察の主目的は、大会の運営方法や機運醸成等のアイデアなどを学ぶことであり、現地での視察により深めた大会運営のイメージや創造的な取組の知見を大会準備に生かしてまいりたいと考えております。

引き続き、様々な機会を捉えて、実行委員会の皆様や関係の方々、職員との間にお

いても、大会運営に関する共通の理解やイメージの共有を図り準備を重ねてまいります。愛荘町らしい温かみのある、お越しいただく方々にとっても、町内の皆様、県内の皆様にとっても有意義な素晴らしい大会となりますよう、皆様の御支援をお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 議長、これ全く私の質問に町長答えておられないんですけども、なぜ視察団と一緒に道中を行動されなかったのかという質問です。議長、整理のほうをお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 森野議員が、この視察団との時間が一緒でなかったということの問いを頂きました。なぜかということでお問いを頂いたわけですが、特に関心のある理由があるわけではございません。それぞれで私は現地を集合ということで、その鹿児島中央駅で、また帰りに関しても、継続して視察をしていく団員、メンバーということもございましたので、鹿児島におきましてみんなとそこは解散ということでございました。それでなお、それぞれの新幹線の中で会話等々ができるじゃなからうかということでお問いを頂いているかというふうに存じますけれども、今回2泊というような視察でございましたけれども、それぞれの移動の時間、大変長く、車等々でもございましたけれども、射水市にも行かせていただく、それで約2時間ほどということもございました。また昼の御飯、夜の御飯等々も含めて、団員の皆さんとはしっかりと意見交換ということをしていただいております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） これ、多くの方がSNSで動画を見ておられて、非常にびっくりされると思うんです。やっぱり町長がこの国スポのことを言うのに当たり、機運の醸成とかいう言葉を声を大にして言っておられるのに、視察に行くのに、それも公

務で行くのに、道中次第、いやいや現地で集まったから、現地で十分みんなで集合して見てるから大丈夫だよというので本当に機運の醸成になるのかなど。これ、私も64年間生きてきて大体分かるんですよ。何かここまで真剣に思っているのか、いやいやあまりど真剣に思っているのかというの。ど真剣に思っているのやったら行動も一緒にしてください。そして、時間も有効活用してください。いやいや、現地で見たし視察もみんなで一緒に行ったから、私は視察に行って機運の醸成に努めてます、十分できてますと言うんじゃないし、そういった小さなことの積み重ねがやっぱり団結力とか力、チーム、愛荘チーム有村の力になるんですよ。それがなぜ分からないのかと僕、非常に悲しいんですよ。みんな、職員や団体、ほかの一般の方も一緒に視察に行かれましたけれども、皆さんが、「あれっ、町長は新幹線と一緒に乗っておられないの、あれっ」ということを思っておられるんですよ。そこでやっぱり、町長が、「今日の視察、良かったですね。あの施設良かったですね」とか、「あれは愛荘町の今度のアーチェリー会場に設けたいですね」とかというようなことを聞くと、「よし、一遍頑張ろうやないか」というようなことになるんですけども、「いやいや、私は別で帰りますので」というようなことになってしまいますと、もうそこで後半、視察に行かれた副町長、副町長は道中はどのようにされておられましたか。お聞きします。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 御質問にお答えをさせていただきます。

私、後半の組のほうで視察をさせていただきました、私は特に前後に予定が別にあったわけではございませんので、団員の皆様といいますか、皆さんの一行の同じ電車で行き帰りは乗車をさせていただきました。行きには、視察がどんなことになるのかなというところで、まだ細かい部分は分からないところもありましたので、職員のほうに教えてもらったりした機会もございました。また、昼のその視察の間、移動の時間にも十分時間がありましたので、その中で意見交換をしたりとか、あるいは夜の場も一緒にしていますので、夜の場で、昼に視察をしたことについての感想含めて、どうしていこうかいなという話などもさせていただいています。帰りにつきましては、私はちょっと日程上やや疲れたところもありますので、またほかのお客様も乗車されていますので、みんなでワイワイガヤガヤというわけにはまいりませんが、それぞれその視察をした思いというのを胸に秘めながら帰ってきたというようなことであらうかというふうに認識をしております。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 副町長は一緒に同行されたというようなことですが、私、別に町長がそういった単独で行かれたということで、その役場内で、「それは町長と一緒にいかはったほうがいいですよ」というようなことがなぜ言えないのかなと、全く自浄作用というんですか、それが働いてないような気がするんですよ。ここで誰かが言って、「一緒に行きましょうや」と言うことによって、町長もこれからまたいろんなところに行かれるときに、「そうやな」と、「みんなで行ったほうがやっぱりええな」というようなことになるんですけれども、これを見過ごしてしまうという言い方も失礼かと思えますけれども、僕はそういう組織であってほしいんですよ。「一緒に行きましょうや」と。いや、こんな厳しい言葉で言いますけれども、町長の態度で、行動で、機運醸成が本当にできるのか、また職員も我々も、「よし、国スポ頑張ろうや」という心が揺さぶられるのか、僕はそういう思いがしてしまいます。町長、あんまり人と交わられるのはお好きなほうじゃないんでしょうか。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれのいろんな事業がございます。道中ということでございますけれども、もちろん私、一緒に御移動してというところはございます。森野議員、この視察のその場におられたわけではないと。当然、そのとおりでございますけれども、その中において、私もこの期間中においても、それぞれ御一緒してるメンバーと様々な話もし、「こういうところはすごいねえ。こういうところはなかなか勉強になるねえ」と、「こういう機会をつくってもらえたことも良かったね」と、非常に建設的な話ということはしてきております。森野議員がおっしゃるところは森野議員のスタイルということも含めてだというふうには思いますけれども、他のいろんな行政の動きということにおいて、その浄化がならないとか、そういうところの御指摘は当たらないのかなと思いつつながら御質問を伺ってございましたけれども、いろんな機会を捉えながら、私は皆さんとコミュニケーションというところはしながらやってきているというふうには存じているものでございます。今後におきましても、それぞれのケースにおいて、御一緒するところ、また私が先んじて役所を回っていかねばならないというところ等々があったりというときには、そういう動きということはそれは自然なこととしてございますので、それぞれそれぞれだというふうには存じます。今回は森野議員の御支援ということで御質問を承ったものというふうには存じておるものでございま

す。

○議長（村西作雄君） 5番、森野 隆君。

○5番（森野 隆君） 職員の皆さんに申し伝えます。内部から、「いやいや、こうなんですよ」という言葉が出るように私は期待いたします。私が副町長の立場だったらもっときつく申し上げたんですけれども、副町長の立場でもございませんので、またしっかりとその点、今後よろしく願いいたします。

先日、J I AMというところに研修に行き、そこで北川元衆議院議員で元三重県知事をされていた北川先生のお話を聞きにまいりました。議会において、ディベート、討論、このどうやこうやと、今もディベートですかね、そこでディベートは相手を言い負かしてもそこで意見で白黒つけても、そこには何も生まれないと、そんなことはもうこれからの議会はやめましょうと。必要なものはダイアログ、ダイアローグとも言いますが、対話なんだと。しっかりとお互いが対話を重ねて信頼関係を築いて、妥協案を見つけながらより高みを目指していくと、そういうようにディベートとかディスカッションとかいうのではなしに、ダイアログ、こういうことをやっていかないといけないということも言われていました。私は、これから町長とは、はっきりと自分の言葉を述べつつも、自分の主張や立場を誇示することなく、お互いの言わんとする意味を深く追求して議論を重ねていきたいと思えます。そういう意味では、今回の前半の部分の町長というのは、全く相手の立場や言葉を考えようということじゃなしに、もう一度町長、ダイアローグという手法を考えていただいて、しっかりと議員とともに、私とともにダイアローグでこの町を良くし、お互いに高みを目指していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。町長、いかがでしょうか。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。北川先生、元三重県知事ということ、この地方分権のこと、そして決算主義ということを取り入れていくということに関心を置かれている方でございます。その方の講演ということも踏まえての今日の御質問でいらっしゃるのかなと思ひながら拝聴をしておりました。ダイアローグ、対話ということは大変肝要でございます。やはりそのためには、この愛荘の町ということの未来に向けて、それぞれが責任ということを持ちながらでございますけれども、やはり建設的な部分、そして原課の様々な変化の速い時代でございます。社会の潮流ということを抑えながら、建設的な議論ということを重ねていければとともに感ずるもの

でございます。御質問ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで、5番、森野 隆君の一般質問を終わります。

ここで私から一言おわびを申し上げます。本会議中継を見ていただいている皆様におわび申し上げます。先ほどの本会議中継映像に一部不具合が生じておりました。中継を御覧の皆様には大変御迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。

◇ 中川喜代和君

○議長（村西作雄君） それでは一般質問を続けます。3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 3番、中川喜代和です。ただいま議長より発言を許可されましたので、一般質問をいたします。

大きく4項目の質問をします。一問一答でお願いを申し上げます。

最初の質問に入ります。わたSHIGA輝く国スポ・障スポについてお伺いします。開催まで2年を切った、わたSHIGA輝く国スポ・障スポのアーチェリー競技会場の設営や競技運営等の準備はどの程度進んでいるのか、具体的に説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 国スポ・障スポ開催準備室長。

○生涯学習課長兼国スポ・障スポ開催準備室長（陌間秀介君） それでは答弁申し上げます。

本大会の成功を目指し、令和5年3月に実行委員会を開催し、令和5年6月には総務企画、競技式典、宿泊衛生、輸送交通の4つの専門部会を設け、9月から10月にはそれぞれの各専門部会において担う役割について議論を重ね、大会開催に向けた準備を進めさせていただいているところでございます。

競技会場となるスポーツセンター秦荘グラウンドにつきましては、安全上の観点からの照明柱の撤去作業やフェンスの更新などの工事を現在進めさせていただいているところでございます。また、リハーサル大会及び本大会は仮設設備での開催となりますことから、仮設計画などについて滋賀県や滋賀県アーチェリー協会など、関係団体との議論を進めながら進めさせていただいているところでございます。

本大会への関心と機運醸成につきましては、町内の企業の方々にも御理解や御協力を頂きながら、町内各所に横断幕や懸垂幕などを設置し、秦荘庁舎町民ホールでは実際のアーチェリー競技を疑似体験できる場所を設け、町民の皆様に関心を持っていただけるよう取り組んでいるところでございます。さらには、町内外のイベントにおけ

るアーチェリー競技の模擬体験ができる場の開設や、町のホームページやSNSを通じた情報発信、学校、園などでの花いっぱい運動、町内選手の育成にも注力しております。町内在住の長谷川彩音さんが全国で4名のみが選ばれたアンダー18ナショナルチームの日本代表選手になり、本大会での活躍を期待しているところでございます。滋賀県や滋賀県アーチェリー協会との間では、継続的に競技運営に関する協議を行っております。2年後の大会成功に向け、選手や関係者の心に届く愛荘町ならではのおもてなしに町を挙げて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問を行います。この競技運営上、準備室が必要であり、司令塔として準備室も必要と考えます。開催に当たって、彦根市では一部屋別につくり、その部屋にスタッフを集め、絶えず協議を重ねながら進めていると聞いております。愛荘町では、準備室室長が生涯学習課と兼務です。これでは職員全体の機運が高まらないし、また運営に当たっては350人程度ボランティアの方が必要とも聞きます。愛荘町全体の盛り上がりがないとの声や、こんなことで組織的に開催できるのか、間に合うのかとの御心配をおかけしている住民に、いかに理解や協力を得られるように進めるのか、町長、答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時23分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど、中川議員から御質問を頂きました。彦根市はメイン会場ということもありまして、その準備室ということ、人員もこれは他の市町さんのことでございますけれども、かなりの人数、40名ぐらい人員を増やさなければならぬというようなこともあって、それがなかなか実は率直なところ財政的にも非常に厳しいというようなことも耳には伝え聞くようなところもございますけれども、メイン会場、オープニング、クロージングというところも含めて、また複数の競技をホス

トされるということもあって、非常に力をお入れになってくださっているなど思いながら拝見をしているところでもございます。

愛荘町におきましてということでございますけれども、来年度から人員をプラスするというのを今、準備をしていきたいということで考えておるものでございます。今ほどお問いを頂きました、これの室長というところにするかどうか等というところに関しましては、特に原課において御答弁申し上げられるというものはございませんけれども、様々な機運醸成というところ、これは大変、今年度からメンバーにも加わっていただきました方々がおられます。非常に積極的に民間の方々への掲示板への御掲示というところにも話を主体的に自立的に結びに行ってくださいたり等々、また町内でも皆さんが、今、特に秦荘庁舎でございますけれども、その体験コーナーということも応募していただきましたらしていただけるようなということで、目に触れるようなディスプレイ、これはこちらの庁舎のほうでございますけれども、そういう点ではバナー等々の設置も含め、また花壇等々も含め、新聞等々にも取り上げていただいていることは本当に感謝をしているものでございますけれども、そのような取組ということを重ねてこられているということも少し併せて御報告を申し上げます。ありがとうございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 町長、来年度と申しますと、これ1月1日からやるものなのか。結局、定期的に人事異動いうたら4月なんですよね。それを4月からやるということで理解してよろしいのか。

○議長（村西作雄君） 副町長。

○副町長（中西 功君） 御答弁申し上げます。

組織体制、通常4月1日が年度替わりでございますので、新年度の体制に向けての議論をさせていただいているところでございます。現時点でも、室長はじめ主要なメンバー、兼務していただいておりますし、庁内の関係の課からも兼務職員を出していただいて、限られた人員の中ではありますけれども、先ほどのお問いもあつた視察も含めて、あるいは答弁させていただいた専門の委員会も含めて大変、室員、精力的に事務をこなしてくれています。もう来年度、再来年度ということで本番がまいつてくるわけでございますので、そのための機運醸成、あるいは準備体制というものをしっかり構築できるような体制というものが要というふうには認識をしておりますけれ

ども、それを例えば今、御指摘ありました専任の室長をどのように置くのかとか、そういう組織の内容につきましては、現在も今、検討しているところでございますので、この時点でのお答えは差し控えさせていただきたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 少し遅いような感じもするんですけども、それはそれなりに進めていただきたいと思いますけども、結局、全国的に愛荘町をアピールする大チャンスなんです。これをしっかりと進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次、2問目の質問に行きます。空き家等の対策計画についてお伺ひします。

今年令和5年3月に改定された愛荘町空き家等対策計画に照らし、今日までに取り組まれた施策、調査、指導等について、具体的な説明をお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

当町の空き家対策は、愛荘町空き家等対策計画に基づき、空き家の利活用と適正管理の大きく2つの分野で事業を推進しております。町内の空き家等は、令和4年度に行った実態調査により598戸あることが判明しており、そのうち92戸は管理が行き届いていない建物となっています。

利活用の分野では、主に空き家バンクや空き家バンクに関連する利活用推進補助金を運用しており、コロナ禍を契機とした地方移住への関心の高まりも相まって、これまでに空き家バンクを介して14件の空き家が利活用されているほか、空き家バンク外でも地域おこし協力隊の事業により、3件の空き家が利活用されている状況でございます。

一方、適正管理の分野では、令和4年1月に愛荘町空き家等の適正管理に関する条例を施行し、空き家等の所有者の責務を明らかにし、その建物等を適正に維持管理をしなければならないことを規定いたしました。本条例の施行により、空き家所有者等との面談、対応の中で、町商工会やシルバー人材センターの紹介や、町外在住の空き家等所有者にふるさと納税の返礼による空き家等維持管理を紹介し、所有者による空き家等の適正管理につなげているところでございます。

これらの取組により、条例施行後に区長、総代から情報提供いただいた空き家16自治会37件のうち、令和5年10月末現在で5件の空き家等が解体され、樹木剪定

等の対応が10件の所有者により実施されたところでございます。

引き続き、利活用と適正管理の両輪で空き家対策を進めてまいるとともに、特に予防的な取組が肝要であることから、適正管理の分野を強化し、安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 改定された後に、私のところにある方が来られて、行政は何をしてるんだとお叱りを受けるときがありました。そのときに私はどういうふうに答えたか、ちょっとすら覚えなんですけど、「行政とは治安や消防、水道や交通などのライフライン、教育、文化事業、税務など地域の生活全般に関することや、地域に必要な各方面における施策の企画、立案から予算編成、執行などトータルに関わる業務を担っているところなんですよ」とその方にお話ししました。

なぜこのような話になったのかと申しますと、こういうチラシを各家庭に自治会から全部配ってはったと思うんですが、この「適正な管理は所有者の責務です」と書いてあるんですね。だから、このチラシをおもらいになった方が、「自分たちで何とかしろと言っとるのか」と、そういう捉え方をしてはりました。そしてこの空き家等の実態把握の調査の結果、これ危険度の判定の結果、危険度の最も高いCランクの建物は92件であったと、これ町内ですよ、調べてもらったのは。これ実際にもっとあるぞと、どこを調べてるんだと、もっとしっかり調査しろというお叱りでした。本当にしっかりと調査していただいているからこれをちゃんと出してるんだと思うんですが、この空き家の住民が住んでおられないところもあります。連絡が取れないところもあります。それを何とか字全体で何とかしなければならぬとって試行錯誤しながら取り組んでおられるところもあります。ただ、私の思うのは、各自治会ともっとタイアップして、安心・安全に住みよい暮らしやすい環境づくりにまちづくりをしていただきたいことをお願い申し上げます。答弁はよろしいです。

次の質問に移ります。町道長野・野良田線川原地先の交差点改良についてお伺いします。

かねて、8号線以西自治会住民より署名を付して強く要望された町道長野・野良田線川原地先、通称高畑地先交差点の信号設置は実現できませんでした。しかし、朝夕の交通量が大変多く、児童生徒の通学路でもあります。特に児童生徒の交通安全を願

い交差点改良に取り組むことになりましたが、現状どこまで進んでいるのか説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

町道長野・野良田線と町道高畑・山川原線が交わる川原地先の交差点については、通学、通勤時の歩行者、自転車の交通安全対策を図るため、交差点の改良を計画し取組を進めております。進捗状況は、今年度に交差点の詳細設計を発注し、警察など関係機関と協議を行いながら、より安全な交差点形状となるよう工事に必要な図面を作成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。ただ、あそこのカーブは物すごく急なんです。だから、そのカーブは歩道の車止めにタイヤが何か所も当たった形跡があります。だから、あのカーブを緩やかにしていただいて交差点改良をしてはどうかと思います。いかがですか。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問ありがとうございます。緩やかなカーブにして、通りやすいようにというところで一定御質問いただいているというふうに考えております。ただ、ドライバーがやはり通りやすいというか、遠くからその前方がより確認できるということになると、どうしてもスピードアップをされるということにもつながってきますので、そういったところはどちらかと言いますと、歩行者、自転車が安全に歩道を利用できるという観点から、やはり道路改良なり歩道の設置を考えていかなければならないというふうに考えておりますので、そうしたところも踏まえまして関係機関等と十分協議しながら、今現在まだ業務発注の途中ではございますので、そういった意見も頂きながらしっかりとした計画を補足しまして、その後、整備につなげていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 安全は考えるのは当然、もう基本中の基本です。しかしながら、その歩道に当たっているということは、それだけ車もスピードを出しているん

だと思います、曲がり切れないから。それは検討事項として検討したってください。
よろしく申し上げます。

次の質問に入る前に、建設・下水道課の課長はじめ、職員の方には、先月11月14日に山川原、そして今月12月10日昨日ですが、長野東の現地視察での御対応ありがとうございました。この場を借りまして改めてお礼を申し上げます。

それでは次の質問にまいります。8号線以西のまちづくりについてお伺いします。

8号線以西の自治会住民より、各自治会のまちづくりにおける行政への要望事項を数年前よりお聞きしていました。近年その声が大変大きくなってまいりました。そこで、隣におられる小菅議員とともに、以西自治会との皆さんとのまちづくり懇話会を今年から実施しました。その懇話会で、まちづくりを進める上で要望事項を各自治会の役員さんからたくさんお聞きしました。その中から特に強く要望されている事項についてのみ質問をいたします。具体的な回答をお願い申し上げます。

それでは、2点、2点、2点ずつ6点質問させていただきますが、1点目、児童生徒の防犯対策と野外用防犯カメラを通学路に設定されるよう要望します。これは山川原自治会からです。よろしく申し上げます。

○議長（村西作雄君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　さきの村田議員への御答弁でも申し上げましたとおり、町内の通学路には教育委員会所管の愛ぼうくんが56か所設置をされており、防犯ブザー機能を備えるほか、防犯カメラとして常時録画機能を有している箇所もあり、通学児童の安全確保に努めております。また、町による防犯カメラの設置につきましては、愛荘町防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要綱第4条に基づき、愛荘町立小中学校の通学路上の街灯、近江鉄道愛知川駅周辺の街灯などにおいて、警察署から提供される情報に照らし、設置が必要な場所を選定しております。

具体的には、東近江警察署との事前協議において、児童の見守り、夜間の犯罪抑止、高齢者の見守り、通過交通が日夜多い場所等の点を優先して選定し、令和5年度には5か所設置したところでございます。また、自治会が主体となって地域における犯罪等の発生を抑制し、犯罪のない安全で安心な社会の実現を図るため、地域の未来づくり支援事業により防犯カメラを設置されているところもございます。このほか、滋賀県警察本部が設置し無償貸付けを行う地域見守りカメラ設置促進事業があり、令和5年度には町内の1自治会が採択されたところでございます。

町といたしましては、次年度以降も引き続き危険箇所を抽出しながら、防犯カメラの設置に向けた検討を行うとともに、地域の皆様におかれましても御紹介した制度も積極的に御活用いただき、安全で安心して暮らせるまちづくりに御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。山川原では、建設機械とか、そして重機などを乗せるときに使用するアルミの足場、グリッジいうんですか、それを取られる事件がありました。また、不審者が車で何かを物色しようと下見をして、住民が不安に本当に駆られてるんです。そんな状態であります。不安解消や犯罪抑止のためにも、通学路だけでなく、宇内主要道路、交差点も設置してほしいとの要望であります。今、答弁にありました滋賀県警での対応を待っておりますと、愛荘町全体で数か所、年間ですよ、これ多分。いつ選ばれるか分からない。町負担補助で行きますと3分の1、できれば3分の2にさせていただきたい。そして以前も質問させていただきましたけれども、交番の設置も併せてお願いしたい。ここに答弁書に書いてありました愛ぼうくんですが、これ5か所設置とありますが、いざというときに使えなかったらただのお飾りにしかありません。点検整備は密にさせていただくことをお願いいたします。

山川原の2点目の質問に行きます。普通河川追寺川の流量を調整するための調整池を早急に進めていただくことをかねてより要望しております。回答をお願いします。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

川原地先の調整池は、貯留する雨水の放流を適切に行うため、ポンプの定期点検により機能確保を図り治水対策に取り組んでおり、また堆積するヘドロの除去を行い、適正な維持管理に努めております。近年の線状降水帯による短時間の大雨などにより、河川水位が急激に上昇し、過去には農地への溢水などが起こったことから、御質問の追寺川の流量を調整するため、調整池へ貯留できるよう要望いただいております。

調整池の機能を十分に発揮させるには、調整池に貯留できる流量や調整池下流の流下能力を調査する必要があります。その結果を踏まえ、現在の矢板上部の切下げ部分の高さをどのように調整していくかなど検討し、最善の方策を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。あの調整池は、地下水が沸いてるところに設置してあるんです。絶えず水が溜まっている状態ですので、そしてその調整池の機能を果たしていません。以前から幾度も質問し答弁をもらっておるんですが、設計施工の段階から不備があるとの指摘があります。大雨が降ると恐怖さえも感じる方が多数おられます。何とか一日も早く改修、改良していただくよう強く要望しますが、町長、答弁と申しますか、これに関しての決意をひとつお願いします。聞かせてください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど御質問いただきました。決意ということに当たるかどうかでございますけれども、中川議員からもそれぞれ字に伺わせていただいたときにも、役員の皆様含めてこの部分御質問を頂いております。こちらの調整池に関してでございますけれども、羽田課長なりまた前任の課長職なり私なりということで、すぐに実は現地確認にも行っております。この週末もということであったかというふうに思いますけれども、やはりこの機能自体がより安全度を高めるようにしていくには、私たちとあとはそこを通ってくださる関心を持ってくださる方々の、目で見えるとあんなに水がそもそもあってどうなのかなというふうな見え方をもちろんしていると思うんですけれども、実際の機能上として、せっかくあのようにつ造られたものが、本当にその機能を発揮するにふさわしい形でなってるのかどうかというところを、改めてそのプロの視点ということも入れながら評価をしていくということをして第1弾としながら、その上で期待されているその機能ということをしつかりと発揮していくということが肝要でございますので、御意見として、またいろんな課題として、中川議員はじめ、住民の皆様が大きな御関心を頂いているということ重々踏まえておりますので、ふさわしい対応という事柄をしていきたいということは考えておりますので、その辺の御答弁を申し上げます。ありがとうございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 町長、ありがとうございます。この不備があるというのは、もう数年前からもう分かっていることなんです。だから、いまだに手を付けられてないから、なるべく一日も早く手を付けていただきたい、これを強くお願いします。

次の質問に行きます。次は、長野東自治会からの要望です。児童生徒の交通安全対策として、字内危険道路にグリーンベルトを設置されることをかねてより切に要望しています。回答をお願いします。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁いたします。

町道における児童生徒の交通安全対策は、自治会、学校、PTAからの要望や、通学路合同点検結果を参考に、交通安全施設の設置を行っております。長野東自治会から要望いただくグリーンベルトの設置も含め、町内の危険箇所を安全に通行できるよう、優先度の高いところから計画的に工事や修繕を進めております。順次対応してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。順序をなるべく早く設置してやってください。お願いします。

次も長野東の要望でございます。4点目です。住民の高齢化が進み、字内河川等の清掃活動が近年困難になってきました。作業などの軽減を図るために、川底や護岸の改修などを計画的に進めていただくことを要望します。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

従来、普通河川は自治会主体で、河川愛護作業による除草や清掃、生活環境整備対策事業による改修などを実施され、維持管理に努めていただいております。しかし、コロナ禍以降、自治会活動は縮小や簡素化などの傾向にあり、河川愛護作業も例外ではないと承知しております。自治会におかれては、何とか現在の活動を維持できないかと、役員様をはじめ関係者の皆様が日々懸命に御尽力いただいております。心から感謝し、敬意を表するものでございます。

このような中、従来の自治会で実施されていた事業で継続が難しい状況となったものについて、今回、議員を通じて河川改修の要望を頂いたものと存じますが、町といたしましてもすぐに底打ちなどの改修工事を行うことは困難でございます。地域の自治力を維持継続するには、地域の皆様の関心や関与が重要でございます。今後どのような方法で適正な維持管理が継続し実施できるか、地域の皆様とともに考え取り組ん

でまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ありがとうございます。検討してやってやってください。お願いします。

次は、川原自治会からの要望を、5点目です。彦根神郷線道路に接続する迂回道路を取り付ける計画はどこまで進められているのでしょうか。具体的な説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

御質問の計画とは、川原自治会が要望されておられます町道川原・山川原線の道路新設事業と存じます。この事業については、本年10月下旬に川原自治会の役員様と協議し、従来要望されていましたがルート案は整備が困難であることから、今後、自治会の皆様と情報共有していくことをお伝えしております。道路の新設、改良につきましては、道路整備の計画を立て、優先順位を決めて進めておりますが、将来的にどのように事業化していくのか、町全体の整備計画を見ながら判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 再質問をお願いします。今申し上げた要望は、自治会ミーティングで町長も御存じだと聞いております。官民境界を確認するに至って、その川原の方は大変御苦労された経緯があります。やっとの思いで確認が取れたと思いきや、その先が一向に進まない。止まっている。お聞きしますと、図面まで作成されたはずだという答えでした。それで、その川原の住民は憤りを感じておられます。一日も早く進めていただくことを期待しますが、町長、お考えをお聞かせください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。今年も、区長様はじめ、役員の皆様、川原へ伺わせていただいたときに、この件ということはぜひ聞いてみたいと、問うてみたいということで御質問も頂いた道路計画ということでございます。私も伺いますと、旧町時代からあったということと、当時はいろいろ官民境界等々も含めて御協力

ということを頂けていたということで伺っております。その後、いろいろ当方からの御報告をしていたというところがあり、またそのことも賜ったということで、なかなかそれは実は賜り切らない部分もあった等々の、ちょっと行き違いのミスも、そのボールのコミュニケーションの部分で、本来もうちょっとしっかりできてた部分があったんでなかろうかと、自己的な部分としては捉えたところでございますけれども、やっぱりその部分、字の皆さんに向けて、特に役員の皆さんに向けてはこうでございますという原課の状況をしっかりと御報告をしっかりと打っていくということがより肝要であるなどということは、町内においても確認をしたものでございます。

この計画の事業ということでございますが、たちまちにこれを推進できるかということ、拝聴しております部分、具体としてはやっぱり字の皆さんとしての共通理解と、土地をお持ちの方々の全体の合意というところまで今できてるかということ、ちょっとそうでないという情報にも触れておりますものですから、そういう点においては、これは私の理解しているところでございますけれども、地域請願でというような案件に関してはやっぱり地域の合意ということは地域で取り付けていただくことは、最低、お力、御努力を頂くというもの1つの前提としてはあるのかなというふうに私は捉えておるものでございますけれども、一方これを仮に実現していくというふうになりますと、神郷彦根線という新たな幹線のルートがタッチしてまいりますので、山川原と川原の間のほうから、ここを目指して入ってらっしゃるといふ新たなコストの流入ということ招きかねないなというふうにも、地図をにらめっこをずっとしておりましたら、そこを感じるところは正直なところとしてはございます。その辺りも含めて、川原の役員様であったり、より広い住民の皆様のコンセンサスということも1つの要素としてはあるかなというふうに思ってるものでございます。中川議員としては、それは地域のお声として、それは実現に向けてくれというのは重々捉えておるところでございますけれども、ちょっといろんな要素があるということも私、原課が触れているということをお返事を申し上げたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 町長、答弁ありがとうございます。今、合意が得られてないとおっしゃいましたけど、この間、川原に寄せてもらったときに川原の区長は、もう皆合意を得てますと、だから合意を得てるのにまだ前に進んでいただけないという話でした。だから、前に進めたってください。これだけはお願いしておきます。

最後の質問にまいります。これも川原自治会でございます。川原の公民館の前の道路の拡幅を要望いたしますということです。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御答弁申し上げます。

御質問の町道川原・御崎神社線は、つくし保育園横道路を起点に川原公民館前を通り、川原集落内の交差点を南北に通じ抜け御崎神社に通じる道路であり、かねてより道路拡幅の要望を頂いておりました。また、先ほど答弁いたしました川原自治会が要望されている町道川原・山川原線の道路計画とも関連し交差する道路であることから、その協議の中でも役員様から要望を伺っておりました。

協議の中で、町道川原・山川原線が先行し整備されなければ、工事の手戻りや普通河川の取付にも影響を及ぼすおそれがあるため、町道川原・御崎神社線は現段階においては整備できないことをお伝えしております。今後、同路線についても自治会の皆様と情報共有を図りたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 答弁ありがとうございます。現状、今、車が対向できない状態というのは御存じやと思うんですが、その川原の自治会館の前に園児の送迎するバス乗り場があります。だから、大変通学路でもあり、子どもの安全を第一に考えるのであれば早急に拡幅工事をしてやっていただきたい、進めていただきたいということをお願い申し上げます。

このほど私たちは各自治会評議委員会の場に参加させていただき、その字にしか分からない悩みや課題を本当に生の声でお聞きしました。町長はじめ各課の職員方には、各々の要望に応じていただくよう真摯に取り組んでもらえるようお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで、3番、中川喜代和君の一般質問を終わります。

議会中継を見ていただいている皆さんにおわびを申し上げます。先ほども一部中継に不具合がございました。申し訳ございません。

○議長（村西作雄君） それでは、これで暫時休憩します。

再開を午後1時といたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 久保田正利君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 1番、久保田正利。自治基本条例推進委員会や入札監視委員会の状況、住民目線の予算編成の状況、給食センターの運営について、3つについて一般質問を一問一答でさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。

まず令和5年9月定例会の予算・決算特別委員会において、議員の質疑より、町の各委員会の委員委嘱ができてないことや、定められている委員会開催ができてないことが判明しました。このことから、何点が質問させていただきます。

1つ目としまして、愛荘町自治基本条例は愛荘町の憲法とも言われています。推進委員会の目的を教えてください。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 近年、社会情勢が大きく変化する中で、地域課題等が一層多様化、複雑化し、公共的な課題を行政だけで解決することが困難になってきております。さらに、地方分権の進展を背景に、地方自治体では自らの判断と責任で地域の個性等を生かしたまちづくりを進めていくための住民自治の充実が求められており、愛荘町の地に息づく自治と公共の精神を生かしたまちづくりに取り組むことが大切であると考えております。

そのためには、自治基本条例の趣旨を幅広く理解いただくとともに、町民の皆様一人一人の持てる力を最大限に発揮しながらまちづくりに参画を頂くことが重要であり、互いに協力しながらまちづくりを進めていく必要があることから、自治基本条例の中に推進委員会の設置を規定したものでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 再質問させていただきます。今の中で、自治基本条例の中で第5章について詳しく説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 自治基本条例の第5条でございますが、これは役割分担及び協働ということで、町民事業者等及び町はまちづくりにおける役割分担を明確にし、相互補完及び連携によって協働のまちづくりを推進するとともに、地域全体の意識の向上及び人材育成に努めなければならないというふうに規定をしております。これにつきましては、まちづくりの関係者において、自立した考え、活動のもとに、お互いの不足するところを補い合い協力し合って対等な立場でまちづくりを推進することとしております。また同時に、持続的なまちづくりを行うために、地域全体で実施できる環境づくりと人材の育成も必要というふうに定義しておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 第5章というのは19条のはずなんです、間違いでいいですか。秒数を返してください。もう1回お願いします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 申し訳ございません。5条と5章を間違えまして、第5章でございます。情報共有の推進というところでございます。第5章につきましては、知る権利であったり、あとまた情報の整備、公開及び提供、また個人情報の保護という3つの条文から構成されておるものでございます。第5章の中では、19条で知る権利を有するというところで、町民事業者は町が管理するまちづくりに関する情報を知る権利を有するという内容、また20条におきましては、情報の整備、公開及び提供ということで、町は施策の立案から実施、評価に至るまでの過程において町民事業者に分かりやすく説明する責任を有するというところ、また個人情報の保護ということでは、第21条でございます。町は町民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護の措置を講じなければならないと、この3条から成り立っているということでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。ということは、個人情報以外は全て情報共有を必ずするという解釈でよろしいでしょうか。お答えください。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 情報の共有につきましては、まずそのまちづくりに関する情報につきましては19条のほうで規定しておるというもので、実際に町が進める施策であったりとか予算に関することであったりとか、そういったプロセスも含めた中で情報の提供をしていくというところが1つであると思います。また、その先ほど言いました施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について説明をすると、情報として公開をしていくということの規定になるというところで、おっしゃるとおり個人情報に係ること以外に関しましては、一定、住民のほうに公開をしながら共にその事業を進めていくというようなことを規定しているということになります。

○議長(村西作雄君) 1番、久保田正利君。

○1番(久保田正利君) 御丁寧な説明をありがとうございますというところなんですけど、私が聞いているのは個人情報以外は全て共有を必ずするというところでいいのでしょうかということでお聞きさせてもらってるんですけども、再度お答えください。

○議長(村西作雄君) 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 個人情報以外に関すること全てということですが、ここで定義しております部分に関しましては、情報に関しては提供するということですので、ただ個人情報以外でも出せない情報があるかもしれないんですが、そこに関してはちょっと詳細な部分まで内容の把握はできてはいないんですけども、まず基本的に個人情報は公開できないというところで御理解いただきたいと思います。

○議長(村西作雄君) 1番、久保田正利君。

○1番(久保田正利君) かもしれないという回答はちょっとおかしいかなと僕は思っています。愛荘町の自治基本条例ですので、法的なものですので、かもしれないというのはちょっと控えていただいたほうがいいのかというふうに思っております。私なりに解釈してるんですけども、町は施策の立案から実施までに至る過程を全て共有できるようにということでここに書いてあるというふうに解釈してるんですけども、改めて聞きます。それでよろしかったですね。

○議長(村西作雄君) 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

(西川傳和君) 施策立案のプロセス、また評価、その過程についての公開という

のはするということになってます。

あともう1点、先ほどの個人情報以外ということに関しまして、例えば入札に関する設計の情報であったりとか、そういった情報も含まれるかと思いますので、個人情報だけでなく一定公開できない情報もあるというところで御理解いただきたいと思えます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。入札情報まで教えてくださいとは言ってませんので、お願いします。

では、次の質問に入らせてもらいます。2番目としまして、自治基本条例推進委員会が開催されていなかった理由を教えてください。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） さきの村田議員の御質問でも答弁させていただきましたとおり、自治基本条例に基づき平成26年度から自治基本条例推進委員会を設置し、本条例に基づき地域自治や住民主体のまちづくりの推進などについて、委員の皆様にご議論を重ねていただいております。

しかし、令和2年頃から蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響により、住民にとって最も身近な自治の基礎となる自治会の活動状況等に大きな変化が生じたことから、自治会ミーティングを通じて地域の実情を伺うとともに、町の取組や施策に関する思いをお伝えすることで、本条例の重要な視点である協働のまちづくりに資する取組を進めているものでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 先ほどからなんですけども、開催されなかった理由を教えてくださいということを言うてるんです。お願いします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 開催しなかった理由でございますが、コロナ禍でもあり、会議の開催が困難であったということに加えて、コロナ禍による未曾有の災禍のもと、厳しくその生活環境が制限され、人との接触が禁止、また間隔を開けて集まることとか、また在宅勤務といった生活の様式を大きく変える状況であったというところでご

ざいます。そういった中で、その行政と地域、開催もなかなかできなかったわけでございます。そういった中で、自治基本条例の中では災害に対する備えというものは定義をしておりますが、このような事態での想定はなかったというふうに考えております。まちづくりの主役はその町民であると定義されていること、この条例において、その町民をはじめ事業者やその自治会の活動が制限下にある中で協働のまちづくりを進めることは困難であったというところを含めまして、この推進委員会のほうは開催をしていなかったという状況でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 要するに蔓延したコロナのためにできていなかったということやったと思うんですけども、この規則5条の会議のところということは説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 規則につきましては、愛荘町の自治基本条例推進委員会の規則ということで御説明のほう、第5条でございます。につきましては、こちらのほう推進委員会の会議は年1回以上開催し、開催する場合は委員長が収集し、委員長は会議の議長となるということで、この推進委員会の会議の開催に関する規定がこの5条で定められているということでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ということは、町内で会議をされてから自治会ミーティングというのに出られるのが一番かと思うんです。委員会も何も開かれてないのに自治会ミーティングだけ行っても、何のために行かれたのか、僕はちょっとそこが分らないんですけども、単なる集まりではないと思うんです、自治会ミーティングというのは。その辺をどういようにお考えですか。もう一度、政策監お願いします。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） この推進委員会のほうを開催のほうをしていなかったということに関しましては、今のコロナ禍の影響があったということで御説明をさせていただきましたが、このコロナ禍の中で、自治会ミーティングを推進委員会の代わりにというわけではございませんが、条例どおりできていなかったと、条例というか規則どおり

できていなかったというところがあったわけですが、これに関しましては、その地域といいますか、その自治会の状況をまず把握した上で、その状況に応じた形でその協働のまちづくりをどう進めていくかということを推進委員会の中で改めて議論をするというところを内部のほうでも協議いたしまして、規則上、要綱上は会議のほうを開催するとなっておりますが、それに先立ちまして、その自治会ミーティングを先に実施をしたというところでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。僕はそうではないと思うんです。委員会はやっぱりしなければならないと書かれているので、これは憲法違反です。やっぱりこういうことはちゃんとやってから自治会ミーティングとかに行かないと、行ってからではなくて、自分たちの部分を自治会として内容をミーティングするという大事な場やと思うので、これはやっぱり記載どおりに進めていくべきやというふうに思っております。今後の予定をお聞かせください。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 令和3年度から、自治会ミーティングを通じましてその地域の実情等をお伺いさせていただいており、改めてその自治会は住民の皆様にとって最も身近な自治の基礎であり、自治会の活性化や組織評価の重点に取り組んでいくことは不可欠であるというところは認識したところでございます。現在、町内に50の自治会がありまして、毎年10名の区長様を輪番にその幹事として選出いたしまして幹事会を開催しております。その内容は、以前は形骸化していたというのが本音でございます。

そういった中で、今年度、自治会ミーティングの趣旨を改めて理解いただいた上で、これまでの開催手法と趣向を変えたところ、区長同士の意見が活発に意見交換が行われたというところなんです。各々の自治会の活動の状況の共有はもとより、町施策への提言も含め、自治会行政共に非常に有意義な場面になったと認識をしておるところでございます。自治基本条例推進委員会は、現在のところ休止中でございます。形式的に委員を委嘱して会議を開催することよりも、地域代表の区長様と行政が対等の立場で共通の問題解決を目的に議論を積み重ねていくことの重要性を今年度の幹事会を通じて実感した次第でございます。

今後は、区長会、幹事会の場合を自治基本条例の推進委員会と重ねまして、地域代表の区長様から実態に基づく生のお声を聞かせていただくことで、行政施策への新陳代謝を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） もう一度後でお聞きします。次の質問に入らせてもらいます。令和5年9月以降に自治会基本条例推進委員会の委員を委嘱し、推進委員会を開催されましたでしょうか。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 委員の委嘱及び推進委員会の開催は実施しておりません。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 町長にお聞きします。9月の予算・決算特別委員会において委員会の開催ができていないことが分かったにもかかわらず、いまだに委員の委嘱及び推進委員会の開催ができていないのは、これはなぜでしょうか。開催できない事実をどのように受け止められているのでしょうか。お考えをお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。お答え申し上げますと、現在この委員の委嘱等々しっかりとやっていきたいということで、全体のレビューをしまして各委員会の在り方等々、その実際の開催状況ということも一覧でお渡しをしたところ、ほとんどのものに関してはしっかりと網羅できていたというところではございました。今、御質問いただいている部分に関しましては、担当課におきましても実際のこの運用の在り方というところを1つ見直していくということが妥当なんでなかろうかという判断を一定しているというように私としては理解をしているものでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ということは、見直さなければならないから、いまだに委員も委嘱できてないということではよろしいですか。町長、お願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） そのとおりでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 大切な条例ですので、一日も早く検討いただいて、再開、

あるいは開催していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本庁を愛知川庁舎に設置し、リニューアルや最適配置に伴う工事が続きます。工事に伴う入札監視委員会についてお聞きします。何年前から開催できてませんでしたでしょうか。開催できてない理由も含めて、総務政策監をお願いします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 入札監視委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が起こった令和2年度以降、人との接触を減らし感染拡大を防止する観点から開催はしておらず現在に至っております。

コロナ禍の状況下において、委員会の実開催は難しかったにせよ、それに代わる手法の検討などを含めできた事柄があったのではと事後的には考えており、反省すべき点であり、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） もうそろそろコロナコロナと言うのはもうやめたほうがいいのかなというふうに思っております。このコロナ禍であろうが、議会はされてたと思うんです。その他の会議もずっとされてたと思うんです。でも、やっぱりここで開催されてない理由というのは、実際のところどうやったんでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 一番大きな原因は、今言わせてもらいました新型コロナの感染症の流行ということでございます。ただ議員がおっしゃいますように、例えばリモートで開催をすとか、あと郵便のやり取り、書類で決済をすとかというようなところも踏まえて、事後的に考えますとできたのではないかなというふうに思っております。そういった部分を含めまして、ちょっと反省しているところでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 謝られてばかりもちよっとなんですけども、実際のところ、言い訳のない理由をお聞きしたいのと、あと委員の委嘱ぐらいできたはずやと思うんです。その辺についてお答えください。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） おっしゃいますように、できていなかったという事実

がございます。そういった中で、委員の委嘱につきましても一定切れとるところもございますので、そういった部分も考えますと、非常にできてなかった理由につきましては、コロナという状況のもとではございますけれども、そういった部分もあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ここはやはりリニューアルがずっと続きますので、やはりどれも一番ですけれども、大切な大切な委員会の開催やったと思うんです、この入札に関しては特に。この不調もやっぱり過去にもあったと思うんです。でもその不調を委員会も開かずしてまた次にやられてるということは、業者も、何でやろう何でやろうと思うて、また札を入れ直したりするわけなんです。そこの追及であったりとかはしないと、出してばかりでは業者にちょっと失礼やと僕は思っておりますので、その辺も含めて今後の対策のほうをお願いしたいなというふうに思っております。

次に、入札監視委員会要綱第4条の3項目は、原則として6か月に1回以上開催することとなっているのはもう御承知のとおりやと思います。(1)で、町が発注した建設工事等に、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受け、改善すべき事項があるときは町長に意見を具申すること。(2)として、町が発注した建設工事等の案件のうち、委員会が指定したものに関し、入札等の資格設定及び指名理由並びに経緯等について審議を行い、町長にその結果を報告するとともに、改善すべき事項があるときは意見を具申すること。これで、第1条で委員会の趣旨として、入札及び契約手続の適正な執行を図り、その透明性、公平性及び競争性を確保するためとありますが、これはまさに無視して入札や契約手続を執行したのではないのでしょうか。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 入札監視委員会がここ数年開催できておらず、申し訳ございません。

議員御指摘の町の入札執行と入札監視委員会との相互関係でございますけれども、町として委員会の設置を要綱で定めておりますので、要綱に沿った事務等の手続を行うことが本来の姿でございます。また、法律的には公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく第三者機関の設置及び意見の聴取については努力義務事項であり、義務づけられているものではございません。

町の入札執行そのものが関係法令に則さず実施されていたものではございませんが、刻々変化し続けている社会情勢に応じた入札執行体制を保つ上での検証の場を持つことは、要綱の趣旨及び目的からも必要でありますので、早期の開催を進めてまいります。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。義務づけられているものではありませんということですが、委員会の開催は義務づけられてないんですか。義務づけられてるのではないんですか。お答えください。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 国の法律に基づくものについては、第三者機関設置等については努力義務ということになってございます。ただ、町の要綱につきましてはしっかり要綱がございまして、その部分については開催できていないというところが反省点でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 早々に委嘱し、開催のほうお願いします。

あと1点だけ、どうようにされるかお聞きしたいんですけど、委員会のメンバーで学識者であるんですけども、建築工事ばかりではないと思うんです。土工事もあれば備品の購入、あるいはパソコンの購入であったり、そんなものも入札の中には含まれると思うんですが、これはどの辺の学識者というふうに捉まえられておられるのかお聞かせください。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 入札監視委員会の委員ですけれども、過去30年度と令和元年度では開催のほうをさせていただいております。そのときの委員といいますのが3名おられまして、弁護士、大学の教授、その県の湖東土木事務所の次長ということになってございまして、今回も引き続きお願いをしようかなというふうに、中では検討させていただいているところでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） やはり先ほども言いましたが、早々の委員会の開催のほうをよろしくお願いします。

では、次の質問に入らせてもらいます。住民目線の予算編成状況について。

住民さんの目線で廃止や見直しをする予算編成を行っているかと、令和4年昨年12月の定例会で一般質問いたしました。「住民の目線に立ち、効果のある事業かどうかを見極めながら予算編成を行う」と答弁がありました。ところが令和5年度当初予算では、住民目線でなじみのない移住・交流事業が2倍となり、理解できませんでした。このことから何点か質問させていただきます。

住民さんが聞いても分かるように、住民目線の定義を教えてください。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 住民目線とは、施策や事業を構築していく過程におきまして、職員が住民の立場に立ち、住民の方々が何を求め望んでいるかを起点とし、住民の福祉の増進を目的に行政サービスとして制度設計を行い、町全体を前進させていくことであると捉えております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 次に、令和5年度当初予算で特別交付税で措置されていたと聞いた移住・交流事業については2倍の予算要求があり、財政部局として予算化した理由を教えてください。お願いします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 令和4年12月定例会で答弁いたしましたとおり、予算をつくり上げていく過程におきましては、予算編成方針に従い、各課が必要と考える事業について、国の施策との関連性や国・県・団体等の動向、特定財源の有無などの観点から事業の必要性を審査して、町長査定を経て実施を決定し、政策的な優先度の高いものに重点的に予算配分を行っております。

また、総合計画策定時には、5年おきに町民及び中学生アンケートを実施しており、10年後に望む愛荘町の姿の設問に対し、町民及び中学生共に買物や交通など暮らしが便利な町や、みんなが安心して暮らせる福祉の町を望む割合が高い結果となっております。

本町は、現時点においては人口が増加傾向にありますが、将来確実に訪れる人口減少社会に向けて、余力のある今から担い手育成等の対策を講じていかなければならないと考えております。

移住・交流事業では、特に地域おこし協力隊等、外部人材のユニークな視点やアイデアを最大限に生かすことを主目的としており、交流人口の増加等につながる地域交

流の推進にもつながることが期待をできるところでございます。

さらに、外部人材の活発な活動が地域の方々に影響を与えるといった好循環を生み出し、将来にわたる町の活力の維持、さらなる魅力の向上に加え、町中のにぎわい創出に貢献する事業であると判断をし、予算化に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） おっしゃられる意味はよく理解できました。外部人材のユニークな視点やアイデアを最大限に生かすことを主目的としておるとありますけれども、そもそも愛荘町のほうで住民目線の課題や移住・交流事業の現在の期待する成果と、あと現在の効果を教えてください。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 移住・交流事業につきましては、町の重点事業、重点施策として予算のほうでも上げさせていただいておるところでございます。この移住・交流事業につきましては、単独での事業効果だけでなく、他の課題であったりとか目的を達成するために、その複合的なその視点がございまして、特にその地域おこし協力隊につきましては、地方創生に関する事業とも関連性がございまして、これまで進めてきているそのウォークアブルタウン創造事業における空き家対策でございます。そういった部分につきましても、空き家に実際に住む、そしてそこをコミュニティスペースとして地域の方と外から来られた方の交流場所にするとか、あとそういった空き家対策であったり、あとそのウォークアブルエリアのにぎわい創出といった事業との連携による効果も目標として出しております。また、効果といたしましては、例えば中山道沿いのお寺を借りまして、その境内でその地域の子どもたちと大人、多世代の方が交流するようなイベントを設けて、そこのお寺の俗に管理者の方にも非常に良い評価を頂いたりとかいうところ、また中山道の空き家に出店されたお店の敷地でのイベントを開催することで、多くの方が訪れ、そのこの愛荘町の中山道のにぎわいをもたらしたといったこともございます。それ以外にも新たな町の資源、農産品の資源を活用して新たな商品づくりを行うといったことで、新聞等、マスコミにも報道されるといったことで、そういったところの活動が少しずつではございますけれども、町内の町民の皆様にご覧いただくことで、町のにぎわい、また活性化につなげていくというところ

に焦点を当てた事業でもあるということでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 全く何もしてないとは僕は思ってないんです。複合的なものなので、いろいろばらばらでやっておられるのも分かりますし、地域おこし協力隊の方もお願いしたこともありますし、地元のほうでも大変貢献していただいたというのは重々承知してるんですけども、ただ、今言いましたように、住民目線の課題があって、住民目線でどこまでできているのかということをお聞きしたいということで、今、お聞きさせてもうたんです。その辺について、もう一度詳しく説明ください。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 住民目線ということでの御答弁をさせていただくところでございますが、確かに住民目線という部分で行きますと、なかなか外部の方が来られているような活動をされて、そこが直接自分にどういう関係あるのかという動きになるかと思うんですけども、地域の方もそれぞれ、例えば農作物のほうは要はB級品であったりとか、実際、市場に出回らないものがあつたりとか、そういったものをどう使ったらいいかというところで廃棄しかないという中で、新たな商品を何とかしたいけども、でも無理かというところで日々が過ぎていくという中で、外部人材が来るということで新たにその商品価値を生むといったところであつたりとか、またやはり住んでいる地域から若者が出ていく中で、そこに外部人材が入ってきたことで少しその地域が明るくなつたりとか、そういったところをなかなかその住民さんが自分たちがアクションを起こして外部人材を呼ぶことは難しいですけども、そこに関して行政として少しその支援をすることで住民さんの思いを形にといたしますか、アクションに代えるということが、この事業であるのかなというふうに考えております。確かに住民さんの目線というのは非常に難しい部分もあるんですけども、できる限りやってみたいとかチャレンジしたいという気持ちを前に一歩進んでいただけるような、そういった事業として進めていきたいというふうに考えております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 予算は2倍になってるんです。なかなか伝わらないとかではなくて、数千万円が動いてるわけですね。にもかかわらず、なかなか動かないとか目に見えてこないとかいうのは、僕はどうかと思います。例えば、先ほども質問

あったように、愛知川駅の前は何かありますか。1回来たら終わってしまうと思えますわ。そんなことから、産業とか環境を踏まえて例えばどんなものがあるか、北川政策監、もし何かあればお答えください。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） ありがとうございます。産業の視点からというようなところで、住民目線の課題とかというようなところであったのかなと思っております。まず住民目線としての課題としては、それぞれにぎわいを求めていらっしゃる方であるとか、静かな環境を求めていらっしゃるとかいうようなところでいろいろあるかと思いますが、1つ商工業者であるとか観光に携わる方については、やはりたくさんの方が愛荘町に訪れていただけるような施策を打っていくということが大切でないのかなというふうに考えております。また、来訪いただいた方が愛荘町でお買物をしていただいたりとか、楽しんでいただくことによって町が活性化していくのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） この本会議は中継されていますが、そういう意味で、住民目線で再度、北川政策監、今のことに関してもうちょっと具体的に再度御説明をお願いします。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 基本的なことですが、やはり私たち職員が住民の方の立場に立って、住民の方が何を求めていらっしゃるかというのをしっかり把握して、それを予算化をさせていただきながら実行していくことであるのかなというふうに思います。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） どこまで伝わったか分かりませんが、引き続きお願いします。

次の質問に入らせてもらいます。令和6年度当初予算編成で、新規に要求された事業内容や財政部局の査定結果を理由も含めてお教えください。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 現在は予算編成過程であることから、個別の案件の査

定状況をお答えすることは差し控えさせていただきます。

○議長（村西作雄君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 答弁を差し控えられる法的根拠はあるんですか。御説明ください。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 法的根拠はないというふうには認識をしております。

○議長（村西作雄君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 法的というよりも、先ほど5章のほうを聞いていただいたと思うんですが、情報の共有という意味からすると、政策立案から実施、評価に至るまでというふうにごうたわれました。この辺を含めて、説明できないという内容をもう一度お願いします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） ありがとうございます。予算編成につきましては、順序だてて申しますと、まず原課から予算案の提出が経営戦略課のほうにございまして、その後、11月から12月にかけてまして財政査定のほうに入らせていただきます。その後、年を超えた後、副町長査定、町長査定というところで、今現在いろいろと調整をさせていただいている中で、財政査定というような段階でございますので、今の段階ではなかなか御報告させていただくというところについてはちょっと難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（村西作雄君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 次の質問に入らせてもらいます。同じく令和6年度当初予算編成で、既存事業に対して廃止、見直し、見送りをした財政部局の査定結果を、理由も含めてお教えてください。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 先ほどの答弁でも述べましたとおり、予算編成過程であることから、個別の案件についてお答えすることは差し控えさせていただきます。

なお、お尋ねの既存事業においても、例えば見直しや廃止、見送り等を含め、住民や事業者の方々に及ぼす影響を鑑みながら、最終的な決定までの意思形成過程において、関係者からの意向聴取や方向性の議会での説明など、丁寧に手順を踏んで行っていくことが、今回の御質問の趣旨でもある住民目線の予算編成につながるものと考え

ております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 共にお答えすることは差し控えますということなのですが、要はこの情報共有、立案から実施、評価に至るまでということのは、先ほども答えてはいただきましたけれども、間違いですか。お答えください。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 間違いとは思ってはいないんですけれども、今回のこの差し控えさせていただくという意味合いにつきましては、先ほど御説明させていただいたところが理由でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 間違いではない、ごめんなさい。謝ります。すみません。間違いということではないんですけれども、載ってある以上はやっぱり違いが出てくるんじゃないかなというふうに思います。私、何でこのことを言うかといいますと、中間発表でも別に僕は大丈夫かなというふうに思ってるんです。ただし書さえ付ければ、決定ではないというのさえ付ければ、ほかの市町でも実施されているところもあるかと思しますので、どうかなと思います。結局、今確認しないと、3月の定例会のときには決まってしまうて融通が利かないと思うんです。なので、融通が利くようにある程度の情報公開はされて3月の決定のほうにつなげていったほうが僕はいいのかなというふうに思ってるんですけれども、この辺は提案ですけれども、どういうふうにお考えですか。政策監からお願いします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 御意見いろいろありがとうございます。言っていたいてますのは、その予算編成過程の公表ということであるというふうに思っております。県下でも、詳細にしているところは東近江してますし、そのほか4市程度も一覧表を用いてざくっと報告しているところもございますけれども、なかなかその公表につきましては、ほかの全国的な状況を見てましてもちょっと足踏みしている状況の市町村も結構あるというふうに思っております。やはりそのシステム、公表のボリュームにもよりますけれども、やっぱりそのシステムの改修費とか、あとやはり事務的にも結構負担がかかってくるというところもございますので、ただ必要性というところ

ろをもう少し研究しながら一応中でも議論していく必要があるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 事務的にもなかなかやりづらいというところがあるとは思ひますけれども、やはり最終的にバツになるよりかは、過程の段階でいろいろ協議しておいたほうが私はスムーズに行くのかなというふうに思ひておひます。今の意見につきまして、この辺、町長のほうはどういうふうにお考えをお持ちですか。お聞かせください。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。いろいろスムーズに事業を進めていくということの手法ということを取りながらということは、大変良いことだというふうにも思ひているものでございます。今ほど生駒政策監も答弁申し上げておひました、久保田議員からもこのような視点はいかがかということでございます。いろいろ議会のほうにも全員協議会等々で、これはやっぱり事前にアイデアを頂きながらやっていくということを御関心を強くお持ちいただひていることということは、私たちもすべからく極力御相談を申し上げながらというようなことでやっていきたいというふうにも思ひています。あと、予算編成の中も、そこまで全部出されてもなかなかちょっと弱っちゃうんだわというほど実際ボリュームすごく多くて、各課全部なので、それを全部俺らの前でどうやと言われても、これは行政がやることでっしゃろということに多分なりかねなくもなっちゃってというところが実際あるのが、私も入らせていただひてよく感じるんですけど、行政機構の仕組みとか積み上げでやってくださっているというふうにも思ひているところでもございますので、その辺りに関しても、ちょっとこの辺りがどうだということをもし仮に頂戴できるのであれば、なるほどこの部分はこうこうこういうような事柄を考えているもんですというようなことは、担当課においても結構ざっくばらんにお伝えをしたり、それは議会とのいろんな質問とかのいろんな形成の過程だというふうにも思ひますので、ぜひそんなことで視点や御提案ということを受けると大変ありがたいかなというふうにも思ひているものでございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 莫大な中身を我々が理解できるんかと、なかなかそんなこ

とはできないとは思いますが、私レベルで行くと。先ほど町長もおっしゃられたように、大きな枠の中で、例えば次の質問に入りますが、近年の事故などの状況を踏まえ、令和6年度当初予算編成で交通安全対策費はどれくらい予算化される予定かお聞かせくださいというところに持っていくわけなんですけども、やっぱりそれが例年どおり低いものなのか、前回よりは大分盛り込んでいただいているのかいうところはやはり大事になってくるのかなというふうに思っておりますので質問させていただいてるわけです。今の5番目の質問の回答について、政策監をお願いします。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） さきの答弁と同じく、現時点で個別の案件にお答えすることは差し控えさせていただきます。

なお、担当課からは、交通安全対策に関し、自治会からの要望が増加していること、また安全対策を講じるべきとする箇所が増えていることなどの状況を聞き取っておりますので、様々な制約が予算にもある中ではございますが、事故防止への効果や対処の優先順位などの観点から、現在精査しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 先ほども言いましたが、中間的なそういう情報の公開とかいうのは、少し前向きに御検討いただきたいなというふうに思っております。あと、安全対策を講じるべき箇所が増えていることなどと言われましたけれども、その増えてきた以上は、ある程度は予算としては見込んでいただいているのでしょうか。そこだけお聞かせください。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時54分

再開 午後1時55分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 議員からの御意見、いろいろとありがとうございます。

今も言わせていただきましたように、今、原課からそういった自治会からの要望も増

加しているというところについて今聞き取りをさせていただいている中で、やっぱり全体的な予算のバランスとかボリューム等もございますので、そういったものを考えますと今の段階では控えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） よろしくをお願いします。もうやり取りしてもあれなんで、お願いします。

では、次の質問に入らせていただきます。給食センターの運営についてお願いします。

従来、各学校、幼稚園ごとに給食方法は違っていました。幼稚園から中学校までを統一した給食センターで調理する完全給食が望ましいとの提言を受け、平成24年、2012年1月から町内2幼稚園、4小学校、2中学校に約2,700食を提供する完全給食がスタートしました。

設備については、ランニングコスト低減、CO₂削減に加えてフルドライシステムが必要との観点から、オール電化システムが導入されました。機器選定に際しては、電力負荷の平準化、昼間のピーク電力削減に重点を置き、空調システムにエコアイス、給湯システムには業務用エコキュートを導入、煮炊きに使用する蒸気にも蓄熱式蒸気発生器を導入し、夜間電力を有効活用する設備構成となっています。これらの蓄熱システムやヒートポンプの導入により、省エネルギーの推進や環境負荷低減に寄与するところです。また、再生可能エネルギーの活用として30キロワットの太陽光電力設備を設置するとともに、バイオ式生ごみ処理機の設置や厨房以外の照明にLED照明を採用するなど、環境への配慮を行っております。

このように、町民の皆様の大きな期待を受け、その役割を果たしてきた給食センターですが、竣工から12年が経過しました。これまでを振り返るとともに、将来を見据え、以下、一問一答でお尋ねしてまいります。

まず給食センターのこれまでの成果をどのように捉えられているか、教育長にお伺いします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

近年、食を取り巻く社会環境が変化し、食に対する価値観やライフスタイルの多様化により、家族の共食機会の減少、朝食欠食、過度の肥満、痩身、偏食、食の不継承

等、様々な課題が生じており、特に子どもが大きな影響を受けています。

愛荘町では、みんなで囲んでおいしく食べよう～食からはじまる健康づくりひとづくりまちづくり～を基本理念に掲げた第3次愛荘町食育推進計画の具現化に向けて、家庭や地域、学校、園、関係団体、行政などが更に連携を深め、協働で子どもから大人まで住民一人一人が食の知識を習得し、また食に感謝する心を養い、健全な食生活を送るための取組を推進しております。

愛荘町給食センターは、学校給食のあり方検討委員会の提言を受け、単に学校給食を提供するだけの施設ではなく、食育推進モデルの拠点施設として、1日3,000食を供給可能な施設として整備したものであります。

HACCPの概念を導入したオール電化厨房を導入し、床を常に乾いた状態に保ち、はね水による二次汚染の防止や場内の湿度を低く保つことで細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を最小限にする方式による衛生管理を徹底したフルドライシステム、食材を入れる扉と出す扉が分かれた作りになった構造としたパススルー方式を随所に取り入れたほか、食物アレルギーの対応として独立したアレルギー調理室を設けております。また、2階部分には、食育の発信基地としての機能を持たせ、町民開放型の調理室や研修室を設置するとともに、調理作業や洗浄作業など一連の作業を見ることができると見学コースを設けております。

これらの施設を生かし、地産地消の取組を推進し、安全で安心なおいしい学校給食を提供することはもちろん、食育の発信基地としての役割も果たしてきたと認識しております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） では、今後の課題としてはどのようなものがあるか、教育長に再度伺いいたします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

愛荘町給食センターは、平成23年11月に竣工し、令和5年11月時点で12年が経過し、13年目に入りました。

今後の課題といたしましては、電気代等の諸費用を抑えること、計画的な施設の維持管理を行うこと、食育の充実を図ることがあります。諸費用を抑えることにつきましては、必要最小限の費用に抑える工夫をしておりますが、今後もその時々社会経

済情勢を注視しながら即応的な対応が必要であると考えております。

施設の維持管理におきましては、厨房機器や蒸気発生器、空調、給湯器などの修繕には一定の日数を要するため、修繕時期が給食提供への影響を避けた夏期休業等に限られること、また大規模な機器更新や修繕は単年度では行えないことから、複数年にわたる計画的な維持管理が基本となると認識しております。

また、今後の施設の在り方につきましては、園児、児童、生徒数が減少傾向にあることも踏まえ、給食センター運営委員会等で検討したいと考えております。修繕計画の立案、リース事業方式の検討など、人材確保が困難な中でも、安全・安心な給食提供が継続できるように長期的な視野を持ち、予算を平準化して計画的に進める必要があると考えております。

食育につきましては、コロナ禍を経て、今、再度、食育のありようを見つめ直す時期と捉えており、子どもたちが給食を通して食事を楽しむことや、食について学ぶ多様な機会を設けることにより、子どもたちの食生活や健康を支えていきたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） ありがとうございます。事実、私自体も同様に考えておるところでございます。よってもう少し詳しくお考えをお聞きしてまいります。

近年の食材費の高騰に対して質問します。これについて、国の交付金の活用もされていると承知していますが、現場レベルではどのような対応を行っていただいているのか、給食センター所長にお伺いします。

○議長（村西作雄君） 給食センター所長。

○給食センター所長（藤野佳美君） お答えいたします。

学校給食で提供する主な食材の価格を令和2年4月と令和5年4月で比較しますと、食パンが1.24倍、中華麺が1.19倍、牛乳が1.18倍と、それぞれ2割前後上昇しております。

このため、令和5年度では給食賄い材料費に国の交付金を活用することで、給食費を値上げすることなく、これまでと同様の質や量の給食が提供できております。また、加工品の頻度を抑えて手作りすることや、できる限り地場産の食材を活用することなど、安心・安全な給食提供に努めてきたところでございます。

○議長（村西作雄君） 1 番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。いろいろ苦心してやっていただいていることは十分承知しております。

その中で次の質問にまいります。オール電化システムということで、近年の電気代高騰は給食センターの運営に大きな影響を与えているとこちらのほうも思います。これに対してどのような対応をされているのか、給食センター所長にお伺いします。

○議長（村西作雄君） 給食センター所長。

○給食センター所長（藤野佳美君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年の電気代高騰は給食センターの運営に大きな影響を与えているところでございます。電気料金の値上げで大きな原因となっているのが、燃料価格の高騰でございます。現在、化石燃料の価格は大きく上昇しており、これに連動し電気代も高騰しています。2023年1月からスタートした電気・ガス価格激変緩和対策事業により認定を受けた電力会社と都市ガス会社に国から補助金が出ていますが、国の補助金制度も期限のあるものでございます。このため、今年度の電気代につきましては、今定例会に補正予算をお願いしているところでございます。

今後も引き続き、給食センターの電気使用料を抑えるために、デマンド管理を徹底し、必要最小限の費用に抑えられるよう努めてまいります。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 食材の高騰になり、電気代やその辺の高騰も考えられ、大変な中、賄っていただいていることは重々承知しております。

その観点から、次の質問に入らせてまいります。竣工から12年が経過し、機器の更新も必要となっているところでは。これまでも一部の機器について更新や修繕が行われてきたと思いますが、これにかかった費用はどのくらいか、給食センター所長、お伺いします。

○議長（村西作雄君） 給食センター所長。

○給食センター所長（藤野佳美君） お答えいたします。

機器の修繕費については、令和2年度が1,100万円、令和3年度が900万円、令和4年度が1,300万円、令和5年度は8月までで1,600万円と、竣工から10年を超えた頃から年々上昇しております。

なお、一般的な部品の供給は13年から15年間とされており、16年を経過すると部品の在庫がなくなり修繕できないケースも生じると言われております。このため、

15年を経過するまでに機器点検と部品交換を行い、20年まで使用できるようにしたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） そうですね。どんどんこれから故障していき、修繕費用がどんどんかかっていくことと思っております。その中で、今後の機器の更新や入替えについて現時点でどのような考えでおられるか、給食センター所長にお伺いします。

○議長（村西作雄君） 給食センター所長。

○給食センター所長（藤野佳美君） お答えいたします。

厨房機器や蒸気発生器、空調、給湯器などの更新は、何よりも給食提供に影響しない時期での対応が必要でございます。また、厨房機器につきましては受注生産であることから、注文してから納品までに時間がかかることも聞いております。

加えて、これらの機器の更新費用に対する補助金や交付金はなく、町の一般財源での対応となります。厨房機器更新だけでも約5億円の費用が見込まれることから、十分な事前協議を行い実施する必要があると考えております。

安全・安心な給食を継続して提供できるよう、長期的な視野を持ち、予算の平準化を図るなどして計画的に進めてまいりたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 近年の電気代高騰や災害時の電力不足等を考えると、機器の更新に際しては電気とLPGの併用も検討が必要ではないかと思えます。彦根市学校給食センターの調理機器の熱源はLPGと電気の併用で、蒸気ボイラーの熱源はLPGであると聞いています。当町の給食センターの機器更新に当たって熱源をどのように考えておられるか、教育長にお伺いします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

現段階の考えではございますが、給食センターの熱源につきましてはこれまでどおりの電気を考えております。

その理由でございますが、例えば現在使用している蒸気釜をガス式に変更すると想定した場合、釜の容量が小さくなり、これまでと同じ食数の確保ができないため物理的に困難であるとの情報を、厨房機器関係業者から聞いております。また、ガス機器を設置した場合には、一酸化炭素中毒などの事故防止対策やガス配管や空調等の改修

が新たに必要となります。

ガスと併用利用により大きなメリットが得られる場合には、ガス機器導入の検討も視野に入れる必要があるかと考えますが、他市町より給食センターにガスを使用していることのメリットを聞き取りさせていただきましても、顕著なメリットがあるとの回答は得られておりません。現センターでは、停電等の緊急時には防災食などの備蓄品を提供できるようにしております。

以上のことから、さきにも述べましたとおり、現段階におきましては、ガスを熱源とした高温多湿型厨房ではなく、電気を熱源としたドライシステムが望ましいと考えております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 釜の容量が小さくなり、これまでと同等の食数が確保できないというところについて再質問します。じゃあ、どれぐらい少なくなるのかと聞きたいところではあるんですが、少なくなるということは私自身も知っておりますので、あえてここでは質問をすることはやめますが、事故防止対策やガス管の空調が新たに必要となるであったりとか、一酸化炭素中毒であったりする内容については十分対策はしておられます、メーカーが。これはもうJIS規格で決まっておりますので、絶対ということはありませんが、まずもって大丈夫やと思っております。それを含めて、今後のIHとLPG、電気式とガス、この機器の値段はガス式よりもIHのほうが3倍違います。3倍変わってきます。このことを含めて再度御答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えいたします。

今おっしゃいましたように、その熱源をガスにするか電気にするかというのは非常に難しい選択であるというふうに考えております。今、議員が御指摘いただきましたように、その機器の値段につきましては、おっしゃるとおり電気式のほうがかなり高いというふうに私どもも承知しております。ただ、例えばそのLPGの熱源に替えるかどうかというふうなことも含めて、それは先ほどから申しておりますように、今、その13年目を迎えているという今のこの時期にどれぐらいの投資をするのかということとも関係してまいります。また、私も電気か熱かというので、今回の御質問を契機にずっと自分もいろいろ調べてみましたが、本当に一長一短あるということで、例えばあるガスの卸売り業者に聞きますと、「数年前に比べてガスのほうがはつきりメ

リットが今あるんやというふうなことがあるかどうか」という私の問に対して、「その根拠はない」というふうに答えておりますし、「逆に今は原発が動いているので関西圏は電気が比較的安いんだ」というふうなことも返ってまいりました。そしてもう一つは、「同じガスでも都市ガスならメリットがあるけれども、L P ガスの場合はひょっとしたらあまりメリットはないのかもしれない」という話もございました。その業者も、「強いて言うならやはり災害時にはL P ガスが強い」ということの見解は返ってきましたので、それは確かにそうかなというふうに思っておりますけれども、そのように今申し上げたいろんな要素を総合的に考え、そしてまだまだ私どもも十分に研究をし尽くしてもおりません。もっともっと情報を集める必要もあるかと思っておりますので、議員のほうから御提案いただいていることも含め、本当に今後、どこまで先のことを見据えて完璧な答えを出せるか分かりませんが、その辺りは精一杯、検討、研究を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村西作雄君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 調べていただいているところではあると思います。都市ガスが来ることによって大きな違いが出てくるかなというふうに思っておりますが、まだ都市ガスについてはこの辺が通るといふ計画はほとんど今なく、8号線、国道沿いがかなり進んでおるといふふうにはお聞きしておりますが、町内のほうにはまだなかなか入ってくることはないかなというふうに思っております。当然、L N G のほうが安価で、エネルギー自体はまだ日本でもあるということですので、その辺はよく理解はできるんですけども、やはり最適配置であっても、長寿命化ということを根拠にされて、必要なものは必要で残す、必要でないものは必要でないということで整理していくということで町長のほうも提言されておる中で、僕はこういったI H のほうが故障しても部分のものは交換がしづらいというふうに聞いております。ガス式のほうは部分の部品を交換することがまだまだ可能であるというふうなところから、メリットは1つずつ探していったらあるのではないかなというふうに思っております。だから、この辺をもう一度考慮しながら前向きに進めていっていただきたいなというふうに思っております。

次の質問にまいりたいと思います。こうした機器の更新については多額の費用を要するものであり、新年度以降の当初予算にしっかりと計上していくことが必要だと思っております。現在は予算編成の途中であるかと思っておりますが、教育委員会としてはど

のようにお考えなのか、教育長に改めてお聞きします。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

給食センターの機器更新につきましては、先ほども所長がお答えいたしましたように、厨房機器だけでも約5億円の費用を要するものでございまして、慎重な議論が必要な重要案件であると考えております。

このため、予算化に当たりましては、専門家からの意見聴取や情報収集を適宜行いつつ、慎重に検討、議論を重ね、その上で固めてまいりたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） そうですね。費用のほうはかなりかかってくるかとは思っております。ただ、蛇足ですが、IHとガスコンロに関しての耐用年数というのは共に7年から8年というふうにお聞きしておりますが、やはりイニシャルコストはIHのほうが確実に高いと認識しております。ですので、その辺も踏まえて予算のほうを計上いただくのがありがたいかなというふうに思っております。ガス式に替えると、やはり大規模な建築物ですので内装制限等がかかってきまして、空調の換気能力であったり、内装制限の準不燃なのか不燃にしなければならないエリアが増えてあったりとか、排煙の垂れ壁の必要が出てくるとか、いろいろ制約はあるかと思いますが、ただ、できるときにやっておかないと、どんどんこれから物価の高騰化はしていくと思っておりますので、その辺も踏まえて今後の検討をお願いしたいと思います。

愛荘町の町の未来を担う子どもたちの健康で豊かな育ちを支えるために重要な役割を果たす給食センターについては、今後も必要な予算をしっかりと計上していただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで、1番、久保田正利君の一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を14時40分とします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時40分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 一般質問を行います。5点ほど出してるわけですが、まず初めに駐車場周知看板の撤去に関わって質問を行います。

町長は、9月議会において旧愛知川警部交番庁舎等の解体工事に伴う追加工事として、駐車場周知看板設置を変更契約として提案されました。9月定例会では、同議案は否決されましたが、10月3日の第3回臨時会において可決されました。変更契約議案の可決を経て同工事の竣工検査を行い、その後、駐車場周知看板は撤去されました。私は一貫して目的外工事だと指摘してきました。看板の撤去により、町及び町民に損害をもたらしたと私は捉えています。私の捉え方に対しての町長の見解を求めておきます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） お尋ねの駐車場周知看板につきましては、さきの9月定例会においても述べましたとおり、旧警部交番及び警察官舎の解体が進むにつれ、住民の方々より取壊し後の土地の利用方法等のお問合せを頂くことも増えましたことから、両建物解体後の用途を広報誌等々では伝達が難しい、お忙しい日々をお過ごしの方を含め、御移動中の何気ない暮らしの中においても視覚に入れていただくことを通して、より多くの町民の皆様に広くお伝えすることが肝要との考えに基づき設置したものでございます。

庁舎機能の集約は、合併から18年目を迎える本町にとって、住民説明会の開催や議会での御議論などを経て進めている重要な工事でもあり、以前の全員協議会においても担当者からも御説明してまいっておりますが、周知の効用を果たしてくれていたと存じます。

当該看板でございますが、町議会の多くの議員より撤去を再三にお求めいただいた経緯もあり、工事竣工検査後に撤去をさせていただいたものです。今後も進行中の最適配置事業に関する進捗など重要な事柄ですので、町民の皆様にお伝えしてまいりたいと存じております。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問を行います。要するに撤去したことは目的を達成したのか、議会のその御指摘、御意見があったから撤去したのか、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほども御答弁を申し上げました。周知の効用を果たしてくれていたと存じております。また、議会の議員の方々からも撤去をお求めいただいていたという経緯もございましたものでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 周知が徹底できたという認識の答弁です。駐車場の、ちょっと齟齬が出て来たんですよ。そこはもうしっかり認識せな。来年の当初予算で駐車場整備をするまで、した後に撤去するという当初の説明であったわけ。しかし、再度9月議会で、私、特に議員の皆さんが目的外工事であるという指摘を同意を頂いたと思っています。でも、行政としては竣工検査をしないと工事が終わらない、議会のほうは執行部から要するに業者に迷惑がかかるからと、私は迷惑はかからないと言ってるんです。そうした議会に半ば脅し的な言葉を使って同意を得ようとしていく、首をひねられてるんですが、議会の御意見を頂いたということ言ってるんですよ。議会にボールを投げ返しているんですよ。町長自らが説明してきたことを覆してはいないんですか、じゃあ。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 議会の方々からは撤去ということを求めていきたいという御意見が多かったというより、そういう意見が複数以上の方々からはあったということ辰己議員も御承知いただいていることかというようにも存じます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 要するに、いろんな言い方をしているけども、先ほどの質疑で入札監視委員会を開いていない。要するに、町長の思いで設置をせえということも、チェックが入りにくいという状況、環境をつくっていたというふうに思うんです。いずれにしても、言うた言わん、問題がある、責任があると私は求めているわけですが、町長自身はその責任問題という言葉を使わない。58万円に対しては、私は町長の責任で補填すべきだという考えを持っています。じゃあ、本当に当初に説明していた来年の4月まで周知看板を付ければいい。今、あの駐車場は職員の駐車場になってるんですか。逆に言うたら、あそこに職員に駐車をしていただいて毎月500円の徴収をする、それで58万円の補填をしてもらってるんですか。答弁を頂きます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 私の理解しているところでございますと、駐車場はもう昔から、町の昔というのはいつぐらいなのかちょっと私存じ上げませんが、町に出勤をしていらっしゃる車利用の職員の方からは月に500円ということを徴収をかねてからされていらっしゃるというふうに理解をしているものでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そのとおりです。私はそのとおりなんですけど、今、職員駐車場にしたら揶揄が起こってるんですよ。「あれは職員の駐車場、私たちは止めに行けないの」という声もあります。だから私はあえてそれを言ったんです。町民は少々遠くたって問題はないということでしょう。そのことが言いたいだけです。だから、結局あなたの責任で、この目的外工事に対して責任を取りなさいということ言ってるんです。

次に続けます。次に公共施設の指定管理者制度について質問を行います。

1つは、湖東三山館の指定管理についてお尋ねします。

6年前、応募者がなく非営利団体の秦荘観光協会にお願いをして人件費のコストカットで指定管理者になっていただきました。昨年12月議会、指定管理者の指定につき議決を求める議案に共産党町議団は反対しました。その理由は、観光協会の努力、そして貢献度を無視した公募による指定管理者の決定は論外との考えからです。湖東三山館は進入道路等の制約を受けるなどの周辺環境に課題があり、行政が主体的に観光協会とで観光改善などに取り組むべき契機であったと考えます。そのためにも、同施設は直営管理が望ましいし、観光協会に指定管理の続投が望ましいと考えます。しかし、観光協会は指定管理者制度に応募されませんでした。愛荘町は、過去には指定管理者が民間から行政団体に変更したことがあります。湖東三山館の管理運営の努力、そして貢献度をどのように評価されているのかお尋ねします。

2つ目は、中山道愛知川宿街道交流館の指定管理について質問します。

湖東三山館同様に、6年前に受皿がない中で指定管理者をお願いしました。中山道愛知川宿街道交流館は、地域交流のなごみの場とともに、体験交流、滞在を伴う施設として開館しました。体験交流、滞在施設について、行政は「宿泊予約は当日の午前中までにすることで指定管理者と確認した」と答弁しています。宿泊予約については指定管理者との認識共有されていなかったことも露呈しました。行政は、毎年、指定管理者の実績報告を受け取っていますので、認識の共有はできていたはずと推察しま

す。公の施設の指定管理者制度における齟齬が惹起していることについての見解を伺っておきます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 湖東三山館あいしょうにつきましては、平成26年の開館当初から今日まで、愛荘町観光協会に指定管理者として管理運営を担っていただいております。当初は指定管理者がなかなか見つからない中、町からの要望を受け、指定管理者として御尽力いただきましたことについて、改めて御礼を申し上げます。

当施設の現在の運営につきましては、仕様書に基づき適切に施設の維持管理を行っていただいております。また、あいしょう朝市などの定期イベントやかまど炊き体験、地域特産品のPRなど、誘客促進のための創意工夫も凝らしていただいていると認識しております。当施設を拠点の1つとして、観光協会様が持つ地域資源を生かした運営により、施設の認知度拡大や町の観光振興に努めていただいていることに感謝をいたしております。

中山道愛知川宿街道交流館は平成30年8月1日にオープンし、滞在施設については同年の10月から運営を開始しています。施設のオープン前から指定管理者と運営について協議を行い、仕様書に基づいた計画書を提出いただき各種事業に取り組んでいただいております。

宿泊事業については、昨年11月の議会全員協議会におきまして宿泊予約について御指摘を頂いたところであり、昨年11月から、宿泊の予約は宿泊日当日の午前中までと改善されております。利用者の利便性を考えたとき、改善前の1週間前までに予約が必要という対応は十分とは言えなかったものと存じます。

今後、指定管理者と十分に情報共有を図り、施設の運営、管理に努めたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問を行います。湖東三山館あいしょうでの事業活動には、そもそも収入増を展開することに限界があったのではないのでしょうか。条例に示される事業からも、非営利団体だったからこそ管理業務をしてもらえたのではないのでしょうか。我が町は営利団体と非営利団体に指定管理を指定しています。指定管理の指定のスタンスの違いは何なのか、この違い、営利団体と非営利団体に指定管理をもらう違い。

続いて、街道交流館の体験交流、滞在施設の利用状況について答弁を求めます。同施設の予約は御利用の案内では、「宿泊希望日の属する月の1か月前までに」と明記しています。なぜ1か月前と明記されたのか、この施設の設置活用目的は何だったのかを答弁いただきます。併せて、街道交流館条例第15条では、「使用料金は指定管理者の収入とする」です。指定管理者は自身の努力で収入が増やせるということです。体験宿泊だけでは限界があったのではないだろうか、宿泊の実績について答弁を求めておきます。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） 再質問のお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目でございます。湖東三山館あいしょうで実施する事業は、情報発信、地元特産品等物品の販売、観光振興を目的とした3つの事業を条例に掲げております。このような中、地元特産品や地域外のお土産物を販売するほか、誘客のためのイベントを実施することで一定の収益を上げることができ、民間事業者のノウハウ、手法を駆使することで当施設の収益を上げていくことは可能であると考えているところでございます。当施設の仕様は、愛荘町湖東三山館あいしょう条例に基づいて作成しております。前年度、そして今回の公募において複数の民間事業者が応募されたことから、当施設は収益を上げることができる施設であると考えております。非営利団体でないと指定管理を受けてもらえなかったということで考えているものではございません。

次に2点目でございます。街道交流館の施設のほうでございます。体験交流、滞在施設の設置利用の目的につきましては、条例に示されてるとおり、本町に滞在することにより恵まれた観光資源を有効に活用しつつ、地域での様々な体験と交流を通し、町民の福祉向上と地域の活性化に寄与することとなっております。当初の御利用の案内では、宿泊予約は宿泊日の1か月前までという記載をしておりましたが、設置利用、目的に応じて、宿泊日から1週間前までの予約受付で運用を開始したところでございます。今後においても、同施設の設置利用目的を達成するため、指定管理者と十分に協議をし、施設の運営管理に努めてまいりたいと思っております。

3点目でございます。現在、指定管理者は体験交流、滞在施設のほかに飲食提供施設や情報発信施設があり、売店、カルチャー教室等の自主事業で収益を上げておられます。当施設は体験施設のほかでも収益を上げることのできる施設であると考えてい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、引き続いて質問を進めます。

じゃあ、町長に聞きます。湖東三山館あいしょうは、営利団体、言えばその分けしなくてもいいとしても、収益が上げられる施設だという答弁でした。街道交流館のほうは幅広く収益を上げられる活動が展開する施設、ちょっとざっくり解釈をするとそういう答弁。まず町長に、この2施設に出向かれたことがまずあるかどうかですね。そして、出向かれてどういう認識、どういうふうに関心されたか、このことについて答弁を頂きます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれの施設でございますけれども、広く多くの方々に御利用いただき、また私も伺う中で、本当に頑張ってくださいっていると、その拠点をお守りいただいている関係の皆様本当に敬意を申し上げたいというように思っているものでございます。どのような事柄をそれぞれ感じているのかということでございますけれども、本当に今、世の中、対消費者ということにおける事業が非常に競争の激しい時代でもございます。いろんな選択肢が消費者の皆様には向けられている時代でもございます。その中において常に支持をされる、御利用いただく、売上をより高く上げていくということの大変さということは恐らくあるんであろうというように感じるものでございますけれども、様々その中においても自主的な取組ということを、地域また関係の方々にも広めながらお取組を頂いているということ、冒頭に申し上げましたけれども、そういう様々なお取組をしてくださっているということに対して深い敬意、感謝を持つものでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 感謝する、それは伝わってきました。町長がその2つの施設をどのように見ておられるか、評価をされたのかなという質問をしていますので、それに対して答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） それぞれでございますけれども、あまり個別具体でどうだということとはなかなか申し上げにくいんですけれども、頑張っているというよ

うに思います。食の分野等々、御利用を辰己議員も多分されてらっしゃるかなというふうに思いますけれども、お感じになる部分や、もうちょっとこういうようなことがあったら嬉しいななんてことをお感じになったこともあるかもしれませんけれども、それでも今までからこの事柄をすごくお守りいただいて、実際に食事食べてみると本当においしいというふうに私、感じるころはございます。これ、両施設に関してもそうでございますし、お客様自身がお友達とお越しを頂いて、その場において大変笑顔で御利用いただいているというお姿を町内それぞれの拠点にもたらしめているということを感じております。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 2つの施設、町内のその指定管理をしている施設全般でもいいんですけども、じゃあどういふ評価をされているのか、担当課のほうで結構です。要するに施設がどういふ評価、2つの施設に限ってです、令和5年度。

○議長（村西作雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阪本 崇君） ちょっと令和4年度、令和5年度を踏まえての話になろうかというふうに思っております。令和2年、令和3年とちょっとコロナ禍もあって、自粛制限等もあった中で、それを乗り越えてきて今、令和4年度、令和5年度を実施しているわけでございますけれども、湖東三山館あいしょうにつきましては、昨年度につきましては、地域資源、地元特産品の物販、山芋に関するものやら、農作物で言うブドウ、トマト等の物販等もしていただいているところでございます。また、そのほかにつきましても体験事業という部分では観光振興という部分に当たるわけなんですけれども、かまど体験とかライトアップ事業とか、そういったもので観光振興を図っていただいたというようなところでございます。集客については十分かと言われると、先ほど辰己議員が言われたような施設の制約とかそういったこともあろうかと思っておりますけれども、十分に頑張らせていただいております。また、ちょっと言い忘れましたけれども、毎月1回、朝市というものを実施させていただいております。それにつきましては、イベントが定着してきたのかなというところもあり、多くの方に来ていただいているというところ辺が見受けられるのかなというふうに感じているところでございます。

また、街道交流館のほうにつきましては、滞在施設、飲食施設、宿泊施設等、何点か施設ございますけれども、1点目としましては、情報発信という部分につきましては

街道交流館においてオカリナの演奏会や写真の展示、そういった部分で集客を求めていったのかなというふうに思っておりますし、こちらについても毎月1回マルシェのほうを開催させていただいております。そういった中で、地元産を使って集客をするなど、そういったものに寄与させていただいているところでございます。そのほか、飲食の部分につきましては、数年前、山芋のデザート等を開発いただいたりとかしておりますし、地元産品という部分で地元野菜を使ったかき揚げ天ぷらとか、そういったものを提供させていただいておりますし、施設の目的に応じた、両施設とも目的に応じて実施させていただいているのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今、所管からそのように、個別の立地が違うということですよ。中山道にある施設と、そしてインターチェンジから降りてくる、非常に厳しい条件と、その中で答弁の中で、結局は展開しやすい施設、観光案内も含めて地場産業を使うとかいろんな制約を受ける中でどうなのかと、要するに戦略が変わってくるんですよ。町長、先ほど、今の答弁を聞いて、非営利と営利団体のその指定管理の在り方というもの、だから先ほどスタンスの違いは何ですかと聞いたんです。要するに、有村町長の持っている指定管理の指定のスタンス。なぜなら、今、評価を聞いたんですが、ほとんど去年まではCなんですよね。真ん中ということですよ。今回は湖東三山館あいしょうだけが残念、厳しい査定に入ったという評価なんです。これも知ってるでしょう。こういうことを受けてどういうふうに町長として捉えているかということを知りたいんです。だから、評価も含めて、町長自身の考え、評価をお聞きします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 御評価含めてというところでございますけれども、厳しく見ていただいたり、実際に事業化をやってくさっている中において、自分で考える採点、それ以外の評価をしていくところであるというところから出てきたものですから、それについて善処していけるところはもちろんやっていきながらということも指導しながらということで考えていただいております。これが営利団体、非営利団体がどっちがどうふさわしいということをおっしゃっていただいているんであろうというように存じますけれども、やはりこれはB to C、ビジネス・トゥー・カスタマー、B to Cの事業をそれぞれの拠点において実施をさせていただいているところでございます。

ので、これは営利団体がそれぞれ過去2回ということで公募しているところにおいても、ここは事業性があるということで民間事業者様もお手を上げていただいているということがございますので、そういう点では十分にその余地が、素地が両施設にあるということは評価をしておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町長に、以前が秦荘観光協会、愛知川観光協会と合併して愛荘町観光協会、観光協会という団体と指定管理者の業者、これどういう関係になるというふうに捉えておられますか。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時11分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど、観光協会さんとそれ以外の民間の指定管理を受けていらっしゃる、またはそこを志望されるような事業主体との違いということをごのようにつけるかということで御質問を頂きました。観光協会様が愛荘町観光協会として今、活動を頂いておりますけれども、辰己議員もそのメンバーということでございますけれども、町内の町民の方、また町内の事業者の方々もその会員や理事として御活動を頂いていると、そういう点におきましては、町の観光発信ということに、それぞれに御尽力を頂いている皆さんで構成をされている団体だということで存じております。また、それ以外の指定管理を志望される方々というのは、その指定管理をやっていききたい、またそういうような実績もあるということをもって御志望をされていらっしゃるそれぞれの団体でいらっしゃるということと捉えておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 観光協会はやはり、要するに非営利で町の観光、だから湖東三山館あいしょうができた。そこで、観光行政の一環としてということでお受けいただいたというふうに解釈ができます。一方は、基本的に営利団体が受ける場合は、やはり何らかの自社の関連との兼ね合い、拡大ができるとかそういうことの収益を、

ただその単体だけではなくて関連性も要すると思うんですね。そういう戦略を持つて行うという違いが出てくるだろうというふうに思っています。町長はちょっとそういうところもしっかりと観光協会の立つ位置を理解されていないのかなということを少し感じておりました。それは間違っていたら答弁を頂ければいいと思います。私は、やはり町観光協会は多くの方々に参画していただいて、その事業においてそれぞれの支援のできる形で支援をしていただいている、そういう団体、それが総体として愛荘町の観光行政として一体化していくというものだと思うんですね。戦略的にも、街道交流館のほうはどういうふうに町長は、貸館業務的に見てどう捉えるのか。要するに旧の郡役所、あそこも一緒だと思うんですけど、要するにあの街道交流館は全体は営利団体に請け負ってもらっている、その一部に観光協会に入っているという、そういう関係です。そういう関係をどのように評価、捉えておられるかなと思うんです。観光協会そのものの役割についても答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。ちょっと直接のお答えということにはなっていないかもしれませんが、網羅的な部分も含めてお答えをさせていただければというように存じます。辰己議員が寄って立たれる課題意識の部分というのは、やはり当初、湖東三山館あいしょうがオープンをしたときに、それを担ってくださる主体ということなかなか見つけられなかった行政じゃないのかと。その中において手を上げてくださった、お願いをしていった上で、当時の町政がお願いをされに行った上で、分かりましたというふうにしてくださったのが観光協会さんであろうということをおっしゃっていただいて、そのことの筋ということをしっかり捉える必要があるぞということを恐らく根底におっしゃっていただいているんでであろうというふうに存じます。私も今日の答弁の中でも申し上げましたけれども、そのような歩みがあって、そのときにお受けを頂いたということに関しまして、御礼と感謝ということを答弁の中に入れたのはその経緯があつてのことです。

また一方、それ以外の法人がしていくということに関してどのように考えているのかということをおっしゃっていただきました。私がさきの答弁でも触れましたのが、B to Cであるという事業、この観点をどのように捉えていくのかというところが、もしかしたら重要なポイントであるのかなというふうに私は捉えております。もちろん、当初においても湖東三山館あいしょうも民間の事業者ということを恐らく探され

たんであろうというふうにも思います。その中においてなかなか見当たらなかったと、観光協会様にその一日の長があるんでなかろうかということにもなっていたんだというふうにも思います。

一方、近隣のB to Cの事業体を見ますと、例えばマーガレットステーションであったり、甲良さんでもやってらっしゃいますけれども、一般の企業体が入られたり第三セクターということを立て上げられて事業としてやっていらっしゃいます。そういう点においては、通常その町の観光振興ということをやっておられる任意団体の方々が、施設の管理、そしてその収益の事業をやっていくということの大変さ、困難さ、なかなかそれが本来事業の部分にフィットさせていくということの難しさというのは、そもそもの立てつけとしてあるんであろうというふうには感じるものでございます。

その事柄から、やはりこのB to Cの事業を一般の住民、一般の消費者、利用者の方々は、この施設、建屋、建物で行われてるサービスがどこの何だから、このぐらいで期待する、いやいやこのぐらいを期待申し上げるどうのいうところは、お客様はその運営主体のところまでは実際にはお分かりでないです。その中において、なおかつ消費者の方から選ばなければいけない、支持をされなければいけないという大変難しいハードルということを経験していかなくちゃいけないというのが、この私たちが持っている2つの施設なんだろうというふうに私は捉えておるものでございます。

そのような事柄から、観光協会様が当初担っていただいた、またもう1つ伺っておりますのは、中山道の街道交流館に関しましても、本来的には、当初私が聞いていたのは、観光協会様がやっていただけるといような、やっていただくと良いのかなといような何となくのコンセンサス的なものがあつたけれども、当時の観光協会様がこれを私たちが実践していくというのはなかなか大変であるといようなことの表明もあつたやに伺っております。その中で、いろんな御縁の中で、当時巡り合われたのが三和サービスだということをお伺いしておりますけれども、そういう点におきましては、観光協会様という町内の多くの皆さんが理事や委員でお入りを頂いている団体様でございますが、この方々に実際の施設、消費者、利用者の方々に支持をされ続けるということを構築していただくことは、やはり困難さといことは一定一方あるんだろうなといのは私が捉えているものでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） この件については最後にしますが、ビジネス戦略を持っていったってどうなんかということですよ。あれこれと説明していただいて、ありがとうございます。でも、結局は町長の姿勢は、先ほどの答弁も一緒に、申し訳ないですが伝わってこない、思いが。というのは何でかといえば、私が今こう聞いてて、2つとも町長が責任を持たなきゃならない公共施設だということです。これは動かしがたい前提なんです。その上で、結局は町が公共施設を守るのは大変、維持するのは大変だから、ビジネス戦略を持って、要するに共産党がこの頃強く言いかけましたが、人件費のコストカットに進んできているということです。行政が市場化です。いみじくも最後のほうで答弁をされましたし、市場化テストにかけてるんですよ、施設を。その市場化テストというのは、行政から言えばできるだけ指定管理料を抑えたいと、時間が思惑よりもずれ込んでるのでちょっとあれですけど、そうした施設だからこそ、湖東三山館あいしょうに来た職員も力を入れて、一緒に今も、この前も職員さんともしゃべっていますが、一生懸命知恵を出し合ってる。しかし、こうした自分たちの現場スタッフや職員さんの思いとは違って、公募によって観光協会が応募しなくなった。要するに、これはやる気がそがれていったということじゃないでしょうか。改めて、この市場化テストがいいのかどうか、市場化テストに合うものか合わないものか、このことに対して市場化テストから、いみじくも町長も言ったんですが、その視点から合う施設か合わない施設かの答弁を頂きます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員が今ほど、共産党はその人件費のカットということに対しての問題提起ということで冒頭おっしゃっていただきました。特にその共産党がとか政党がどうのというところでの答弁ではないというふうに、私がお答えしていく部分はなるかと存じますけれども、また市場化テストということも町長がおっしゃいましたというふうにおっしゃっていましたが、特に私が市場化テストという当該の単語で御答弁を申し上げていたということではないかというふうにも存じます。

その中で御報告を申し上げますと、やはり先ほどの答弁でもございましたけれども、これが合う合わないというお問いに関しましては、経済、ここで収益事業をやっているというふうに手を上げていってくださっている方々があったということもそうでございますけれども、基本的にはこの役場の窓口で住民さんから何かしら商品をお

売りしてとか、食べ物をお渡しして、その対価として現金収入をしているという事業は役場の庁舎ではやってないんですけれども、ここの両方の施設ではやっています。そういう点においては、やはり市場の中においてこの御指示ということを受けていくということは必要なんだろうというふうに捉えておりますということを、今がたの類似の答弁の中で申し上げてきているものでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 午前中からの質疑、答弁を聞いていて、同じスタンスだというふうに思います、スタンスはね。結局は、丁寧な説明、町民に向き合うと、丁寧な説明と言いながら、結局は抽象的な言葉に変わっていったと。あなたの本当に思い込み、思い入れが伝わってこない。町の施設にしろ、先ほどの午前中のその答弁にしろと思います。

次の質問に行かせていただきます。高齢者の外出支援について質問を行います。

高齢者の運転免許証の返納が進んでいることは御存じのとおりですし、今も過去にも質問で言っています。秦荘地域で運転免許証を返納された方から、「外出は自転車を利用するが、やはり危ない、愛のりタクシーだけではなく、東近江市のように循環車またはバスを走らせてほしい」との要望をお聞きしています。町長は愛のりタクシーの根本的な不便さは御存じです。改めて、高齢者の外出支援だけでなく、誰もが利用できる循環車または巡回車の運行を検討されることを求めます。答弁をお願いします。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員御提案の循環車、巡回車については、自治会ミーティングの際にも、多くはありませんが、御意見を頂く機会がございます。その際には、移動手段という公共財に対する投資や費用対効果の観点から丁寧に御説明をさせていただいており、デマンド型の愛のりタクシーの利便性の高さを御納得いただいているところです。また、議員の御質問にある愛のりタクシーの根本的な不便さは、事前に予約が必要であるということや、停留所まで歩いていかなければならないというドアtoドアの問題も御指摘いただいているものと推察いたします。

私自身は、そうした不便さというデメリットよりも、タクシー車両を用いることにより、集落内に入り込む細かなルート設定が可能であること、町内全域をはじめ、近隣市町の総合病院のほかJR稲枝駅もカバーする路線が構築できているというメリットのほうを高く評価しているものでございます。

仮に、循環車、巡回車を導入しても、到着時間までお待ちいただくという不便さは同様ですし、現在の愛のりタクシーのように細かな運行ルートを確保することは困難であると考えます。

先般の9月議会の一般質問において小菅議員から、町民のライフラインを守るため、病院や診療所にも止まれるよう工夫すべきではないかとの貴重な御意見を頂きました。これを受け、1市4町の事務局である彦根市に新たな停留所の設置を検討いただく旨の要望も実施し、さらなる利便性の向上に向けた働きかけも行っているところです。

以上のことから、やはり愛のりタクシーを推奨申し上げ、引き続き御利用される町民の皆様の使い勝手を更に向上できるよう努めてまいりたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） これについて再質問を行います。愛のりタクシーを含む地域交通サービスの在り方を考える場合に、国土交通省はコミュニティバスの目的について、町民のニーズに合わせた利便性、道路の混雑、高齢者、障害者の移動支援、商業施設へのアクセス強化で地域活性化に寄与することとしています。愛のりタクシーが住民ニーズにどのように応えているのか、病院、最寄り駅、福祉施設、商業施設への予約状況の答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

（西川傳和君） 愛のりタクシーの利用状況ということでございますが、予約状況といえますか、乗降者数、乗り降りされた駅といえますか、バス停ごとの利用者数というところで、愛荘町内、2路線、金剛輪寺線とあと愛荘西部線という2路線が走っております。その中で、町内それぞれタクシーの停留所があるんですけども、最も多いところにつきましてはやはり稲枝駅が一番多い状況です。愛荘西部線につきましては、令和4年度1年間の実績として1,649名の方が乗り降りされておられるということと、逆に金剛輪寺線、旧の秦荘エリアを主として走っている路線になるんですけども、これで稲枝駅のほうが2,382人が乗り降り1年間にされているということです。それ以外にも、やはり病院等も多い状況になっております。湖東記念病院につきましては、金剛輪寺線が492人、豊郷病院で504人というような形になっております。また、愛荘西部線につきましては、湖東記念病院423人、豊郷病院につきましては734名の方が乗り降りをされているといったところで、やはりその病

院関係、また駅等が多いというところになっております。ちなみに、買物で行きますと、愛知川のアモール前という停留所があるんですけども、愛荘西部線、愛知川エリアを主に走っているバスにつきましては789名の乗り降りがあるというところがございます。逆に、フレンドマート秦荘のほうにつきましては、金剛輪寺線のほうでは153人の乗り降りがあるといった、こういった利用の状況になっています。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 続けます。先ほど午前中の質疑やらでも出てきました、地域公共交通に対する町長の考え方やら執行部の考え方ですね。そういうなんを聞かせていただきました。そして、今、湖東三山館あいしょうの利用増進をどう図るか、これも私は町として行政として課題だと捉えるべきだと思ってるんです。こういったことを考えると、本当に愛のりタクシーだけでいいのかと、結局、愛のりタクシーには限界があるでしょうということが言いたいです。だから、今言いましたように、国土交通省はいろんなもので考える、当然、商業施設に行きやすくすることは、地域活性につながるということも国土交通省は言っています。

そこで私が言いたいのは何が言いたいのかと言えば、本当に愛のりタクシーも含めて、その愛のりタクシーを要するに巡回バスやら含めたコミュニティバスと総称して言わせていただきますが、それについて本当に住民さんを巻き込んだ在り方を検討して、愛のりタクシーの使いやすさも含めて私は検討するそうした委員会を設置すべきだと思ってるんです。それが近江鉄道にも大きく貢献するだろうと思うんで、町長、いきなりこういう質問ですが、どのように捉えられるか聞いておきます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 検討会ということが持てないのかということでのお問い合わせというふうに存じます。今日の答弁でも御報告申し上げますけれども、やはり、この愛のりタクシーということを御推奨を申し上げていきたいと。この背景にありますのは、やはり様々なケースということを検証してきている中において、やはり現実的なソリューションとしてこの愛のりタクシーということの、一日の長というよりはかなりメリットが大きいということの評価しているからでございます。地域交通ということで、いろんな自治体や地域においても、この5年ぐらい頑張ってきてくださっているところが愛荘町以外、愛荘町内にも何件かございますけれども、町外のもの、新聞等々でも御覧いただいているかと思えます。実際に着手はしてみたけれども、な

かなか乗車をしていただけるということばかりではないと、担い手もそのときにやろうということで進んできたけれども、やっぱり維持をさせていくことの困難さということにも実際には直面をされてらっしゃるといふ報道も近年はちょっと増えて、そういう報道に触れることも増えてきておるのかなというふうには思います。

また一方でございますけれども、常時の巡回車とかいうことを自治体でできるかとなりますと、今、バスの運転手、乗務員を探していくということも困難だという報道にも、多分、辰己議員も触れていらっしゃると思います。これは過疎の地域のみならず、都市部においてもその便数ということの減便ということにも向き合わざるを得ないというような状況にもなっておりますので、そういう点におきましては、様々な観点ということを俯瞰してまた評価をそれぞれ見たところで、やはり愛のりタクシーということが現実的な解として、住民の皆様にもこれからは守りお届けをしていきたい交通手段でございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） タクシーと言えども運転手確保が難しくなっていくだろうと思います。ですから、私が言いたいのは、そういうことも含めて本当に検討委員会を立ち上げて、それも住民さんをしっかりと入っていただく、そういうことが大事だということ、これからの今の状況から警鐘を鳴らして先に手を打ちましょうやという提案をさせていただいてるんです。しっかりと受け止めていただきたい。ああだこうだと言う前に、とにかく住民さんの地域公共交通をどう守っていくか、これはもう国土交通省でさえこうやって言ってるんですから、これは今これでいいんじゃないかと課題が来るだろうという前提でどうなのかということを含めて検討をしていく、それは成功例として住民さんがしっかりと入っているところは成功例があるというふうに書いてあります。そのように訴えて、次の質問に行きます。

国保税、介護保険料について質問します。

行政は国民健康保険財政調整基金の今後の運用について明確な答弁を頂いていません。改めて、1億9,900万円の運用計画について答弁を求めます。

そして、介護保険事業特別会計についても質問します。介護保険事業特別会計の令和4年度決算では、準備基金は約7,000万円です。第9期介護保険事業計画を策定するに際して介護保険利用料が推計されると考えますが、7期、8期の期間決算では同様の基金残高になっています。これらから推察しますと最低でも5,000万円は保

保険料総額推計に充当できると考えますが、行政の見解を求めておきます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 基金は、愛荘町国民健康保険財政調整基金条例第1条において、国民健康保険事業の円滑な運営に資するために設置するとしています。令和5年度は国民健康保険税の税率を引き上げず据え置くこととしており、県への納付金の財源が国保税や県支出金では賄えないことが想定されるため、不足分を基金から取り崩すこととしています。

今後の基金の活用につきましては、想定を上回る負担増に対応する激変緩和対策や県内の保険料統一化により被保険者に過重な影響が及ばないように、被保険者にとって有効な活用を努めていくことを考えております。しかしながら、県納付金の増加や被保険者の減少等により、基金を充当したとしても被保険者の負担は増加することが見込まれます。このため、運営協議会から継続的に御意見を頂きながら、被保険者にとって有効となる基金活用と国民健康保険事業の円滑な運営に努めてまいります。

続けてお問いを頂きました介護保険事業のこの基金ということを、推計に充当することについてということのお問いに御答弁を申し上げます。

愛荘町介護保険条例第2条では、高齢社会に対応し、町民がその有する能力に応じ自立した日常生活を安心して営むことができるよう、住みよい福祉のまちづくりを目指し、介護保険制度の円滑な実施を推進するとしております。

第8期介護保険事業計画において、第1号被保険者基準額を前期計画から300円引き上げ5,800円とした経過があります。また、団塊の世代が75歳を迎える今日、7期、8期の期間決算から、更に後期高齢者が増え、介護保険サービスの利用も増加傾向になることが予測されます。

こうした現状を踏まえ、第9期計画では、極端な保険料の増額を避け、少子高齢化が加速する後の世代への負担の公平性を保つことに配慮し、被保険者にとって有効な基金活用を努めていくよう、現在、検討をしております。

議員が推察しますと述べられた額5,000万円を保険料総額推計に充当するといったような基金の取崩しについては、愛荘町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会において継続的に協議、検討を重ねてまいります。被保険者にとって有効な基金の活用となるよう、また今後も介護保険制度の円滑な実施の推進に努めてまいります。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問を行います。要するに、簡単な質疑は、国保は一般財源の充当はペナルティを課せると言っています。介護保険料はその一般財源を充当することにペナルティを課せられるのか確認をしておきます。

○議長（村西作雄君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 御質問ありがとうございます。ここに関しましては、不足分を一般財源から法定外繰入した場合はペナルティとして課せられるというふうに確認しております。

以上です。

○議長（村西作雄君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。介護保険については、一般会計からの繰入れについて、特にペナルティの確認はしておりません。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そのとおりなので、町長、あまり介護保険のほう、福祉やら高齢者の思いを、しかも高齢者が増えてきてる、これは自然増であって、この自然増を一般会計で応援するということはあっていいと、まず基本的なところで抑えときたいと思うんです。それはなかなかしないかもしれないけど、抑えとかなないと、考え方、こんな上辺の議論をしてても意味がない。根底はここにありますよというのを先に言うとかないと、国保とは違うと。こんなことしゃべってたら時間がなくなっていくます。何が言いたいのか言えば、国保税のところ、要するに県の上納金が上がったとしても、結局は国保税はそうなった場合は増やすんでしょう、増額を求めていくんでしょう。この点の確認をします。

○議長（村西作雄君） 税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） お答えします。県下の保険料の水準の統一とかいったことがありますので、今回、国民健康保険税につきましては、県と市町で具体的な議論が進む中で、町としまして最良の統一年度の設定や税率の検討及び基金運用の方向性を総合的に検討いたしまして、運営協議会にお諮りし議会にお示しさせていただき予定としております。なお、統一化の必要性等を確認いただくために、年度内をめぐり議会向けの勉強会も調整しておるところでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町長に答弁はもらいませんが、言っておきます。要するに、統一化されることによって保険料が統一化されていく。これは今、2つの事業主体になっているわけです。全体は県が持ってますよ、運営は。しかし、保険料やらこれは町が責任を持つんです。今の保険料でやっていけてるんです。ここがキーなんです。今の保険料でやってる。これでも少しは上げんならんかもわからんけど、県の上納金のために上げるのは不自然なんだということです。ここでは町長の政治判断で一般財源から入れざるを得ないということ、これからの会議で主張をしていただきたいという要請です。ただ、主張するには、その根拠をしっかりと担当課がしゃべり合っ
てやってください。それだけの要請です。もう1つ大事なものは、だからといって子どもに課税は早くやめようよと。今、国会でも話になってきました。この15歳までの均等割は廃止しようや、それを有村町政から全国に先頭切ってやってほしいという
ことの要請なんで、答弁を頂きます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 答弁はするということになったわけだと存じますけれども、今ほど御指摘を頂いた思いをしてくださっている部分も、辰己議員はずっと御関心をお持ちのところでもございますので、実際には今後、様々な議論ということが統一化に向けてはなされてまいります。この辺りはしっかりと推移を見守りながらやっていきたいと、また保険者の皆さんのその御負担感というところは当然出てまいります。この辺りをどのように収れんさせていくのかということ、これは配慮をしながら、また議会のほうにも先ほど担当課長からも答弁申し上げましたけれども、少し共通の勉強会ということ、これを設けさせていただこうというような話は聞いておりますので、ぜひその中においても様々な知見ということを皆さんで持ち寄っていただければ大変ありがたいということに存じます。均等割のことに関しましては、答弁を類似申し上げておりますけれども、町村会等々で国に各首長、全体の首長としてもこれは出してるもの
でございますので、あくまで国の制度ということでございますので、様々国会においての議論ということ、それをどのようにということに関しましては、全員の御意見と
思いを拝聴申し上げます。ありがとうございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 次の質問に移る前に、町長、笑っていただきましたんで、

前向きに笑っていただいたのかなと勝手に解釈をしておきます。

次に行きます。次の質問です。生理用品を小中学校のトイレに常設といいますか、配置することを求めます。

本町は生理用品は保健室において対応しているとの答弁を頂いています。子どもたちの心理状態を熟慮すると、保健室だけの対応でいいのかは問われます。子どもの権利条約からも、子どもたちの目線で検討されるべきではないでしょうか。子どもに負担をかけないためにも、トイレに常設されることを求めます。これについて教育長の答弁を頂きます。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

生理用品を小中学校のトイレに配置することにつきましては、以前にもお答えさせていただきましており、教師の目が届きにくく、学校として管理等の問題が発生することから考えておりません。経済的事情等で生理用品を購入できない児童生徒がいることは近年話題になっており、町内各学校、養護教諭に文書等で問題の深刻さ等について共有をいたしております。

当町における学校での実態であります。児童生徒は必要に応じて保健室で無償配布を受けていることから、現状で特に支障はないと認識しており、これまでどおり各学校の保健室で常備することといたします。なお、中学校におきましては、生理用品を保健室で受け取ることができるという旨をトイレに掲示することで積極的に周知し、小学校でも所定の事業等を通じて周知しているところでございます。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 再質問を行います。

保健室で、それ自体は悪いことではないんですが、子どもの目線に立ってほしいということです。今の現状で、保健室が結構子どもたちが入っていることを聞きましたが、この点についてどうなのか。男の子女の子一緒になって保健室に入っていると、これはいいことなんですよ、相談に行くという意味でね。この現状を答弁いただきます。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、今、保健室にいろんな意味で救いを求めてくる子ども、ある

いはそこがちょっとした居場所になっているという子どももいることは確かなことであるというふうに思っております、これまで以上に保健室の役割というのは重要になっているというふうに認識しております。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そうなんです。私もちょっと、もともとは中学校の先生なんですが、県立大学に行かれた方が本を出しておられて、養護教諭とたまたまコラボされて、そして養護教諭、保健室の役割の大事さやら書いてあったんです。それを読んで、改めて本当に保健室、養護教諭の役割の大切さ、子どもたちが相談しやすい場所、こういうことを認識させていただきました。このトイレに男の子も女の子もいろんな思いを持って入ってくる、この現象は学校にとっても良いことなんです、状況が分かる意味でね。しかし、それに対して生理用品を求めに来ることは恥ずかしいと思う子どもいます。それで、トイレに貼っておきます。トイレに貼れば保健室に行ったら、「あの子」というて言われはしないでしょうか。こういうところまで子どもたちに配慮して要らぬ問題を起こさせない、こういう環境を整えるのが私は教師の役割だろうと思うんで、そのトップである教育長のその考えは大事だと思います。子どもを大事にするということを求めて答弁を頂きます。

○議長（村西作雄君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

確かに議員御指摘のとおり、いろんな子どもがいることを想定しないといけないというふうに思っております。例えば、養護教諭以外にもそうした悩みを言える教員をつくる、それは日頃の教員の接し方、そのカウンセリングマインドを持って、本当はどの子どもも相談できる、ただ例えば女子生徒ですと、なかなか男性の教員には相談しにくいとかいうこともございます。また、例えば養護教諭が出張等で不在のときに結局相談できなかった、これではやっぱり学校の体制として非常に不備であるというふうに言わざるを得ないというふうに思っております。

先般、校園長会もございまして、その中でも私のほうから検討するようというふうに申し上げておりましたのは、今申し上げましたようにいろんな子どもがいること、そしていろんな受皿が要ると、それは多ければ多いほどよいということでありまして、例えば事前にそのような相談をある教員が受けて、そして対応できる場合には、もう家庭のほうに一定数を届けるとか、そういうふうなことも考えられると思いますので、

決して保健室に置いておくことだけが全てではないと思っておりますので、この辺りは今後、学校現場とも相談をしながら、子どもたちの実態も見ながら、いろんな角度から引き続き考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村西作雄君）　これで、13番、辰己　保君の一般質問を終わります。

◇ 澤田源宏君

○議長（村西作雄君）　一般質問を続けます。4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君）　町長自身が思う今後の課題や反省すべきことについて、一般質問をさせていただきます。

有村町長が町長選に当選して6年が経過しようとしているが、この6年で庁舎の一本化をなされ大変御苦労があったと思うが、課題もまだまだあると思われる。そこで、町長自身が思われている今後の課題とは何か。また、愛荘町長としてこれだけは成し遂げておかなければならないことはないか、この6年間で反省すべきことがあったのかを簡潔に問います。

○議長（村西作雄君）　町長。

○町長（有村国知君）　町長職をお預かりしてきたこの6年間、日々生じる様々な課題等に対し、私自身真摯に向き合い、町の持続可能な発展のため尽力をしております。澤田議員が今ほど御質問において、「庁舎の一本化をなされ大変御苦労があったと思うが」とお触れも頂きましたが、その言葉を拝聴でき報われる思いもございます。

正直なところ、町の先輩方が合併という尊い判断をなされ歩んできた町ですが、旧2町が合併した町として最も困難な分野への着手がなされているようには、町政をお預かりする立場に就かせていただく中で感ずることはできませんでした。

公共施設の最適配置、とりわけ庁舎機能の集約は、愛荘町の将来にわたる持続的な発展のために成し遂げなければならないものであるとの思いのもと、議会の皆様には特に住民のお声、視点ということで様々に御議論を賜りましたが、この4年間にもわたる最適配置の事業には、町行政職員もちろんですが、私にとっても40代の1個の人間として大変なエネルギーの投入を要した時間でありました。

また、この間、3年9か月ほど前となる2020年の春を起点として、私たちの地域社会や日々の暮らしはもちろん、世界全体に過重な負荷を強いた感染症への対応もありました。当初、感染力の実態把握さえも難しく、また治療の難しさは社会不安を

増大し、切り札となるワクチンもない中、人の往来や接触という人間社会の根幹をなす行動が制限もされました。経済的な困難や、自分が大切な人に移してしまうかもしれないという恐怖から、ともすると他者に厳しく不寛容な社会の空気ということも、私たちは経験をしました。

この間も辛抱強く今日までの道のりをたくましく歩んでくださった町民、事業者の皆様、そして同じく大きな負荷を背負いながらも、高い使命感でワクチン接種、各種の給付、生活者・事業者支援への取組を進めてくれた町職員、あらゆるエッセンシャルワークに携わられている方々への深い敬意と感謝を改めて銘記したいと存じます。

今後も成し遂げてまいりたいことは、時代の変化に即した町の新陳代謝を高めること、持続可能性を引き上げるといことです。現状を維持する、現状を維持できるといこと背景には、実はすさまじい努力と覚悟が必要とされるということを私たちは知っています。そのままをそのまま繰り返せる日々、そしてそれを未来永劫に続けることができるなら、とても幸せかもしれません。しかし、人の命や一生と同じで、有為無常の競争も厳しく変化も早い成熟した世に向けては、教育、文化、仕事や経済の在り方等、ソフト分野を含め、高付加価値な社会を志向していくことが、より多くの笑顔を守ることになると考えています。

そのため、発想や気づき、発信力、遂行力を含め、人材力を高め、また暮らしを支える共通基盤としてのデジタル化も、町内の暮らしにより浸透していけるよう旗を振っていきたいと思います。また、社会の先輩の方々にも御安心していただける体制の維持存続に引き続き努めるためにも、行財政改革の取組は重要です。自治会ミーティングで各字にお邪魔させていただき活動を重ねる中、住民自治の前線で御努力を頂く皆様のお姿に元気を頂き、またいつも頭が下がる思いであります。

寄らば大樹の陰とか親方日の丸という感覚がともすると世相としてもあるかもしれませんが、やはり自分事としてどこまで地域のことをできるか、課題解決に主体的に参画しようとするか、そういう地域の価値観を改めて根付かせていくことがこれからの町の浮沈を握り、未来を形づくると思います。行政の箱物を建てるの良いとかいう時代では既になくなっていると考え、つとに感じている背景でもあります。

未来を見据え、前向きな意識と取組がより広がるように、各種の施策を重ねていきたいと考えております。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 簡潔で、結局長い答弁ありがとうございます。私が問うてるのは、反省すべきことがあったのかを聞いたかったんですけど、反省することはないみたいなので、100%できていると捉えて、こちらから私が反省すべきことを問います。

指定管理者制度と周知看板の撤去、それに関わってちょっと聞きたいんですけど、それより先に、町長、嘘はあきませんよ。それだけ先に聞いときますわ。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時02分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 町長に問います。住民さん、議会でも、嘘は良くないですよ。それだけ確かめておきます。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） ちょっとその事柄が何であるのかというところをおっしゃっていただくと、よりありがたいかなというふうには存じました。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 何とか違うて、一般的に嘘は良くないですよという質問なんです。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） お恐れ入ります。今ほどと繰り返しになりますけれども、念頭に置いていただいている事柄が何かということによります。それが主観によるものなのかどうなのかというところがどうであるのかなというところ等々もございまして、あまりいたづらにこうであるということを断定的には、多分そのようにお問いを頂いているということは何かしらお感じになってらっしゃる事柄がおありだと拝察をいたしておりますので、断定的なお答えということはおしておりません。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） それで結構です。指定管理について、私が思うてる反省すべ

き点ですけど、1年前に指定管理の指定されて1年間延長になりましたよね。その間に、森野議員ほど私、コミュニケーションにこだわりませんが、こういう観光協会とコミュニケーションを取って、何かそういうことをされたことが1年間の間にありましたでしょうか。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 全員協議会で森野議員から御質問というよりは意見がございましたときにもちょっと触れたものでございますけれども、7月の日に観光協会の皆様、そして担当課のほうも、そのようなディスカッションの場をしっかりと持つていくということが大変重要であるということもございまして、7月に観光協会の理事の方々、正副会長含めお出合いをさせていただいたということがございます。そのときにも、建設的な意見交換や会話ということができていたかなというふうには思います。森野議員も全員協議会でどうであるというようなことをおっしゃっていただきましたけど、私が記憶しているところにおいては、森野議員もまたそれ以外の理事の方々も、「今日は良い会合やったな」と言って笑顔でそのときは皆さん分かれたというふうには私は捉えております。そのときにすごく何かしら、これはもう如何ともしようがないという会話ではなくて、大変前向きなディスカッションがなされたというふうには私は捉えておるものでございました。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） この指定管理を否決されたことによって、それも私の話に聞くと、森野議員が招集してこういう会を開いたというふうには聞いてるんです。それはそれでいいんです、あつて、それで前向きな答えを頂いたということで、それはそれでいいんですけど、それで次の駐車場の周知看板の撤去を、撤去されたんはされたんですけど、どこの課がされたんですか。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 職員数人で撤去させていただきました。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） それはもう絶対間違いないですね。職員で撤去したということ、今。業者は絡んでないですね、一切。

○議長（村西作雄君） 総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） 撤去に関しては職員のみでさせていただいております。

- 議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。
- 4番（澤田源宏君） その撤去した看板はどこに置いてあるんですか。
- 議長（村西作雄君） 総務政策監。
- 総務政策監（生駒秀嘉君） ちょっと収納先を考えたんですけども、今、蚊野の秦の里に倉庫がございますけれども、あそこにちょっとスペースがございましたので、今そこに仮に置かせていただいております。
- 議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。
- 4番（澤田源宏君） じゃあ、それで結構です。
- 次に行きます。1つ聞きたいんですけど、この第2次愛荘町総合計画ありますよね。その中の基本構想の中の第4章、将来の都市構造イメージとあるんですけど、それはコンパクトシティとはどこが違うのか、ちょっとお伺いします。
- 議長（村西作雄君） 今の質問は当初出ているのから外れてると思うんです。
-

- 議長（村西作雄君） 暫時休憩します。
- 休憩 午後4時09分
- 再開 午後4時10分
- 議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
-

- 議長（村西作雄君） ただいまの澤田議員の質問の答弁をお願いします。企画政策監。
- 企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長（西川傳和君） 第2次愛荘町総合計画にあります第4章の将来の都市構造というところのページでございますが、ここにあります将来の都市構造イメージというのがございます。これにつきましては、中心市街地プラスそれぞれの地域の拠点ということで、コンパクトプラスネットワークを表したものになっております。
- 議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。
- 4番（澤田源宏君） それで、コンパクトシティでいいんですね、これを見て。それで質問しますが、このコンパクトシティは国土交通省の白書による何類によるんですか。
-

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時11分

再開 午後4時14分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えいたします。

すみません。ちょっと今すぐにというところでは分からないという状況でございます。申し訳ございません。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 私の調べたところでは、多極ネットワーク型に入ると思うんです。それでいいんですけど、このイメージされてるあれで、ここは田園、岩倉のところは田園ゾーンになるのかな、そこの岩倉か、今ちょっとはつきりしてないんですけど、ネットに東部地域に危険物の倉庫ができるというのが載ってました。それは、町のほうでは把握されてるんですか。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時15分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） 危険物の倉庫というようなところでは把握しておりません。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 把握してなかったらそんでいいんですけど、それはそんでいいですが、もし危険物の倉庫がネットに載ってるように、もしここに来るんでしたら、結局、何の違法もないでオーケーを出すという認識でいいんでしょうか。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時18分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 産業政策監。

○産業政策監（北川三津夫君） ちょっと具体的にどういったものか分からないんですが、いずれにいたしましても、いろんな例えばものを建てるとかいろんなことをするに当たっているんな法の制限があると思いますが、その制限に触れなければ大丈夫なのかなと認識をしております。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） それは法に触れなかったらいいと。結局、法に触れなければ全部全てオーケーということは、結局、農振地の除外でも、結局、適正な手続を踏めば農振地の除外はできるということをお聞きしたんです。ほんで、それを防ぐためにも、やっぱり町が独自に、ここは何々ゾーンですとかいうて決めんと、もう民間の業者のやりたい放題になっていくような気がするんです。その辺は、町長どういうふうにご考慮されるのか。町として、ここは何々ゾーンにしますからちょっとこれは無理ですとか、そういうなんをつくれれば止められるんやけど、何もなければ全部通ってしまうんですよ。その辺の考えを、町長の考えを。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 澤田議員がお問いいただいている課題意識というところは捉えました。今、原課、担当課のほうからも少し報告を受けましたけれども、いろいろな開発に向けてという動きがあるということは伺っておるものでございます。その圃場整備をなされた地べたではあって、またそれは法に準拠した形であるならばということで、なかなか制限なり規制なりということは技術的にもなかなか難しいという、非常にそういうところが生じているということは報告を受けている次第でございます。なかなか、その狭間にあるような件につきましての処し方というのが非常に苦慮をする部分でもございます。現時点におきましてこのような方向でというようなことを答弁として申し上げられるというところにございませぬけれども、澤田議員がおっしゃっておられますところは今捉えました。どのような事柄が考えうるのかというところは少しこれを研究していかなければならないということでございます。まず拝聴賜りました。

ありがとうございます。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 結局、こういうのをつくっても、そういうことがなければ意味がないんです。結局、こっちの湖東三山の上のほうやと自然環境ゾーンか、こういうこっちのほうから手付けていけば、ここは自然環境ゾーンですと、自然環境を守るんやと、こういうところからあんまりお金もかからないし、そういうところから手付けていって、順番に、やっぱりもうここに結局、開発が出て、307の近くやったら倉庫ばかりになると思うんです。ほんなら、ここを倉庫群にしたらいいいんですよ、もう変えてもうたらね。ここは倉庫群にしますみたいな、この田んぼの保全エリアとか違って、そういうことも考えてちゃんとしてほしいと思います。

そして最後に、町長の答弁で、公共施設の最適配置、とりわけ成し遂げなければならない、4番ですね、答えのところの。それで、それについて関連して質問します。これ、愛荘町の広報誌第4号と第5号、第4号と第5号ではこの公共施設最適配置とばっと出とるんですよ。下のほうに、公共施設最適配置の取組を広く住民の人たちに知っていただくため、住民説明会で報告した内容を基に毎号お届けしますと。第4号と第5号だけです。ほんで、ここに町長も、「公共施設最適配置発展のために成し遂げなければならない」と、今、答弁されましたよね。それを住民の方には、毎号届けます、第4号、第5号以後届けていない。それと、予算もこれ、最適配置は予算取つてますか。ほんで、本当にこの答弁に書かれたやる気を持って、これまずちょっと時間無理やなと思うておられるのか、その辺を町長、お聞きしておきます。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今ほどの広報の関係でございますが、おっしゃっていただいているのが多分これで合ってるかなと思うんですけども、昨年7月に庁舎等公共施設の最適配置に関する住民の説明会をさせていただきました。その御報告を令和4年の10月号の町広報誌とそれから折り込みチラシを入れて周知をさせていただきました。その翌11月号から令和5年2月号にかけて、庁舎編、保健センター編、福祉センター編、社会教育施設編と4回に分けて周知をさせていただきました。これは、公共施設最適配置の取組を広く住民の皆様にご覧いただくために、住民説明会で報告した内容を基に毎号お届けするとしたものでございます。ただし、毎号というのが誤解を招く表現であったと理解をしまし

たので、今後、広報の掲載につきまして注意しながら作成させていただきたいと思っております。

○議長（村西作雄君） 町長。

○町長（有村国知君） 広報の部分に関しましては、今ほど担当室長から御答弁を申し上げた次第でございます。澤田議員おっしゃっていただきましたこの事柄というのは、大変重要であるというふうに町長は認識しているんだろうということでございます。まさにそのとおりでございますので、これからもフェーズの変遷というところを迎えてまいりますけれども、今、建築の工事ということも今、基礎部分ということ、粗方形も見えるような状況にもなっております。それぞれの庁舎の内装であったりということでは変化をしていきます。そのこともこの広報誌の中で触れさせていただいたと、その触れさせていただいた形のものに向けての工事がこれから進んでまいるというところでございます。令和6年度におきましても事業が控えておりますけれども、ぜひこの事柄に皆様とともに向き合い、また前進をさせていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 住民の皆さんは、これ結局どうなってるか分かってないと思うんです。この継続して話をしていかにへんと、これで飛んで終わり。そうではないんやろうけど、住民に嘘ついたみたいなものやわね、これ。ほんで、当初予算にもこの取組の予算はあるんですか。それだけ、あるかないかだけお聞きしておきます。

○議長（村西作雄君） 公共施設最適配置推進室長。

○行革・DX推進室長兼公共施設最適配置推進室長（久保川瑞穂君） 今、議員のほうから予算の関係でお問合せいただきました。工事予算につきましては、予算のほうはもう確保させていただいておるのは御承知いただいているかなと思います。ただ、周知関係につきましては、町広報誌紙面を活用させていただいておりますので、特段これについて当室のほうで何か予算を持っているということではございません。

○議長（村西作雄君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 結局、いろんなことを見ても、住民の皆さんに分かるように、こういうなんでもコンサルに頼るわけやなく、やっぱり地元を見据えてちゃんとしていってほしいんです、こういうなんをつくるときにも。結局、最初に言ったやつでも、全部もう田園地域とかそういうなんも全部崩れていってるのが現状なんです。そうい

うところも見ながら、つくるならこういうをつくると、もうほんでこの公共施設の最適配置にしても、やっぱり継続して皆さんとしゃべって行ってしていかなと、全部中途半端で終わってしまうような気がするんです。その辺だけ注意していただいて、私の一般質問を終わります。

○議長（村西作雄君） これで、4番、澤田源宏君の一般質問を終わります。

ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。再開を16時45分といたします。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時45分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 瀧 すみ江君

○議長（村西作雄君） 一般質問を続けます。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。一般質問を行います。今回は4項目について一問一答で行います。

まず初めに、育休退園について2点質問します。

育休退園とは、例えば2歳児を保育園に預けているお母さんが出産して育休に入ると、家庭で保育ができるとみなされ、上の子が退園させられる制度です。自治体によって運用が違います。

愛荘町では、予算・決算特別委員会の質疑における答弁では、幼稚園が3年生であることから、就学前の園児の教育に格差が出ないように配慮し、育休後復帰されるということが前提で、幼稚園対象年齢の3歳児以上は保育を継続しているとのことでした。

家庭で保育ができるからと、上の子が3歳児にならなければ退園させられますが、家庭の実態から言えば本当にむごいことです。保護者は生まれて間もない赤ちゃんの世話をしながら、同時に動き回り目の離せない1、2歳児の保育をしなければならないという実態があります。

受入れについては、愛荘町の6つの保育園では、産休明けからが2園、出産後6か月が2園、離乳食終了後が2園となっています。育休退園しても仕事に復帰したときに2人同時に保育園に入所できるだろうかということが保護者の大きな不安です。産

休明けから入所できる保育園に上の子が入所している場合、育休を取らずに産休明けから赤ちゃんを預ける場合もあると考えます。出産後6か月や離乳食終了後の場合は育休退園になるか、生まれた子どもを産休明けからほかの保育園に預けるという選択をするのかということにもなります。

1点目に、町における育休退園をめぐる状況について答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） お答えさせていただきます。

子ども・子育て支援法に基づき保育を御利用いただくためには、保護者の就労や疾病、妊娠や出産後間もないこと、そして保護者の障害などの家庭で保育を必要とする場合に保育園の利用ができます。このため、要件を満たさなくなれば原則退園いただくこととなります。

愛荘町では、第2子以降の出産に伴う在園している児童の場合は、出産予定日の前2か月から出産後6か月までを利用認定期間としており、産後6か月を経過すると退園いただき、御家庭での保育をお願いしています。

議員御指摘のとおり、保育園入所している児童で幼稚園年齢に達した3歳以上の幼児については、小学校入学を控えるお子さんへの環境の変化や教育格差を考慮し、育休後職場復帰されることを前提に引き続き利用いただけるよう対応しております。

なお、産休明けからの受入れにつきましては、育児休暇を取得できないなどで保育を必要とする場合に保育の利用認定を行っております。保育園での受入れにつきましては、各保育園の受入れ体制や子育て支援や子ども支援としての考え方があることから、入所受付では保護者の希望に合った保育園を案内しております。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今、答弁いただいたわけですが、そのことについては再質問はありませんので、次の質問に移らせていただきます。

1項目めの育休退園についての2点目の質問です。

どのケースを考えても育休退園が保護者にとっては苦しい状況になることは明らかです。自治体によって対応できる制度なので、2歳児以上が退園しない自治体もあります。2点目に、育休退園が及ぼす問題を解決するために育休退園を廃止することを求めますが、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） お答えさせていただきます。

現在、保育園の利用を希望される方は、保育料無償化に伴い年々増加傾向にあります。一方、保育園の規模や職員数には限界があり、限られた社会資源の中で一定保育認定基準を満たすことが必要となってきます。

先ほど答弁させていただきましたように、子どもさんが既に保育園を利用し幼稚園年齢に達している場合には、育児休暇を取得されていても継続利用できるように配慮しております。しかしながら、保育園利用者が育児休暇中でも支給要件に関係なく保育園の認定を受けると、限られた社会資源の中では一定の保育基準を満たす保育を提供することが難しくなり、真に保育を必要とする方が利用できなくなることにつながります。このため、育児休暇の6か月を過ぎた方が引き続き育児休業を取得される場合は、保育の実施を解除させていただいております。

町では、保育所での一時預り保育を実施しているほか、町内にお住まいのゼロ歳から就学前の子どもさんとその保護者がいつでも気軽に利用でき、親子が自由に遊び、交流し、子育ての仲間づくりや情報交換ができる施設として、子育て支援センターあいつ子、わんぱくひろば、つくしひろばを開設しております。

保護者の方が育児不安等を1人で抱え込まないよう、また見通しの持てる子育てができる支援を今後も引き続き行ってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。このように答弁いただいたわけで、町としてもいろいろと努力されていると思われませんが、全体、再質問として、国の法との観点についてさせていただきます。

平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行され、保育の必要性の理由に育休を明記した上で、発達上、環境の変化に留意が必要な場合などを、保育の継続が必要だとされたことにより育休退園を廃止した自治体や緩和した自治体、継続した自治体と、各自治体によって育休退園についての対応が異なりました。同法では、育児休業開始前に既に保育所などを利用していた子どもについて、保育所などを引き続き利用することを市町村に必要と認められることが要件、保育所などを引き続き利用することが市町村に必要と認められる例として、①、次年度に小学校入学を控えるなど子どもの

発達上、環境の変化に留意する必要がある場合、②、保護者の健康状態やその子どもの発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合が示されており、市町村は保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、児童福祉の観点から必要と認めるか判断するとされました。国でこのようにされたわけですが、この中の最後のところですが、児童福祉の観点から言えば育休退園を廃止するというのが道理であるはずですが、しかし、その前提に市町村は、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上でということが示されています。保護者の希望と地域における保育の実情は相反するものがあるのではないかと考えます。それは、先ほどの答弁にもありましたように、やはり受入れ枠の問題があると考えます。そして、保護者の希望を尊重するならば、強制的に育休退園させるのではなく、上の子を退園させて子どもを自分で育てたいという人や、上の子を保育園にそのまま入所させたいという人の希望を尊重して、上の子が退園しても育休終了後に希望の保育園に入所できるようにすればよいと考えます。しかし、地域における保育の実情、愛荘町でもそうですが、入所枠が不足している状況であり、育休退園を廃止できない理由になっているのだと思います。国が自治体に判断を丸投げするだけで、問題の大本にある保育所の入所枠に入所希望者が入れない待機児童問題に手を付けていないという問題が根本にあります。国の責任で財源を確保して、認可保育所の抜本的な増設を進めるべきと考えます。入所枠が増えて余裕ができれば、職場復帰後の入所への不安を持つこともなく、育休のときに上の子を退園させるかさせないかという保護者の自由な選択ができます。

以上、長々と訴えましたが、このことについて見解を求めておきますので、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（重田祐史君） 先ほどの件でございますが、議員御承知のとおり、確かに愛荘町における保育所の入所状況もちますと、待機児童が出るほどのものがありますので、それに対して要件に達していない方を入れますと本来必要な児童が入れないという状況になりますので、退園していただくことになっております。あともう少し、各地域によって違うことにつきましては、各地域においては2歳まで、要するに3歳児になりますと保育園を出ていってください、2歳までですとそのまま入れますということもあります。そのうち、背景には小規模保育所といたしまして、ゼロ歳から2歳の子どもなりを預かる保育所がある地域によってはそのように条件を出して

るところがありますので、それぞれの地域によって要件が変わってくることもございます。

愛荘町においては、先ほど議員も御承知のとおり、教育格差や子どもたちの環境のことを考慮しまして、愛荘町では幼稚園年齢に達した子どもさんについては継続させていただくことになっております。また、児童福祉の観点からということなんですけど、確かに児童福祉、保育所につきましては、児童福祉法に基づいて保育所は入所させていた時期もありました。平成27年4月から子ども・子育て支援法に基づきまして、その条件で入所させるという形に変わってきました。これで大きく変わりますことは、保育要件で認定を受けた方、そして認定を受けた方に対して施設の給付費が出されるということももう1つ、この保育所の子ども・子育て支援法で書かれているものです。今後、このようなことでどうなるかはちょっと分かりませんが、実際のところへいきますと、保育所によっては経営等もございます。この人口に対しまして、少子化ということで子どもさんが減ってきていることもございますので、この法律等を考慮しながら今後は検討が必要であるのかなとも考えております。しかし、現在のところでは、定員を超過している以上は3歳以上のみ継続という形でさせていただくか考えておるところでございます。

以上です。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。本当に今日の現状から見ればなかなか難しいところもあると思いますけれども、やはり少しでも保護者の不安、そして状況、大変な状況、苦しい状況もあると思います。それで解決するために、ぜひ1歳でも育休退園の年齢が下げられるよう、また検討を加え努力していただきたいと思います。

それでは、次に、雑紙を含めた古紙類等の回収について2点質問します。

9月議会で町民の声を受けて各ステーションの雑紙回収を求めたところ、行政は、「雑紙はティッシュペーパーの箱やトイレトペーパーの芯、包装紙や紙類などであり、再利用できる大切な資源で、これらを適正に分別いただくことで可燃ごみの減量化につながり、削減目標を達成するための手段の1つであると考えている。ふれあい収集業務の制度を利用して分別された雑紙を回収することは可能であると考えており、今後、収集業者と調整をしていく。さらに、ステーション管理については、今後、ほかの収集品目と同一日で回収する等も含め、総合的に検討をする」との答弁をしてい

ます。

1点目に、ふれあい収集業務の制度を利用しての回収はどのようにされたのかについて、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

ふれあい収集については、現在、地域のごみステーションに出せるごみのみを収集しております。この事業において、古紙回収については、雑紙、段ボールの古紙類等も含め、エコステーションへの搬入業務を来年度からの開始に向け調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 本当にふれあい収集の対象の方は、一番弱い立場の方々でありますので、ぜひここから回収をしていただけますことを本当に嬉しいことやと思っております。ぜひ来年度からの開始、よろしく願いいたします。

それでは、次の2点目の質問に行きます。町民の方から、「今は自動車に乗れるから新聞紙等の紙類を資源回収の場所に持っていけるが、今後、免許証を返したら無理になる。各自治会のごみステーションの回収を早く実施してほしい」との御意見を頂きました。令和13年度までにごみを15%減量する目標を早く達成するためにも、来年度から各自治会のごみステーションで雑紙を含めた古紙類等の回収を行うことが必要と考えます。トラックでのごみ回収との同時回収をすれば、来年度からの実施は可能ではないでしょうか。行政のやる気次第と考えます。

2点目に、各自治会のごみステーションでの古紙類等の回収を来年度から実施することを求めますが、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） 現在、新聞、雑誌、段ボール、雑紙等の資源ごみにつきましては、愛知川地域2回、秦荘地域2回の計4回を拠点回収において実施しております。また、先ほど福祉課長が御答弁申し上げましたとおり、現在、戸別回収できる施策の1つにふれあい収集業務がございます。自らがごみステーションにごみを持ち込めない高齢者や障害者等の世帯を対象にごみ収集業務を行うものですが、来年度から古紙類の回収も含め実施できるよう収集業者と調整をしているところ

でございます。加えて、古紙類の回収につきましては、民間施設である愛荘エコステーションにおいて平日に受入れをされており、多くの方が利用をされています。

以上のことから、古紙類につきましては自治会等に設置しているステーションで回収することは今のところ考えてはおりませんが、拠点回収場所まで搬出できない高齢者等への配慮につきましては、今後も関係各課と議論をしてまいりたいと存じます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） これについて再質問をさせていただきます。2点させていただきます。

1点目として、今、答弁で高齢者等に配慮をしていくということを言われております。高齢者等への配慮について、どのようなことを考えているのかについて答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

高齢者への配慮に関しましては、ステーション管理だけに特化するのではなく、高齢者を支援できる施策等も含め、様々な角度から関係各課と議論をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） もう1点、再質問させていただきます。今、高齢者への配慮ということで、新たな施策のような意味合いの答弁だったと思います。それよりも、現在やっているステーション回収への組合せで考えたほうが町民も慣れているので出しやすいと思います。現在実施している拠点回収のほうが使いやすい方もおられますし、1つだけの拠点回収とステーション回収がもしあった場合、拠点回収を今やられてますけど、今回、拠点回収に家から持って行こうとか、ステーションのほうが今度はいいか、そんなこともあると思います。それで、1つだけの方法というよりも、人によって、また時と場合によって、そこに使いやすいほうを選択できるのが町民が便利に使えますし、ごみの減量化に貢献できると考えます。古紙類は、新聞、雑誌、雑紙と決め、ステーション回収で月1回の回収をしている白色トレイとの同時回収なら可能ではないかと考えますが、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 御答弁申し上げます。

白色トレイでございます。白色トレイにつきましては、月1度の回収品目でありまして、2台4人体制で現在、回収のほうをしております。そこに古紙類を入れることでさらなる台数の増大、また人員確保、そしてまた収集費用が必要であることから、今後、収集業者も含め十分な議論が必要と考えております。現時点におきましては、4回の拠点回収、また民間施設での受入れ等を実施しておりまして、高齢者への支援といたしましては、まずはしっかりとふれあい収集業務での回収を実践してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。それでは、次の質問に移ります。

次に、加齢性難聴による補聴器購入への補助制度創設について、2点質問します。

これについても9月議会で質問しましたが、行政からは、「コミュニケーションが困難な状況で認知症が進んでいくことは大変懸念するものであり、介護予防を推進する上でも補聴器は重要なツールとなる。今回の調査結果や近隣市町の加齢性難聴による補聴器購入助成制度の状況、補聴器を使用されることによる認知症予防や介護予防の効果などを総合的に検証し、また災害時対応という重要な観点にも配慮しながら、難聴によりお困りの方の福祉施策の在り方について研究させていただきたい」との答弁でした。

1点目として、研究した結果どうだったのかについて答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

耳の聞こえによる認知症の進行、介護予防、災害時の対応については、補聴器購入助成を検討する上で重要な視点と捉えており、聞こえの確保は生活の質の向上につながる重要なものと認識しております。

助成事業を実施されている県下市町の状況を調査し、5自治体で取組を確認いたしました。助成金額や購入条件は様々であり、それぞれ独自の考え方で取り組まれていました。これらを参考に、愛荘町としてどのような事業にしていくか検討しております。現在、町で実施しています事業といたしまして、身体障害者手帳をお持ちの方への補装具としての補聴器給付と、18歳未満を対象とした軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業があります。注視すべきは、これらの事業の対象とならない聞こえに課題を抱えておられる方々です。

このことを踏まえ、高齢による加齢性難聴の方に加え、18歳以上の方を事業対象とし、聞こえに関する課題解決と生活の質の向上につながる事業を構築していけるよう検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。ただいま前向きな答弁を頂きまして、ありがとうございます。私もこの質問をするのに先立ちまして、加齢性難聴について調べましたので、皆さんにも難聴に対する理解を深めていただきたいと思います、専門家の方のお話を報告したいと思います。

加齢による聴力の低下は、一般的に高音域から始まります。聴力の衰えは20代から徐々に始まり、40歳代のうちはあまり自覚することはありませんが、着実に高音域の聴力レベルは下がってきます。早期に予防することが大切です。60歳代になると、軽度難聴レベルまで聴力が低下する音域が増え、聞こえが悪くなったことを感じる人が急激に増えてきます。さらに、70歳を超えるとほとんどの音域の聴力が軽度難聴から中等度難聴レベルまで低下してしまいます。65から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われていています。難聴になると様々な社会生活に支障を来します。必要な音が聞こえず、社会生活に影響を及ぼす、危険を察知する能力が低下する、家族や友人とのコミュニケーションがうまくいなくなる、自信がなくなる、社会的に孤立し鬱状態に陥ることもある、認知症発症のリスクを大きくするなどの支障が出てきます。加齢性難聴は一言で言えば老化による聴覚機能の低下なので、残念ながら根本的な治療法はありません。大切なのは、できるだけ早期から補聴器などを使って聞こえを改善し、言葉を聞き分ける能力を最大限に発揮することなのです。

以上ですけれども、加齢性難聴は40歳代から始まることや、社会生活に様々な支障を及ぼすこと、できるだけ早期に補聴器を使用することが大切であることが分かっていたと思います。

これについて再質問はしないのですが、今度は次の2項目めの質問に移らせていただきます。

2点目に、「聞こえにくい、豊郷町、甲良町、多賀町等のように、補助制度ができたなら補聴器を買いたい」との町民の声に応えるために、来年度からの加齢性難聴によ

る補聴器購入への補助制度創設を求めますが、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） 答弁申し上げます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、聞こえに対する支援は重要なものと受け止めております。加齢性難聴を含め、聞こえに課題をお持ちの方への補聴器購入の助成について、現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 瀧です。再質問をさせていただきます。12月8日に生活と健康を守る会のメンバーが、高齢者の補聴器購入町補助制度を求める要望書第2次分の署名498筆を町に提出しました。8月23日に提出した第1次分の署名623筆と合わせると1,121筆になります。町民の声を重く受け止めていただきたいと、来年度から実施されることを要望しています。既に犬上3町で行われていますが、3町とも18歳以上を対象にされています。さきに申し上げた聴力の衰えが20代から徐々に始まっていることや、弱年でも身体障害者手帳の対象にならない難聴になることがあるかもしれませんので有効なのではないかと考えますし、答弁でも触れておられます。また、3町とも2分の1補助で、上限は甲良町で4万円、豊郷町と多賀町が2万5,000円とされています。補聴器は性能が良くなるほど高価になりますので、町民への支援のためにも上限額を充実されることを要望します。検討しているとの答弁を頂いていますので、制度の内容充実についても検討を加えていただきながらの来年度からの実施を求めるところです。これについての見解を求めておきますので、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。補聴器を必要とされている方の暮らしや人生が豊かになる事業を検討していきたいというふうに考えております。聞こえの支援について内容の充実を図れるよう研究をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは最後になりますけれども、子どものインフルエンザ予防接種に補助をする

ことについて質問します。

これについては今までにも質問に取り上げた経過がありますが、町民の要求をお聞きしての質問であり、質問した後は町民の方の反応が寄せられています。子どもさんのインフルエンザのワクチン接種の場合、2度の接種が必要であり、大人の倍の費用がかかり、多子世帯なら万単位の費用がかかります。今年はインフルエンザの流行が増加傾向とのことですし、保護者の心配はなおさらです。せめて2回接種のうち1回分だけでも無料になれば、費用も半分になり、子育て世帯を支援することになると考えます。

このようなことから、子どものインフルエンザ予防接種に補助をすることを求めますが、答弁を求めます。

○議長（村西作雄君） 健康推進課長。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱（木村美紀君） 御答弁申し上げます。

町では高齢者の重症化予防を目的として、65歳以上の高齢者に対して、自己負担1,300円でインフルエンザワクチンの接種ができるよう支援を行っております。

県内の19市町において、高齢者インフルエンザ予防接種の個人負担金が1,000円から2,260円まで各市町で差異がありますが、愛荘町は1,300円で県下でも5番目に安い額となっております。

繰り返しになりますけれども、町では高齢者の重症化予防を目的とし、1人でも多くの方が安価で接種できるよう環境整備に努めてまいっております。そのため、高齢者への一部助成は引き続き行っていくつもりですが、お子さんを対象とした助成は今のところ考えておりません。

議員御指摘のとおり、今年は全国的にもインフルエンザが流行しております。寒い季節になってきていますが、室内の換気、手洗い、場面に応じたマスクの着用など、個々の基本的な感染症対策をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村西作雄君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 私も高齢者の仲間入りをしていますので、インフルエンザ予防接種を半額以下、普通の人が払う半額以下の1,300円の費用で受けられることを大変ありがたく思っています。高齢者の重症化を防ぎ、命を守るための補助は、第一に必要なことです。これからコロナのワクチンも有料化になると言われている中

で、そこにも補助をして命を守ることが必要であり、優先順位があることは理解します。一方、子育て中の保護者は、もし3人の子どもがいれば2万円以上の費用がこのインフルエンザ予防接種にかかるわけで、本当に重い負担であると思います。それで、その方々の代弁をしています。安心して子育てができる施策の実現を訴えて、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これで、11番、瀧 すみ江君の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（村西作雄君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は明日12月12日午前9時から本会議を開催します。本日はこれで延会します。大変御苦労さまでした。

延会 午後5時22分